



TOKIO MARINE
NICHIDO

重要事項説明書(契約概要/注意喚起情報)

2024.3改定

ご契約のしおり・約款

あんしん就業不能保障保険

就業不能保障保険(無解約返戻金型)



東京海上日動あんしん生命

この冊子には、ご契約にともなう大切なことがらを記載しています。

ご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申し込みいただくようお願いいたします。
お申し込みいただきましたら、後ほどお届けする保険証券とともに保存いただき、ご活用ください。

重要事項説明書

ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

契約概要

P.1～P.6

ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

■商品の特長・仕組み	P.1
■保障内容	P.2～P.4
■その他ご確認いただきたい事項	P.5～P.6

注意喚起情報

P.7～P.17

ご契約のお申込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。

その他の重要事項

P.18～P.19

ご契約のお申込みに際して、ご確認いただきたい事項を記載しています。

ご契約のしおり・約款

ご契約のしおり

P.20～P.61

ご契約についての重要事項、諸手続き、税法上の取扱いなど、ぜひ知っていただきたい事項をわかりやすくご説明しています。

約款

P.63～P.111

「普通保険約款」と「特約条項」など、ご契約についてのとりきめを記載しています。

契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご理解のうえ、お申し込みください。
「契約概要」に記載のお支払事由や給付の際の制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由・制限事項等の詳細や主な保険用語の説明等は➡「**ご契約のしおり**」、「**約款**」に記載していますのでご確認ください。

あんしん就業不能保障保険^[無配当]

2024.3
改定

就業不能保障保険（無解約返戻金型）

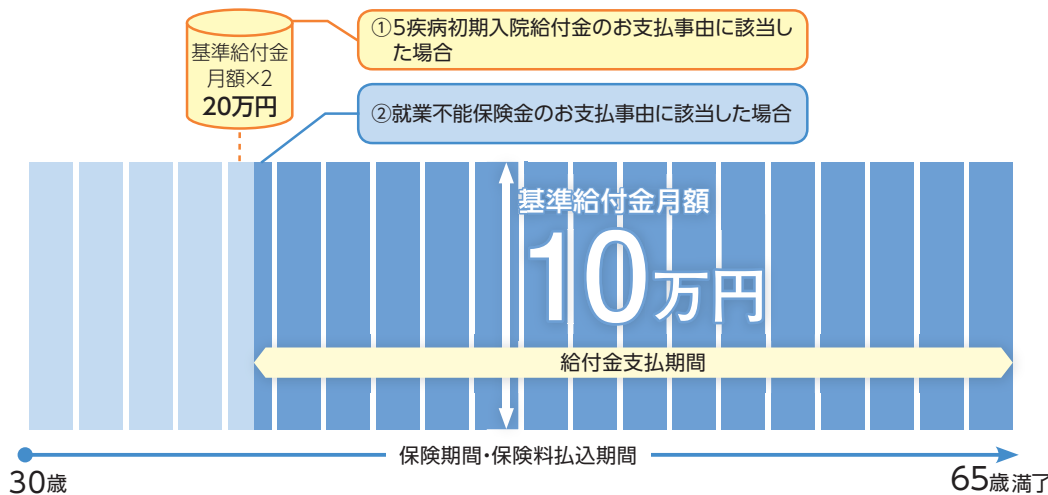
特長

- 保険契約の型に応じて、5疾病により入院・在宅療養をした場合や障害状態、介護が必要な状態となった場合に、毎月所定の給付金を一定期間お受け取りいただけます。
(保障範囲の異なる3つの型から保険契約の型をお選びいただけます。)
- 喫煙状況・健康状態等が当社の定める基準を満たす場合、**区分保険料率適用特約を付加**することで、標準の保険料率より**割安な保険料率を適用**することができます。

仕組み

ご契約例 | (計算基準日:2024年3月2日)

- ご契約年齢 ▶ 30歳(男性)
 - 保険契約の型 ▶ III型
 - 給付金支払期間 ▶ 保険期間満了日まで
 - 最低支払保証期間 ▶ 2年
 - 特定疾病保険料払込免除特則付加
 - 適用保険料率 ▶ 標準保険料率
 - 月払保険料(口座振替扱) ▶ 6,640円
- (注1)適用保険料率については、➡P.5の「その他ご確認いただきたい事項」をご参照ください。



(注2)保険金のお受取方法として、一時支払を選択することもできます。
(注3)受取総額は、お受取方法やお支払事由に該当した時期等によって異なります。

解約返戻金

- 解約返戻金の額は、適用保険料率・契約年齢・性別・保険期間・保険料払込期間・経過年月数・保険料の払込年月数などにより異なります。
- この保険には、保険料払込期間中の**解約返戻金はありません**。

契約者配当

- この保険には、契約者配当金はありません。

主契約の保障内容

- この保険にはⅠ型～Ⅲ型の3つの型があり、保険契約の型に応じて、お支払いの対象が異なります。選択できる保険契約の型は以下のとおりです。

(○:お支払いの対象、-:お支払いの対象外)

保険契約の型	保険金および給付金の種類		就業不能保険金の対象とする状態		
	就業不能保険金	5疾病初期入院給付金	所定の障害状態	介護が必要な所定の状態	5疾病による所定の入院・在宅療養状態
Ⅰ型	○	-	○	○	-
Ⅱ型	○	○	-	-	○
Ⅲ型	○	○	○	○	○

(注) 選択された保険契約の型は変更することはできません。

- この保険で支払われる保険金・給付金等および付加できる特則は以下のとおりです。
(この保険に付加できる特約については、➡P.5の「その他ご確認いただきたい事項」をご参照ください。)

(○:お支払いの対象、-:お支払いの対象外)

保険金等の種類	お支払事由の概要	お支払いする保険金額等	保険契約の型			ご注意事項
			Ⅰ型	Ⅱ型	Ⅲ型	
就業不能保険金	所定の障害状態を対象とする場合 病気やケガにより、以下の①～③のいずれかの障害状態に該当したとき ①国民年金法に定める障害等級1級または2級に該当していると認定されたとき(*1) ②身体障害者福祉法に定める障害の級別1級から3級までに該当し、身体障害者手帳の交付があったとき ③特定生活障害状態に該当したとき	(1)月払給付の場合 基準給付金月額 給付金支払期間満了日まで毎月お支払いします。 (2)一時支払の場合 お支払事由に該当した時点の保険金額	○	-	○	P.3 1 2
	介護が必要な所定の状態を対象とする場合 病気やケガにより、以下の①または②の介護が必要な状態に該当したとき ①公的介護保険制度の要介護2以上と認定されたとき ②要介護状態が180日を超えて継続したと診断されたとき		○	-	○	
	5疾病による所定の入院・在宅療養状態を対象とする場合 5疾病(*2)による入院・在宅療養状態が60日を超えて継続したと診断されたとき		-	○	○	
5疾病初期入院給付金	5疾病(*2)の治療を目的として所定の入院をしたとき	基準給付金月額×2 支払限度回数 保険期間を通じて1回	-	○	○	P.3 1 P.4 3
保険料払込みの免除	以下の①または②に該当したとき、将来の保険料のお払込みが免除となります。 ①病気やケガにより、所定の高度障害状態になったとき ②不慮の事故によるケガで、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害の状態になったとき					-
特定疾病保険料払込免除特則	(ご契約に付加した場合) 上記の「保険料払込みの免除」のほか、以下の①または②に該当したとき、将来の保険料のお払込みが免除となります。 ①初めて悪性新生物(*3)と診断確定されたとき ②心疾患または脳血管疾患(*3)により、所定の手術または継続20日以上入院治療を受けたとき					P.3 1 P.4 4

(*1) 精神の障害を原因として障害等級2級に該当した場合を除きます。

(*2) 悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、肝硬変、慢性腎不全をいいます。(上皮内新生物は対象になりません。)

(*3) 上皮内新生物や高血圧性心疾患は対象になりません。

- 就業不能保険金のお支払事由に該当した場合、将来の保険料をお払込みいただく必要はありません。
- 国民年金法、身体障害者福祉法、公的介護保険制度または公的医療保険制度等の改正が行われたときや、医療技術・医療環境の変化が生じたときは、主務官庁の認可を得て、保険金のお支払事由または特定疾病保険料払込免除特則による保険料払込みの免除事由を変更することがあります。その場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をご案内します。

〈ご注意事項〉

1 悪性新生物に関する不担保期間について

- この保険（※1）には、悪性新生物に関して90日の不担保期間があります。このため、責任開始日からその日を含めて90日を経過する日まで（責任開始期前を含みます。）に悪性新生物に罹患した場合は次のとおりとします。
 - ・悪性新生物により入院・在宅療養状態に該当した場合でも、就業不能保険金・5疾病初期入院給付金のお支払いはできません（※2）。（保険契約の型がⅡ型・Ⅲ型の場合）
 - ・特定疾病保険料払込免除特則による保険料払込みの免除はできません。
 この場合、その後新たに悪性新生物に罹患されても、悪性新生物による保険金・給付金のお支払い（※2）および保険料払込みの免除はできません。
- （※1）保険契約の型がⅠ型で特定疾病保険料払込免除特則を付加しない場合を除きます。
- （※2）所定の障害状態、介護が必要な所定の状態による保険金のお支払いには不担保期間のお取扱いはありません。

2 就業不能保険金について

- 就業不能保険金のお支払方法は、月払給付または一時支払のいずれかをお選びいただけます。

月払給付	給付金支払期間満了日まで（※1）、基準給付金月額を毎月お支払いします。
一時支払	お支払事由に該当した時点の保険金額を一時金としてお支払いします。

保険金の一部を一時支払とし、残りを月払給付とすることもできます。

（※1）給付金支払期間を年数で定めた場合、就業不能保険金のお支払事由に該当した日を起算日として、その年数を経過する日が保険期間満了日を超えるときは、保険期間満了日までとします。

- 月払給付の場合、お支払事由に該当した日から保険期間満了日までの期間が最低支払保証期間に満たないときは、最低支払保証期間を通じて基準給付金月額を毎月お支払いします。
- 一時支払の場合、お支払いする保険金額は、月払給付の受取総額の現価に相当する金額となります。このため、お支払いする保険金額は、一般に月払給付の受取総額を下回ります。また、給付金支払期間を保険期間満了日までとした場合（※2）は、最低支払保証期間が適用される期間を除き、保険期間の経過とともにお支払いする保険金額は逡減します。
- （※2）上記（※1）に該当する場合を含みます。

- お支払いの対象となる特定生活障害状態、要介護状態、5疾病および入院・在宅療養状態とは、それぞれ次のとおりです。

特定生活障害状態	次のいずれかに該当し、回復の見込みがない所定の状態をいいます。詳細は普通保険約款の別表をご参照ください。 ○ 国民年金法の障害等級1級または2級に相当する身体機能の障害 ○ 国民年金法の障害等級1級に相当する精神の障害 ○ 心臓移植、永続的な人工透析療法を受けた等の所定の病状
要介護状態	「常時寝たきり」または「器質性認知症」により、普通保険約款所定の条件を満たす介護が必要な状態をいいます。ただし、死亡した後や介護を必要としなくなった後は、要介護状態とはいいません。 要介護状態は、普通保険約款に定める保険会社独自の認定基準によるものであり、公的介護保険制度で定める要介護状態とは異なります。
5疾病	普通保険約款の別表に定める悪性新生物（※1）（※2）、急性心筋梗塞、脳卒中、肝硬変、慢性腎不全（※3）をいいます。
入院・在宅療養状態	次のいずれかの状態をいいます。ただし、死亡した後や5疾病が治癒した後は、入院・在宅療養状態とはいいません。 ○ 5疾病の治療を目的として所定の入院をしている状態 ○ 医師の指示により業務に従事することなく、自宅等において療養し、5疾病の治療（※4）に専念している状態 ○ 5疾病を直接の原因とする所定の高度障害状態

- （※1）「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」および「国際疾病分類 腫瘍学第3版（2012年改正版）」等により悪性新生物に分類されるものをいいます。上皮内新生物や良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は対象となりません。
- （※2）悪性新生物は、病理組織学的所見により医師によって診断確定される必要があります。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。
- （※3）慢性腎不全は、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」に定める慢性腎臓病のステージ4または5に分類されるものをいいます。
- （※4）公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により在宅患者診療・指導料（往診料、救急搬送診療料を除きます。）の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

- 就業不能保険金のお支払事由に複数該当しても、就業不能保険金は重複してお支払いしません。
- 次のいずれかに該当した場合、ご契約は消滅します。
 - ・月払給付の場合：給付金支払期間中の最後の給付金をお支払いしたとき
 - ・一時支払の場合：保険金をお支払いしたとき

3 5疾病初期入院給付金について

- 就業不能保険金のお支払事由に該当した場合は、その日より後に5疾病初期入院給付金のお支払事由に該当しても、5疾病初期入院給付金はお支払いできません。

4 特定疾病保険料払込免除特則について

- 心疾患・脳血管疾患による保険料払込みの免除事由のうち、所定の手術とは、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術および先進医療(※1)に該当する手術をいいます。

(※1)先進医療とは、公的医療保険制度における評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療をいい、先進医療の対象となる医療技術ごとに医療機関・適応症が限定されています。

療養を受けた時点で、公的医療保険制度の給付対象となっている場合や承認取消等により先進医療でなくなっている場合は、対象となりません。
- 保険料払込みの免除の対象となる悪性新生物(※2)、心疾患(※3)、脳血管疾患は、普通保険約款の別表に定めるものとします。

(※2)疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠]および「国際疾病分類 腫瘍学第3版(2012年改正版)」等により悪性新生物に分類されるものをいいます。上皮内新生物や良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は対象となりません。

(※3)高血圧性心疾患は対象となりません。
- 悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見により医師によってなされる必要があります。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

その他ご確認いただきたい事項

適用保険料率（区分保険料率適用特約）について

- この保険の保険料は、被保険者の喫煙状況、体格（BMI）および血圧値に応じて、次のいずれかの保険料率を適用して算出します。

○：下記基準を満たしている場合、－：下記基準を満たしていない場合

適用保険料率（※1）	喫煙状況	体格（BMI）および血圧値
①非喫煙者優良体保険料率（※2）	○	○
②非喫煙者標準保険料率（※2）	○	－
③喫煙者優良体保険料率（※2）	－	○
④標準保険料率	－	－

（※1）被保険者の年齢が20歳未満の場合は、下記基準によらず、標準保険料率を適用します。

（※2）区分保険料率適用特約を付加します。

- 上記①～③の保険料率を適用する基準は、次のとおりです。

項目	適用基準
喫煙状況	次のすべてを満たす場合 ○ 過去1年以内に喫煙していないこと。 ○ 所定の喫煙検査による結果が陰性であるか、または健康診断書により喫煙歴のないことが確認できること。
体格（BMI）および血圧値	次のすべてを満たすことが健康診断書により確認できる場合 ○ BMI（※）の値が18以上27以下であること。 ○ 最大（収縮期）血圧値が139mmHg以下かつ最小（拡張期）血圧値が89mmHg以下であること。

（※）BMI（ボディ・マス・インデックス）＝体重（kg）÷ {身長（m）}²

健康診断書にBMIの記載がない場合は、健康診断書に記載の身長・体重をもとにBMIを計算します。この場合のBMIの基準は、小数点第3位以下を切り捨て、18.00以上27.00以下とします。

- P.1のご契約例の保険料について、適用保険料率・保険契約の型を変えた場合の保険料と比較すると、次のとおりです。

保険契約の型 適用保険料率	I型	II型	III型
①非喫煙者優良体保険料率	2,040円	4,140円	5,570円
②非喫煙者標準保険料率	2,540円	4,480円	5,820円
③喫煙者優良体保険料率	2,570円	4,590円	6,380円
④標準保険料率	2,670円	5,010円	6,640円（※）

（※）P.1のご契約例の保険料です。



ご注意

- ・ご契約にあたって健康診断書（写）をご提出いただいた場合、当社はその内容を加味して引受判断を行います。傷病歴・健康状態等によっては、上記基準による保険料率を適用できない場合や、ご契約のお引受けができない場合等があります。
- ・被保険者本人が喫煙者でなくとも、受動喫煙等により喫煙検査で「陽性」と判定された場合は、①非喫煙者優良体保険料率・②非喫煙者標準保険料率を適用することはできません。
- ・「優良体」とは、この特約における当社の呼称であり、「優良体」の基準に該当されない方の健康状態が優良でないということではありません。

指定代理請求特約について

- 被保険者である保険金等の受取人が、病気やケガにより保険金等を請求する意思表示ができない等の場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が、受取人の代理人として保険金等を請求することができます。
- 指定代理請求人は、保険金等の請求時において、次のいずれかに該当することが必要です。
 - ・被保険者の戸籍上の配偶者
 - ・被保険者の直系血族
 - ・被保険者の3親等内の親族
 - ・被保険者と同居し、または生計を一にしている方
 - ・被保険者との契約にもとづき、被保険者の療養看護または財産管理を行っている方
- 指定代理請求人からのご請求に対して保険金等をお支払いした場合、その後重複してご請求を受けても保険金等をお支払いしません。

ご検討に際してご留意いただきたい点

- 主契約および特約に関して「免責事由に該当した場合」「告知義務違反・重大事由によるご契約の解除の場合」「詐欺による取消の場合」「不法取得目的によるご契約の無効の場合」等、保険金・給付金等をお支払いできない場合があります。
- この保険には死亡保険金はありません。(被保険者の死亡時に解約返戻金があるときは、解約返戻金と同額の返戻金をお支払いします。)
- この保険は、保険期間が満了した場合にご契約を更新することはできません。
- 実際のご契約内容(適用保険料率・保険期間・基準給付金月額・保険料・保険料払込期間・保険料払込方法など)につきましては、申込書等(情報端末をご利用したお申込みの場合は、お手続き画面等)の該当箇所をご参照ください。

超保険のまとめて割引について

超保険(※1)のご契約の場合、お申込み時点で次の条件をすべて満たすときは、ご契約初年度の保険料に割引が適用されます(※2)。

【適用条件】①東京海上日動火災保険の超保険契約(※3)が締結されていること。

②東京海上日動火災保険の超保険契約(※3)の年間保険料が3万円以上であること。

【割引率】ご契約初年度の保険料に対して2%(※4)(※5)

(※1) 超保険とは、東京海上グループの生損保一体型保険をいいます。なお、超保険のお取扱いをしていない取扱者／代理店もあります。

(※2) 取扱いの詳細は当社の定めるところによります。結果として、割引が適用されない場合や端数処理などによって割引率が2%とならない場合があります。

(※3) 保険期間が2年以上のトータルアシスト超保険(住まいの保険)およびこれに付帯される地震保険を除きます。

(※4) 傷病歴等があり、特別な条件付でお引き受けする場合の特別保険料部分は割引の対象となりません。

(※5) 契約概要のご契約例では、超保険のまとめて割引を適用していない保険料を記載しています。

生命保険に関するご相談・お問い合わせ

当社の生命保険のお手続き(ご契約内容の変更等)やご契約に関する照会等につきましては、カスタマーセンターへご連絡ください。なお、ご契約お申込みの手続きに関しましては、当社の取扱者／代理店までご相談をお願いいたします。

あんしん生命 カスタマーセンター

 **0120-016-234**

受付時間 | 平日 9:00～18:00 / 土曜 9:00～17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

超保険(生損保一体型保険)に関するご相談・お問い合わせは
超保険カスタマーセンター

 **0120-323-523**

受付時間 | 平日・土日祝日 9:00～18:00
(年末年始を除きます。)

注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して、特にご注意ください事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

「注意喚起情報」のほか、お支払事由・制限事項等の詳細やご契約の内容に関する事項は、➡「**ご契約のしおり**」、「**約款**」に記載していますのでご確認ください。

✓ クーリング・オフについて

➡「ご契約のしおり(ご契約に際して)」P.27～

1

クーリング・オフ(お申込みの撤回やご契約の解除)ができます。



- お申込者またはご契約者は、「ご契約のお申込日」または「第1回保険料相当額の領収日(※1)」のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内(※2)であれば、郵便または当社ホームページでクーリング・オフができます。この場合、お払い込みいただいた金額をお返しいたします。

(※1) 第1回保険料相当額をクレジットカードによりお払い込みいただく場合は、当社がクレジットカードの有効性等を確認した日をいいます。

(※2) 「責任開始期に関する特約」を付加したご契約の場合は、「ご契約のお申込日」から、その日を含めて8日以内となります。

クーリング・オフができない場合

- ①当社が指定した医師の診査が終了した場合
- ②既契約の内容変更の場合(特約の中途付加等)
- ③債務履行の担保のための保険契約である場合
- ④法人をご契約者とする場合

クーリング・オフのお申出方法

- クーリング・オフのお申出は郵便または当社ホームページで行うことができます。

【郵便でお申出いただく方法】

- ご記入例にしたがって下記住所宛に郵送してください。
- クーリング・オフは書面の発信時(郵便の消印日付)に効力が生じます。

〒167-8080 荻窪郵便局私書箱10号

東京海上日動あんしん生命保険(株) クーリング・オフ担当 宛

【ご記入例】

東京海上日動あんしん生命保険株式会社 行

①私は下記契約の申込みの撤回を行います。

②申込人(契約者) 安心 太郎(アンシン タロウ)

③住所 東京都××区〇〇〇〇

④電話番号 03-****-****

⑤証券番号 XXXXXXXXXXXX

⑥取扱者/代理店 △△保険サービス

⑦保険料 □□□□円

⑧返金先口座 〇〇銀行xx支店 普通〇〇〇〇〇〇〇〇

口座名義人 アンシン タロウ

⑨クーリング・オフの理由(任意でご記入ください。)

お申込者(ご契約者)
ご自身で署名ください。

⑦と⑧はすでに保険料
をお払い込みいただ
いた場合のみ、ご記入
ください。またご契約
者本人名義の口座に
限ります。

【当社ホームページでお申しいただく方法】

- 当社ホームページ(<https://www.tmn-anshin.co.jp/>)にお申出フォームを用意しております。入力要領にしたがってお申出ください。クーリング・オフは入力内容の送信時に効力が生じます。
- お申出フォームは、当社ホームページから「クーリングオフ」で検索いただくか、または「お客様への重要なお知らせ」等から遷移することができます。

クーリング・オフに関するご注意

- 当社はクーリング・オフに関して損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求しません。
- クーリング・オフのお申出の際に保険金・給付金等のお支払事由が生じている場合には、クーリング・オフの効力は生じません。ただし、そのお申出の際に、お申込者またはご契約者が保険金・給付金等のお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

✓ 告知について

➡「ご契約のしおり(ご契約に際して)」P.27～

2

最近の健康状態・職業等についてありのままを告知してください。



■ ご契約者や被保険者には、 健康状態等について正しく告知をしていただく義務があります。

- ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間等。以下同じ。)、現在の健康状態、喫煙状況、身体の障がい状態、職業等のうち「告知書」等で当社がおたずねする内容について、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 診査を行うご契約(医師扱)の場合には、当社指定の医師がおたずねする内容について事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 告知受領権は当社および当社指定の医師が有しています。生命保険募集人(代理店を含みます。)は告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知したことにはなりません。



■ 傷病歴等がある方へのお引受け(特別条件付引受)について

- 傷病歴等を告知された場合、所定の診査や追加の詳しい告知等が必要となる場合があります。
- 告知の内容等によっては、傷病歴等があってもお引き受けすることがあります。また、ご契約を特別な条件付(保険料の割増(※)、特定部位の不担保等)でお引き受けすることや、お断りすることもあります。お申込みにあたって所定の診査をご利用いただく場合は、告知書等でお申し込みいただく場合とお引受条件が異なることがあります。

(※)保険料の割増を行う場合、区分保険料率適用特約は付加できません。



■ 告知の内容が事実と相違する場合、ご契約または特約を解除し、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。

➡ 告知義務違反になると、どうなるの？

- 告知いただくことがらは、「告知書」等に記載しています。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、ご契約の締結または復活の際の責任開始日から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。



- ご契約の締結または復活の際の責任開始日から2年を経過していても、保険金・給付金等の支払事由や保険料払込みの免除事由が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。

➡ 保険金・給付金等のお支払いへの影響は？

- ご契約または特約を解除した場合には、保険金・給付金等の支払事由や保険料払込みの免除事由が発生していても、保険金・給付金等のお支払いや保険料のお払込みの免除を行うことはできません(※)。この場合には、解除の際にお支払いする返戻金があればご契約者にお支払いします。

(※)ただし、保険金・給付金等の支払事由や保険料払込みの免除事由の発生が解除の原因となった事実によらないときは、保険金・給付金等のお支払いや保険料のお払込みの免除を行います。

➡ 告知義務違反の内容が特に重大な場合は？

- 告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後であっても、詐欺による取消を理由として、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。

■ ご契約内容の確認について

- 当社の社員または当社が委託した者が、ご契約のお申込み後または保険金・給付金等のご請求および保険料のお払込みの免除のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容等について確認させていただく場合があります。

3

保障は第1回保険料相当額のお払込方法に応じ、
所定の手続きが完了した時から開始します。



- お申し込みいただいたご契約を当社が承諾した場合、第1回保険料相当額のお払込方法に応じて、所定の手続きが完了した時からご契約上の保障を開始します。

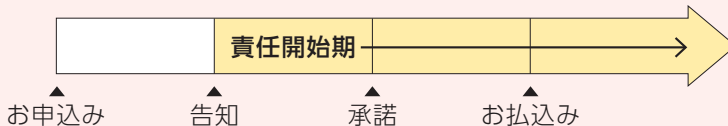
第1回保険料相当額のお払込方法	責任開始期(ご契約上の保障を開始する時期)
①「責任開始期に関する特約」を <u>付加する</u> ご契約 (お払込方法が <u>口座振替</u>)の場合	下記のいずれか遅い時 ・ <u>告知の時</u> ・ ご契約のお申込みを受けた時(※1)
②「責任開始期に関する特約」を <u>付加しない</u> ご契約 (お払込方法が <u>口座振替以外</u>)の場合	下記のいずれか遅い時 ・ <u>告知の時</u> ・ <u>第1回保険料相当額のお払込みが完了した時</u> (※2)

(※1)「当社または当社の取扱者／代理店が申込書を受領した時」をいいます。なお、情報端末を利用したお申込みの場合は、「情報端末でご契約のお申込みをされた時」をいいます。

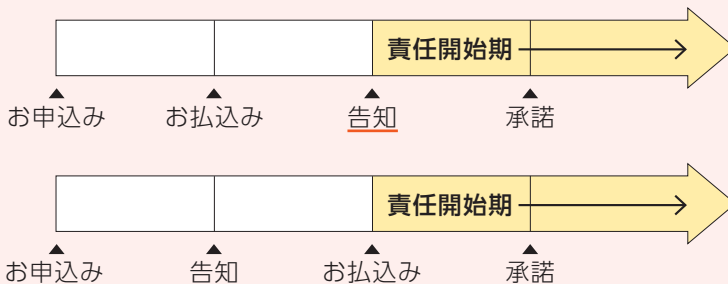
(※2)第1回保険料をクレジットカードによりお払い込みされた場合は、「当社によるクレジットカードの有効性等の確認が完了した時」とします。

【責任開始期の例示】

上表①の場合



上表②の場合



- 当社の取扱者／代理店(生命保険募集人)は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。



ご注意

選択された保険契約の型や特則によっては、悪性新生物に関して、責任開始日からその日を含めて90日の不担保期間(※)があります。

(※)不担保期間終了までに悪性新生物に罹患した場合は保障の対象となりません。

✓ 保険料の払込みについて

➡「ご契約のしおり(保険料について)」P.50～

4

「責任開始期に関する特約」を付加したご契約の
第1回保険料は、払込期間内に当社へお払い込みください。

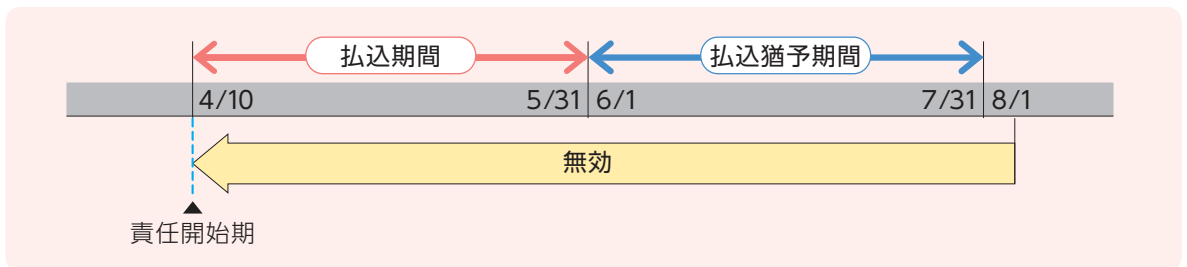


- 払込期間内にお払込みのご都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。
- 第1回保険料の払込期間および払込猶予期間は次のようになります。

払込期間(保険料をお払い込みいただく期間)	払込猶予期間
主契約の責任開始日からその翌月末日まで	払込期間満了日の翌月1日から翌々月末日まで

- 払込猶予期間内に第1回保険料のお払込みがない場合、ご契約は無効となります。(ご契約の効力が当初からなくなり、責任開始期に遡って保障がなくなります。)この場合、ご契約の復活のお取扱いはありません。

【例:払込期間と払込猶予期間】



✓ 保険料の払込みについて

➡「ご契約のしおり(保険料について)」P.50～

5

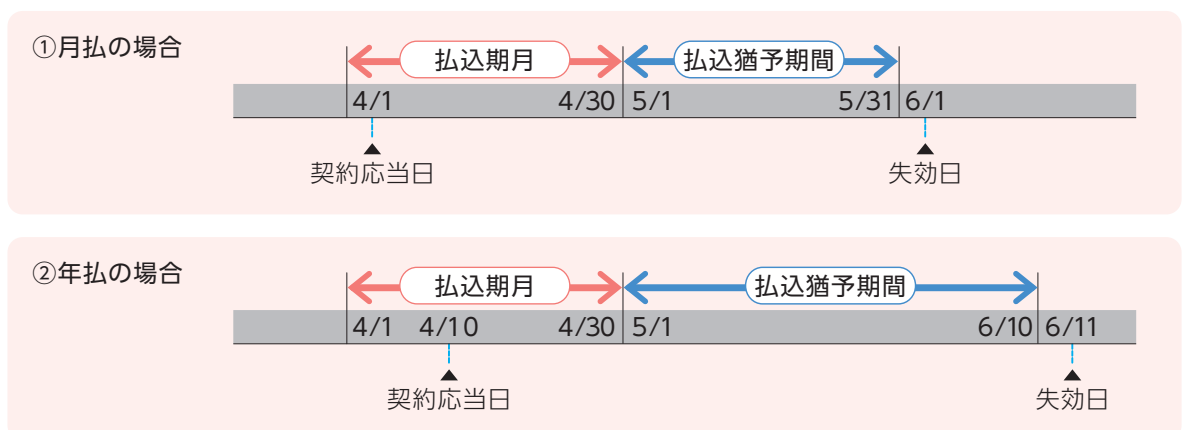
第2回以後の保険料は、
払込期月内に当社へお払い込みください。



払込猶予期間およびご契約の失効について

- 払込期月内にお払込みのご都合がつかない場合のために、払込期月の翌月1日から末日まで(※)を払込猶予期間として設けています。
(※)年払のご契約の場合は、払込期月の翌月1日から翌々月の月単位の契約応当日までとします。
- 払込猶予期間内にお払込みがない場合、ご契約は失効します。(ご契約の効力がなくなり、保障がなくなります。)

【例:払込期月と払込猶予期間】



ご契約の復活について

- 失効したご契約でも、失効日から3年以内であれば、ご契約の復活を請求できます。ただし、健康状態などによっては復活できない場合があります。復活の手続き、責任開始期等の詳細は「ご契約のしおり」をご確認ください。
- 保険契約が復活した場合、復活後のご契約には失効前のご契約と同一の区分の保険料率が適用されます。

✓ 保険金・給付金等について

➡「ご契約のしおり(保険金・給付金等について)」P.40～

6

保険金・給付金等がお支払いできない場合や、保険料のお払込みの免除がされない場合があります。



- 次のような場合には、保険金・給付金等のお支払いや保険料のお払込みの免除ができません。
 - ・ 免責事由に該当した場合
例:ご契約者・被保険者の故意または重大な過失によりお支払事由に該当したとき など
 - ・ 責任開始期前に生じていた疾病や不慮の事故を原因とする就業不能保険金などのご請求の場合(ただし、ご契約の際の告知等により当社がその事実を知っていた場合等には、お支払いできることがあります。)
 - ・ 故意または重大な過失によって告知がなかったり、事実と違うことを告知し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となった場合
 - ・ 詐欺行為によりご契約が取消となった場合や、保険金・給付金等の不法取得目的があり、ご契約が無効となった場合(この場合、お払い込みいただいた保険料は払い戻しいたしません。)
 - ・ 「責任開始期に関する特約」を付加したご契約で、第1回保険料が猶予期間満了日までに払い込まれないことにより、ご契約が無効となった場合
 - ・ 重大事由によりご契約または特約が解除された場合
例:保険金・給付金等を詐取する目的で事故を起こしたとき
ご契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき など
 - ・ 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合



ご注意

責任開始日からその日を含めて90日を経過する日以前(責任開始期前を含みます。)に悪性新生物に罹患した場合は、次のとおりとします。

- ・ 悪性新生物により入院・在宅療養状態に該当した場合でも、就業不能保険金・5疾病初期入院給付金のお支払いはできません。(保険契約の型がⅡ型・Ⅲ型の場合)
- ・ 特定疾病保険料払込免除特則による保険料払込みの免除はできません。

7

保険金・給付金等の請求の際はすみやかに当社にご連絡ください。



- 保険金・給付金等の支払事由、保険料払込みの免除事由、ご請求手続きなどについては、「ご契約のしおり」、「約款」、当社ホームページ(<https://www.tmn-anshin.co.jp/>)に記載していますので、ご確認ください。
- 保険金・給付金等のお支払いにあたっては、お客様からご請求いただく必要があります。保険金・給付金等の支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに当社の取扱者／代理店または保険金請求受付専用ダイヤルへご連絡ください。

保険金請求のお問い合わせ先

保険金請求受付専用ダイヤル



0120-536-338

受付時間

平日 9:00～18:00／土曜9:00～17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

保険金・給付金等のご請求に関するご連絡は、当社ホームページでも受け付けています。

- 当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 保険金・給付金等の支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金等の支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 被保険者が受取人となる保険金・給付金等について、受取人がご請求できない特別の事情がある場合、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が、受取人の代理人としてご請求いただくことができます(※)。指定代理請求人に対し、支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。



(※) 保険料払込みの免除についても、被保険者であるご契約者がご請求できない特別の事情がある場合、指定代理請求人がご請求することができます。

8

解約の際にはご注意ください。



- お払い込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金等のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費に充てられます。したがって解約されますと、解約返戻金は多くの場合、保険料払込満了後も含めてお払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- 解約返戻金の額は、保険種類・適用保険料率・契約年齢・性別・保険期間・保険料払込期間・経過年月数・保険料の払込年月数などによっても異なりますが、特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。



この保険には、保険料払込期間中の解約返戻金はありません。

ご注意

9

生命保険会社が破綻した場合等には、 保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。



- 保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- 当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなりますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

10

ご契約の乗換えはお客様にとって、不利益になることがあります。



- 保険契約の乗換え(現在ご契約の当社商品または他社商品の解約や減額を前提として、新たな保険契約を申し込むこと)をご検討される場合、特に次の事項についてご注意ください。

現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

- 解約や減額されるご契約の解約返戻金は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額になります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。

新たな保険契約をお申し込みされる場合のご注意事項

- 新たな保険契約も、一般のご契約と同様に告知義務があるため、被保険者の健康状態等によっては特別な条件をつけてお引き受けする場合や、お断りする場合があります。(保険種類によっては、告知義務がない場合があります。)
また、新たな保険契約の責任開始日等を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用され、詐欺による取消の規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての詐欺の行為などが適用の対象となります。
(*) 告知義務についての詳細は➡「2.最近の健康状態・職業等についてありのままを告知してください。」(P.8～9)をご参照ください。
- 新たな保険契約について、責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺や、責任開始期前に生じていた疾病や不慮の事故を原因とする入院等の場合は、約款に特に定めがあるときを除き、保険金・給付金等のお支払いができません。(解約や減額されるご契約の存在は考慮されません。)
- 新たな保険契約が次のいずれかに該当する場合、改めて不担保期間が適用されるため、責任開始期まで一定の期間を要する場合があります。この不担保期間中に現在のご契約を解約すると、保障のない期間が発生します。
 - ・ がんを保障する主契約・特約:保険期間の始期から90日間を不担保期間とします。
 - ・ 介護年金保険(無解約返戻金型)(付加される特約を含みます。):契約日から1年間を不担保期間とします。
- 新たな保険契約のお引受け条件は、新たにご契約する時点の被保険者の年齢や健康状態、保険料率や予定利率等によって改めて決まります。そのため、保険料の基礎となる予定利率が現在の契約より低い場合は、保険料が高くなる場合があります。

その他のご注意事項

- 保険契約の乗換えにあたっては、以上の内容に加えて、特に次の点にご注意ください。
 - ・ 現在のご契約と新たなご契約とで保障内容等が異なる場合があります。
 - ・ 保険料だけでなく、保障内容等のその他の要素も考慮に入れてご検討ください。保障内容等については、「重要事項説明書」、「ご契約のしおり・約款」、「保険証券」等により全般的にご確認ください。



ご注意

2021年1月4日以前にご契約された「家計保障定期保険NEO 就業不能保障プラン」等から、この保険に乗り換える場合、特に次の点にご注意ください。

《家計保障定期保険NEO 就業不能保障プランからの乗換えの場合》

この保険は、「5疾病による入院・在宅療養状態」と「介護が必要な状態」の2つのみを保障の対象とすることはできません。必要な保障をご確認のうえ、I型～Ⅲ型のなかからお選びください。

《家計保障定期保険NEO 就業不能保障プランPlusからの乗換えの場合》

この保険は、障害状態の保障に関して、身体障害者福祉法に定める障害の等級1級から3級までの身体障害者手帳の交付があったことを支払事由として追加していますが、「特定生活障害状態」の範囲は既存の5疾病・障害・重度介護家計保障特約における「生活障害状態」より狭くなっています。(保険契約の型がI型・Ⅲ型の場合)

生命保険に関するご相談・ご意見・ご要望は 各種窓口へご連絡ください。



当社のご相談窓口について

生命保険のお手続きやご契約に関する照会

当社の生命保険のお手続き（ご契約内容の変更等）やご契約に関する照会等については、下記カスタマーセンターへご連絡ください。なお、ご契約お申込みの手続きに関しては、当社の取扱者／代理店までご相談をお願いいたします。

あんしん生命 カスタマーセンター

 **0120-016-234**

受付時間 平日 9:00～18:00、土曜 9:00～17:00
（日曜・祝日・年末年始を除きます。）

超保険（生損保一体型保険）に関するご相談・お問い合わせは
超保険カスタマーセンター

 **0120-323-523**

受付時間 平日・土日祝日 9:00～18:00
（年末年始を除きます。）

当社へのご不満・ご要望

当社へのご不満・ご要望がありましたら、下記お客様相談コーナーへご連絡ください。
お客様のご意見をもとに、商品・サービスの改善を図ってまいります。

あんしん生命 お客様相談コーナー

 **0120-630-077**

受付時間

平日 9:00～17:00
（土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。）

一般社団法人 生命保険協会のご相談窓口について

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。

一般社団法人 生命保険協会 お問い合わせ先

ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

- 生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。

12

超保険のまとめて割引について



- 超保険(*)のまとめて割引は、ご契約初年度の保険料に対して適用されます。
まとめて割引が適用されたご契約については、次の点にご注意ください。
- (※) 超保険とは、東京海上グループの生損保一体型保険をいいます。なお、超保険のお取扱いをしていない取扱者／代理店もあります。
- ・ 割引が適用される期間中は、保険料の前納・一括払のお取扱いはできません。また、保険料の払込方法等の変更が制限されることがあります。
- ・ 保険料の払込方法が口座振替扱・月払の場合、ご契約初年度の最終月の保険料が口座の残高不足により振替できなかったときは、その翌月(ご契約2年目の最初の月)の振替日には、ご契約初年度の最終月の保険料のみを再度ご請求し、ご契約2年目の最初の月の保険料の請求は行いません。このため、ご契約2年目の最初の月の保険料のご請求は、払込猶予期間中(ご契約2年目の2か月目の月内)の振替日の1回のみとなりますので、ご注意ください。
(払込猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は払込猶予期間満了日の翌日に失効し、保障がなくなります。)
- (*) 払込猶予期間については、➡「5. 第2回以後の保険料は、払込期月内に当社へお払い込みください。」(P.11～12)をご参照ください。

その他の重要事項

お申込みにあたっては、「契約概要」、「注意喚起情報」のほか、次の内容について必ずご確認ください。また、申込書・告知書(情報端末を利用したお申込みの場合は、お手続き画面)の注意事項等を十分にご確認のうえ、お申し込みください。

個人情報の取扱いに関するご案内

当社および東京海上グループ各社(※)は、本手続き(情報端末を利用した契約手続きを含みます。)において取得するお客様の個人情報(健康状態に関する質問への回答も含みます。)を、この手続き以降のお客様に関する当社に対する一切の申込み等を含む将来におけるすべての保険引受けの判断、この手続き以降に成立する一切の契約または過去に締結された契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から④の利用・提供を行うことがあります。

- ①保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店、保険仲立人、医療機関、保険金・給付金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等を含みます。)に対して個人情報を提供すること
- ②保険契約に関して取得する情報は、契約締結、契約内容変更、保険金・給付金支払い等の可否を判断するうえでの参考とするため、個人情報を他の生命保険会社、東京海上グループ内の他の保険会社、一般社団法人生命保険協会等と共同して利用すること

- ③保険契約に関して取得する情報は、当社と東京海上グループ各社との間または当社と当社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること
- ④再保険会社における保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金支払い等に利用するため、対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報の他、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報および健康状態に関する情報など当該業務に必要な個人情報を記録媒体等に安全管理措置を講じて再保険会社に提供すること

東京海上グループ各社の範囲および提携先企業等の一覧、東京海上グループ内における個人情報利用の管理責任者、各種商品やサービスの一覧、当社(および東京海上グループ各社)における個人情報の取扱いについては、**当社ホームページ(<https://www.tmn-anshin.co.jp/>)**をご覧ください。

(※)「東京海上グループ」とは、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の当社、東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社などや、前記各社の子会社等を含みます。

当社は、お客様の個人情報(健康状態への質問への回答を含みます。)について、ご契約が締結に至らなかった場合や、解約、保険期間満了などにより保険契約が消滅した後も保持します。また、ご提出いただきました申込書、告知書等各種書類は返却いたしません。

〈補足〉

生命保険契約は、契約者・被保険者・受取人がそれぞれ別の方となる場合があります。このため、保険契約の継続・維持管理等に必要な範囲内で、保険金・給付金の請求・支払に関する被保険者・受取人の情報を保険契約者に開示することがあります。

また、受取人が異なる複数の保険金・給付金の間に関連がある場合、保険金・給付金の支払に必要な範囲内で、一方の保険金・給付金の請求・支払に関する情報を他方の保険金・給付金の受取人に開示することがあります。

上記以外にも、当社は、保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等の支払等に必要な範囲内で契約者の情報を被保険者や受取人に、被保険者の情報を契約者や受取人に、受取人の情報を契約者や被保険者に、それぞれ開示することがあります。

なお、個人情報の取扱いについての照会や開示・訂正・削除等に関するご請求は、

当社ホームページ(<https://www.tmn-anshin.co.jp/>)掲載のプライバシーポリシーお問合せ窓口までご連絡ください。

東京海上日動あんしん生命保険株式会社 個人データ管理責任者

契約内容登録制度・契約内容照会制度

➡「ご契約のしおり(生命保険に関するお知らせ)」P.60～

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、同協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会とともに、保険契約等のお引受けの判断または保険金・給付金等のお支払いの判断の参考とすることを目的として、保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

【2024年3月31日以前の登録事項】

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
- (2) 死亡保険金額および災害死亡保険金額
- (3) 入院給付金の種類および日額
- (4) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (5) 取扱会社名

【2024年4月1日以降の登録事項】

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
 - (2) 普通死亡保険金の金額
 - (3) 入院給付金の種類および入院給付金の日額または入院給付金の一時金額
 - (4) 災害死亡保険金の金額
 - (5) がん給付金の一時金額
 - (6) 就業不能保障給付金の月額
 - (7) 先進医療保障給付の件数
 - (8) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
 - (9) 取扱会社名
- (※) 詳細は「ご契約のしおり」または当社ホームページ(<https://www.tmn-anshin.co.jp/>)をご確認ください。

支払査定時照会制度

➡「ご契約のしおり(生命保険に関するお知らせ)」P.61～

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、各生命保険会社等(※)とともに、保険金・給付金等のお支払等の判断の参考とすることを目的として、各生命保険会社等(※)の保有する保険契約等に関する下記の項目を共同して利用しております。
- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします。)
 - (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(照会を受けた日から5年以内のもの)
 - (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法
- (※) 各生命保険会社等とは、一般社団法人生命保険協会、同協会加盟の他の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会をいいます。

ご契約のしおり

■ ご契約についての重要事項、諸手続き、税法上の取扱いなど、ぜひ知っていただきたい事項をわかりやすくご説明しています。

\\ 目的から簡単に情報を検索! //

目的別 目次



■ ご契約のお申込みについて

いつから保障が開始するのか知りたい。



保険会社の責任開始期

P28

申込みを撤回したい。



クーリング・オフ制度
(お申込みの撤回またはご契約の解除)

P27

告知義務について知りたい。



健康状態・職業等の
告知義務

P27

保険用語の意味を知りたい。



主な保険用語のご説明

P22

■ 保険の特長やしぐみについて

この保険の特長やしぐみを知りたい。



あんしん就業不能保障保険
適用保険料率について

P30
P37

■ 保険料について

保険料の払込方法を変えたい。



保険料の払込方法(経路)

P49

保険料払込みの猶予期間について知りたい。



保険料の払込期月と猶予期間
および復活について

P50

保険料の負担を減らしたい。



保険料のお払込みが困難に
なられた場合の継続方法

P53

■ 保険金・給付金等のお支払いについて

保険金・給付金等の請求手続きについて知りたい。



保険金・給付金等の
請求の流れと注意点

P38

保険金・給付金等の代理請求について知りたい。



保険金・給付金等の
代理請求について

P47

保険金・給付金等が受け取れないケースについて
知りたい。



保険金・給付金等を
お支払いできない場合

P40

■ ご契約後について

保険を解約したい。



ご契約の解約と解約返戻金

P55

生命保険料控除や
保険金などにかかわる税金について知りたい。



生命保険と税金について

P57



主な保険用語のご説明

主な保険用語のご説明	22
------------	----



ご契約に際して

1 保険契約の締結と生命保険募集人の権限	26
2 個人情報の取扱い	26
3 クーリング・オフ制度(お申込みの撤回またはご契約の解除)	27
4 ご契約のお申込みの際のご注意点	27
5 保険会社の責任開始期	28
6 お取引時の確認事項について	29
7 新たな保険契約への乗換え	29



保険の特長としくみ

8 主契約について	30
9 適用保険料率(区分保険料率適用特約)について	37



保険金・給付金等について

10 保険金・給付金等の請求の流れと注意点	38
11 保険金・給付金等のお支払期限について	39
12 保険金・給付金等をお支払いできない場合	40
13 保険金・給付金等のお支払いについての具体的事例	43
14 保険金・給付金等の請求について	47
15 保険金・給付金等の代理請求について	47



保険料について

16 保険料のお払込み	49
17 保険料をまとめて払い込む方法	49
18 保険料の払込期月と猶予期間および復活について	50
19 保険料のお払込みが不要となった場合	53
20 保険料のお払込みが困難になられた場合の継続方法	53
21 超保険のまとめて割引について	54



ご契約後について

22 ご契約の解約と解約返戻金	55
23 生命保険と税金について	57



生命保険に関するお知らせ

24 生命保険契約者保護機構	58
25 契約内容登録制度・契約内容照会制度	60
26 支払査定時照会制度	61
27 ご契約内容等の取扱い	61



主な保険用語のご説明

「ご契約のしおり」をお読みいただくうえで参考となる次のような保険用語を分かりやすく説明しています。

- 生命保険に関する一般的な保険用語
- その他この保険に関する主な用語(★印を付しています。)

(注) 実際のお取扱いは、ご契約いただいた保険種類・ご契約内容によって異なることがあります。

あ あんしん就業不能保障保険 (あんしんしゅうぎょうふのうほしょうほけん) ★

就業不能保障保険(無解約返戻金型)の愛称(ペットネーム)です。

い 一括払 (いっかつばらい)

月払契約の場合で、当月分以後、3～12か月分の保険料をまとめてお払い込みいただくことをいいます。

う 受取人 (うけとりにん)

保険金・給付金・年金などを受け取れる人のことをいいます。

か 解除 (かいじょ)

告知義務違反があった場合などに、保険期間の途中で、当社の意思でご契約を消滅させることをいいます。

解約 (かいやく)

保険期間の途中で、ご契約者の意思でご契約を消滅させることをいいます。解約されますと、以後の保障はなくなります。

解約返戻金 (かいやくへんれいきん)

ご契約を解約された場合などに、ご契約者にお支払いするお金のことをいいます。
金額は、保険種類・契約年齢・性別・保険期間・保険料払込期間・経過年月数・保険料の払込年月数などによって異なります。また、解約返戻金がなかったり、解約返戻金を低い水準に設定している商品もあります。

き 基準給付金月額 (きじゅんきゅうふきんげつがく) ★

就業不能保険金の月払給付を行う場合の給付金の月額または就業不能保険金の一時支払を行う場合の保険金額を算出する基準として、保険契約締結の際、ご契約者のお申出によって定めた金額をいいます。ただし、基準給付金月額が変更されたときは、変更後の金額をいいます。

給付金 (きゅうふきん)

被保険者が病気やケガにより入院されたとき、身体に障害が生じたとき、死亡されたときなどに、お支払いするお金のことをいいます。

給付金支払期間 (きゅうふきんしはらいきかん) ★

就業不能保険金の月払給付を行う場合に給付金を支払う期間として、保険契約締結の際、ご契約者のお申出によって定めた期間をいいます。
なお、ご契約後に給付金支払期間を変更することはできません。

け 契約応当日 (けいやくおうとうび)

ご契約後の保険期間中に迎える、毎月または毎年の契約日に対応する日のことをいい、毎月の契約日に対応する日を「月単位の契約応当日」、毎年の契約日に対応する日を「年単位の契約応当日」といいます。

例 契約日が2024年1月1日の場合

- 月単位の契約応当日：2024年2月1日以降の毎月1日
- 年単位の契約応当日：2025年以降毎年の1月1日

契約者配当金 (けいやくしゃはいとうきん)

責任準備金等の運用益が当社の予定した運用益を超えた場合に、ご契約後5年ごとにお支払いするお金のことをいいます。ただし、契約者配当金は、運用実績によって変動(増減)し、お支払いできないこともあります。
※この保険には、契約者配当金はありません。

契約年齢 (けいやくねんれい)

被保険者の年齢を契約日現在の満年齢で計算します。

例 40歳7か月の被保険者の契約年齢は40歳となります。

契約日 (けいやくび)

原則として保障開始の日(責任開始期の属する日)をいい、契約年齢、保険期間などの計算の基準日になります。ただし、保険種類(がんや介護・認知症などを保障する商品・特約など)や保険料の払込方法によっては契約日と保障開始の日が異なる場合があります。

例 月払でかつ口座振替や団体を通じてのお払込み、クレジットカードによるお払込みの場合

契約日は原則として保障開始の日の属する月の翌月1日となります。

こ 更新 (こうしん)

保険期間が満了したときに、所定の条件を満たせば健康状態にかかわらず、保障を継続できる制度のことをいいます。

※この保険には、更新のお取扱いはありません。

高度障害状態(こうどしょうがいじょうたい)

高度障害保険金などのお支払いの対象となる状態のことで、**被保険者**が両眼の視力を全く永久に失った場合など、**約款**に定められた状態をいいます。対象となる高度障害状態は、公的な身体障害者認定基準などとは要件が異なります。

告知義務(こくちぎむ)

ご契約のお申込みに際して、過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)、現在の健康状態・身体の障がい状態・職業などのうち**告知書**や医師の質問等によりおたずねする内容に対して、事実をありのまま正確にもれなくお答えいただく義務のことをいいます。

告知義務違反(こくちぎむいはん)

告知書や医師の質問等によりおたずねする内容に対して、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合は、「告知義務違反」としてご契約や**特約**が解除されることがあります。

告知書(こくちしょ)

ご契約のお申込みに際して、過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)、現在の健康状態・身体の障がい状態・職業などについて、**被保険者**(またはご契約者)自身でご回答していただく書面のことをいいます。

さ 最低支払保証期間(さいていしはいほしょうきかん) ★

就業不能保険金の月払給付を行う場合に給付金を支払う最低保証年数として、保険契約締結の際、ご契約者のお申出によって定めた期間をいいます。
なお、ご契約後に最低支払保証期間を変更することはできません。

し 失効(しっこう)

猶予期間内に第2回以後の**保険料**のお払込みがないなどにより、ご契約の効力が失われることをいいます。ご契約が失効すると、保障がない状態になり、**保険金・給付金・年金**などをお支払いできません。

指定代理請求人(していだいりせいきゅうにん)

被保険者である**保険金・給付金**等の受取人が、病気やケガにより**保険金・給付金**等を請求する意思表示ができない等の場合に、**保険金・給付金**等の代理請求を行うことができる、あらかじめ指定された人のことをいいます。

支払限度(しはいげんど)

給付金などのお支払いに関する限度のことをいいます。

例 入院給付金の支払限度

1回の入院についての支払日数の限度と通算の支払日数の限度があります。

支払事由(しはいじゆう)

保険金・給付金・年金などを支払うことになる事象をいいます。

例 約款所定の被保険者の死亡、入院、手術など

主契約(しゅけいやく)

ご契約のベースとなる部分で、**約款**のうち**普通保険約款**に記載されている契約内容のことをいいます。

主約款(しゅやっかん)

主契約の**普通保険約款**のことをいいます。

準用(じゅんよう)

約款の規定の中で、ある事項に関する規定を他の類似の事項に、必要な変更を加えてあてはめることをいいます。これに対し、「適用」とは、ある事項に関する規定を他の類似の事項に、そのままあてはめることをいいます。

情報端末を利用したお申込み

(じょうほうたんまつをりようしたおもうしこみ)

携帯端末等の情報処理機器を利用したご契約のお申込みをいいます。

診査(しんさ)

医師扱のご契約に申し込まれた場合には、当社の指定する医師により問診・検診をさせていただきます。また、勤務先などの定期健康診断の結果をご利用いただく方法などもあります。

せ 責任開始期(日)(せきにんかいしき(び))

当社がご契約上の保障を開始する時期をいいます。また、その責任開始期の属する日を責任開始日とといいます。

責任準備金(せきにんじゅんびきん)

将来の**保険金・給付金・年金**などをお支払いするために、**保険料**の中から積み立てられるものをいいます。

前納(ぜんのう)

年払の場合で、将来の**保険料**を2年分以上まとめて払い込むことをいいます。

た 第1回保険料相当額(充当金)

(だいいっかいほけんりょうそうとうがく(じゅうとうきん))

ご契約のお申込時にお払い込みいただくお金のことをいいます。ご契約が成立した場合には、第1回保険料に充当されます。

ち 中途付加(ちゅうとふか)

保険期間の途中で**特約**を付加することをいいます。特約を中途付加することにより、その特約の内容に応じて保障の追加、ご契約の一部変更などをすることができます。

と 特則(とくそく)

約款の規定の中で、通常とは異なる特別なお約束をする目的で設定する規定のことをいいます。

特定疾病・部位不担保(とくていしつぺい・ぶいふたんぽ)

特別条件の一つで、被保険者の健康状態などが当社の定めた基準に適合しない場合に、その危険の種類および程度に応じて、当社が指定した身体部位または特定疾病に対して給付金などをお支払いしないことをいいます。

特定障害不担保(とくていしょうがいふたんぽ)

特別条件の一つで、特定障害(所定の視力障害)に対して、高度障害保険金をお支払いしないことなどをいいます。

特別条件(とくべつじょうけん)

被保険者の健康状態や過去の病歴などに応じてご契約にお付けする条件のことをいいます。特別条件をお付けしてお引き受けするご契約を特別条件付契約といいます。

特約(とくやく)

主契約の保障内容をさらに充実させるためや、主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。

特約条項(とくやくじょうこう)

特約の約款のことをいいます。なお、普通保険約款と特約条項が異なる内容の場合は、特約条項が優先的に適用されます。

取消(とりけし)

当事者の意思表示により、ご契約の当初に遡ってご契約の効力をなくすことをいいます。ご契約の締結等に際して、詐欺の行為があったことによりご契約が取り消された場合は、すでにお払い込みいただいた保険料は払い戻しません。

は 払込期月(はらいこみぎづつ)

保険料をお払い込みいただく月のことで、払込方法に応じて迎える契約応当日の属する月の初日から末日までの期間をいいます。

例 契約応当日が4月1日の場合

保険料の払込期月は、4月1日から4月30日までとなります。

ひ 被保険者(ひほけんしゃ)

保険(保障)がかけられている人のことで、その人の生死・病気・ケガなどが保険の対象となります。

ふ 普通保険約款(ふつうほけんやっかん)

主契約の約款のことをいいます。

復活(ふっかつ)

失効したご契約を有効な状態に戻すことをいいます。この場合、改めて告知または診査が必要となりますので、健康状態などによっては復活できないこともあります。

ほ 保険期間(ほけんきかん)

当社がご契約上の保障を開始してから終了するまでの期間のことをいいます。この期間内に死亡や入院などの支払事由が発生した場合のみ、保険金・給付金などのお支払いの対象となります。ただし、保険種類および保険料の払込方法によっては、保険期間の始期と責任開始期が異なる場合があります。

保険金(ほけんきん)

被保険者がお亡くなりになったときや、当社所定の高度障害状態になられたときなどに、お支払いするお金のことをいいます。

保険金額(ほけんきんがく)



この保険における保険金額とは、保険金の一時支払を行う場合にお支払いする金額をいいます。

保険契約者(ほけんけいやくしゃ)

生命保険会社と保険契約を結び、ご契約上の様々な権利(たとえば、契約内容の変更などの請求)と義務(たとえば、保険料を払い込む義務)を持つ人のことをいいます。当社では、保険契約を「契約」、保険契約者を「契約者」と言い表します。

保険証券(ほけんしょうけん)

ご契約の保険金額や保険期間などの契約内容を具体的に記載したものをいいます。

保険年度(ほけんねんど)

契約日から1年ごとの期間のことをいいます。契約日から最初の満1か年を第1保険年度といい、以下順次、第2保険年度、第3保険年度、…と続きます。

保険年齢(ほけんねんれい)

契約年齢に年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算した年齢のことをいいます。

例 契約日が2024年1月1日、契約年齢が40歳の場合

保険年齢は、2025年1月1日より41歳、2026年1月1日より42歳、…となります。

保険料(ほけんりょう)

ご契約者から、当社にお払い込みいただくお金のことをいいます。

保険料期間(ほけんりょうきかん)

保険料の払込方法(回数)に応じ、それぞれの払込期月の契約応当日から次の払込期月の契約応当日の前日までの期間をいいます。

保険料の払込方法(回数)

(ほけんりょうのはらいこみほうほう(かいすう))

保険料の払込方法(回数)には、保険種類に応じて、月払、年払等があります。

保険料の払込方法(経路)

(ほけんりょうのはらいこみほうほう(けいろ))

保険料の払込方法(経路)には、保険種類に応じて、口座振替によるお払込み、クレジットカードによるお払込みなどがあります。

保険料の割増(ほけんりょうのわりまし)

特別条件の一つで、被保険者の健康状態などが当社の定めた基準に適合しない場合に、その危険の種類および程度に応じて、通常の保険料に特別保険料を加算することをいいます。

保険料払込期間(ほけんりょうはらいこみきかん)

保険料をお払い込みいただく期間のことをいいます。

保険料払込みの免除

(ほけんりょうはらいこみのめんじょ)

被保険者が不慮の事故により所定の身体障害の状態になられたときなどに、以後の保険料のお払込みを免除することをいいます。

保険料払込みの免除事由

(ほけんりょうはらいこみのめんじょじゆう)

保険料のお払込みが免除される事象をいいます。

例 被保険者の不慮の事故による所定の身体障害の状態など

保険料払込みの猶予期間

(ほけんりょうはらいこみのゆうよきかん)

払込期月に保険料のお払込みの都合がつかない場合に、保険料のお払込みが猶予される期間のことをいいます。保険料の払込方法(回数)に応じて、次のとおりです。

例 第2回以後の保険料払込みの猶予期間

- 月払の場合:払込期月の翌月初日から末日まで
- 年払の場合:払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで

保険料率(ほけんりょうりつ)

保険料を計算する際に用いるもので、基準となる保険金額や給付金日額などに対する保険料のことをいいます。

む

無解約返戻金期間(むかいやくへんれいきんきかん)



解約返戻金がない期間のことをいいます。この保険の場合、保険料払込期間と同一の期間となります。

無効(むこう)

ご契約の当初からご契約の効力がなくなることを行います。保険金・給付金等を不法に取得する目的で加入されたことと認められたことにより、ご契約が無効となった場合には、すでにお払い込みいただいた保険料は払い戻しません。

め

免責事由(めんせきじゆう)

保険金・給付金等のお支払事由や保険料払込みの免除事由に該当しているものの、保険金・給付金等のお支払いまたは保険料払込みの免除ができない、約款所定の事由をいいます。

例 ご契約後3年以内の自殺、酒気帯び運転中の事故による入院など

や

約款(やっかん)

「ご契約についてのとりきめ」を記載したもので、普通保険約款と特約条項があります。

よ

予定利率(よていりりつ)

保険料はその算出にあたり、将来の資産運用による収益をあらかじめ見込んで割り引いていますが、その際に用いる利率のことを予定利率といいます。

ま

まとめて割引(まとめてわりびき)



超保険(東京海上グループの生損保一体型保険)のご契約の場合で、お申込み時点で所定の条件を満たしたときに、ご契約初年度の保険料に適用される割引のことをいいます。

み

未経過保険料(みけいかほけんりょう)

年払保険料のうち、保険料期間中の未経過の月数に対応する部分の保険料をいいます。(1か月未満の端数は切り捨てます。)



ご契約に際して

1 保険契約の締結と生命保険募集人の権限

当社の取扱者／代理店(生命保険募集人)は、お客様と当社の保険契約締結の媒介をさせていただきます。生命保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。



① 保険契約締結の「媒介」と「代理」について

- 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
- 生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込みに対して承諾すれば保険契約は有効に成立します。

② 生命保険募集人について

- 生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。
- 当社の取扱者／代理店(生命保険募集人)は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- ご契約の成立後にご契約内容の変更等(保険契約の復活、特約の中途付加等)をされる場合にも、原則として当社の承諾が必要になります。
- 当社の取扱者／代理店である生命保険募集人の身分・権限等に関しまして確認をご要望の場合には、巻末のカスタマーセンターまでご連絡ください。

2 個人情報の取扱い

当社は、プライバシーポリシー(個人情報の取扱いに関する方針)を定め、業務上必要な範囲内で個人情報を適切に利用・管理し、個人情報の保護につとめています。

プライバシーポリシーについては、当社ホームページ(<https://www.tmn-anshin.co.jp/>)をご覧ください。また、「個人情報の取扱いに関するご案内」については、「重要事項説明書」のその他の重要事項をご参照ください。

3 クーリング・オフ制度(お申込みの撤回またはご契約の解除)

お申込者またはご契約者は、以下の日からその日を含めて**8日以内**であれば、郵便または当社ホームページでお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「クーリング・オフ」といいます。)をすることができます。

「責任開始期に関する特約」を付加しない場合	「ご契約のお申込日」または「第1回保険料相当額の領収日(※)」のいずれか遅い日	【例】 クーリング・オフが可能な期間 申込日 (4/10) 第1回保険料相当額領収日 (4/15) この日まで (4/22)
「責任開始期に関する特約」を付加する場合	「ご契約のお申込日」	【例】 クーリング・オフが可能な期間 申込日 (4/10) この日まで (4/17)

(※) 第1回保険料相当額のお払込方法に応じ、以下のようになります。

第1回保険料相当額のお払込方法	第1回保険料相当額の領収日
①金融機関からの直接振込	当社指定の口座に着金した日
②クレジットカードによる払込み	当社がクレジットカードの有効性等を確認した日
③コンビニエンスストアへの払込み	コンビニエンスストアへお払い込みされた日
④ペイジー (Pay-easy) 収納サービスによる払込み	金融機関等のインターネット(モバイル)バンキングまたはATMで払込手続を完了した日

・クーリング・オフに関するご注意やお申出方法等については、「重要事項説明書」の注意喚起情報「1.クーリング・オフ(お申込みの撤回やご契約の解除)ができます。」をご参照ください。

4 ご契約のお申込みの際のご注意点

① 申込書・告知書のご記入について

・ご契約の申込書・告知書は、ご契約者および被保険者ご自身で記入してください。記入内容を十分お確かめのうえ、署名、押印をお願いします。(※)

(※) 情報端末を利用したお申込みの場合は、お手続き画面にご契約者および被保険者ご自身で入力してください。入力内容を十分お確かめのうえ署名をお願いします。

② 健康状態・職業等の告知義務

- ・生命保険は多数の人々が保険料を出し合って、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方等が無条件に契約されたと、保険料負担の公平性は保たれません。
- ・過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、喫煙状況、身体の障がい状態、職業等のうち告知書や医師の質問等によりおたずねする内容に対して、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- ・当社では、ご契約者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態すなわち保険金等のお支払いが発生するリスクに応じたお引受けを行っております。傷病歴等がある場合でも、その内容やご加入される保険種類によってはお引き受けすることがあります。なお、傷病歴等を告知された場合は、所定の診査や詳しい告知、当社がお願いする資料のご提出等が必要となる場合があります。
- ・他の注意点につきましては、「重要事項説明書」の注意喚起情報「2. 最近の健康状態・職業等についてありのままを告知してください。」をご参照ください。

③ 保険料のお払込みについて

- ・第1回保険料相当額のお払込方法は、ご指定された金融機関からの口座振替、クレジットカードによる払込み、当社指定口座へのお振込みなどがあります。(※)
 - ・保険料を口座振替により払い込む場合、保険料はご指定された金融機関の口座から当社の定めた日(振替日といいます。)に振り替えられますので、振替日の前日までに保険料を口座にご準備ください。
- (※) お取扱いできるお払込方法が制限される場合があります。

④ 保険証券の確認について

- ご契約をお引き受けしますと、当社は保険証券をご契約者にお送りします。お申込内容と相違がないかをよくお確かめください。
- 万が一、相違する点がございましたら、お手数ですが取扱者／代理店または保険証券表示の照会先へご連絡ください。



⑤ ご契約の確認について

- 当社の社員または当社が委託した者が、ご契約のお申込み後または保険金・給付金等のご請求および保険料のお払込免除のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容についてご確認させていただく場合があります。

⑥ その他

- 基準給付金月額は、健康保険の傷病手当金、労災保険の休業（補償）給付、障害年金等の支給額の水準を勘案し、必要保障額に応じて設定してください（※）。公的保険制度の内容については、金融庁ホームページ（<https://www.fsa.go.jp/>）等をご参照ください。

（※）既にご加入している保険がある場合は、その保険から受け取ることができる金額も勘案して基準給付金月額を設定してください。

5 保険会社の責任開始期

お申し込みいただいたご契約を当社が承諾（お引き受けすることを決定）した場合には、第1回保険料相当額のお払込方法に応じ、所定の手続きが終了した時からご契約上の保障を開始します。

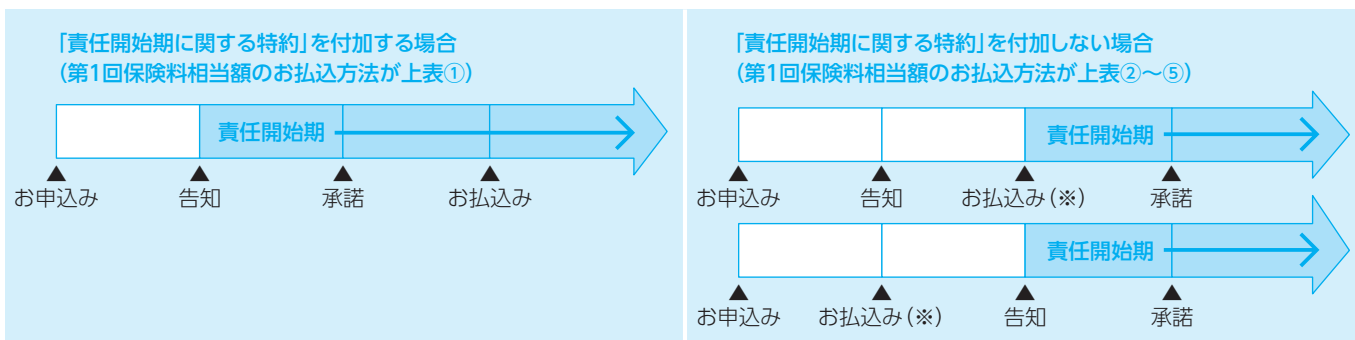
第1回保険料相当額のお払込方法	責任開始期（ご契約上の保障を開始する時期）
①口座振替による払込み（※1） （「責任開始期に関する特約」を付加）	「ご契約のお申込みを受けた時」（※2）または「告知の時」のいずれか遅い時
②クレジットカードによる払込み（※3）	「当社がクレジットカードの有効性等を確認した時」または「告知の時」のいずれか遅い時
③金融機関からの直接振込	「第1回保険料相当額が当社指定の口座に着金した時」または「告知の時」のいずれか遅い時
④コンビニエンスストアへの払込み	「コンビニエンスストアへお払い込みされた時」または「告知の時」のいずれか遅い時
⑤ペイジー（Pay-easy）収納サービスによる払込み	「金融機関等のインターネット（モバイル）バンキングまたはATMで払込手続を完了した時」または「告知の時」のいずれか遅い時

（※1）ご契約のお申込みの際、口座振替による第1回保険料相当額のお払込みを希望され、当社が承諾したものの、実際には口座振替によらず第1回保険料相当額をお払い込みいただいた場合を含みます。

（※2）「ご契約のお申込みを受けた時」とは、「当社または当社の取扱者／代理店が申込書を受領した時」をいいます。なお、情報端末を利用したお申込みの場合は、「情報端末でご契約のお申込みをされた時」をいいます。

（※3）ご契約のお申込みの際、クレジットカードによる第1回保険料相当額のお払込みを希望された場合であっても、実際にはクレジットカードによらず第1回保険料相当額をお払い込みいただいたときは、この場合には該当しません。

【責任開始期の例示】



（※）第1回保険料相当額のお払込方法が上表②の場合は、「お払込み」を「クレジットカードの有効性等を確認」に読み替えます。



注意

この保険（※1）には、悪性新生物に関して**90日の不担保期間**があります。このため、被保険者が責任開始日からその日を含めて90日を経過する日以前（責任開始期前を含みます。）に悪性新生物に罹患した場合は、次のとおりとします。

- 悪性新生物により入院・在宅療養状態に該当した場合でも、就業不能保険金・5 疾病初期入院給付金のお支払いはできません（※2）。（保険契約の型がⅡ型・Ⅲ型の場合）
- 特定疾病保険料払込免除特則による保険料払込みの免除はできません。

（※1）保険契約の型がⅠ型で特定疾病保険料払込免除特則を付加しない場合を除きます。

（※2）所定の障害状態、介護が必要な所定の状態による保険金のお支払いには不担保期間のお取扱いはありません。

6 お取引時の確認事項について

① 犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認(本人特定事項等の確認)

「犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯罪収益移転防止法)」に基づき、本人特定事項等を所定の方法により確認させていただくことがあります。

本人特定事項等に変更があった際には、当社までご連絡くださいますようお願いいたします。

- 取引時確認は、お客様の取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関等がテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。
- 取引時確認は、生命保険契約の締結、現金等による200万円を超える取引、なりすましや偽りの疑いのある取引等の際に必要となります。
(取引時確認が必要な取引・商品等については、対象外となるものもあります。)
- 確認させていただく本人特定事項等は、次のとおりです。
 - ①個人のお客様の場合…氏名、住居、生年月日および職業等
 - ②法人のお客様の場合…名称、本店等の所在地、事業内容および実質的支配者等

② FATCAに基づく米国納税義務者の確認

米国法「外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)」実施に関する日米関係官庁間の声明に基づき、お客様が米国における納税義務者であるかを確認し、該当する場合には米国内国歳入庁にご契約情報等の報告を行っています。

ご契約後、渡米等の環境の変化等によって、米国における納税義務者に該当することとなった場合は、当社までご連絡ください。

- [FATCA]とは、米国納税義務者による米国外の金融口座等を利用した租税回避を防ぐ目的で、米国外の金融機関に対して、お客様が米国納税義務者であるかを確認することなどを求める法律です。
- 米国における納税義務者には、一般的に直近3年間で183日以上米国に滞在する者および米国永住権所有者を含みます。
- お客様が米国における納税義務者に該当しないことを宣誓いただくことにより確認を行います。該当する場合は、所定の書面を別途ご提出いただきます。

7 新たな保険契約への乗換え

保険契約の乗換え(現在ご契約の当社商品または他社商品の解約や減額を前提として、新たな保険契約を申し込むこと)をご検討される場合、お客様にとって不利益になる事項がありますので、特に次の内容についてご注意ください。

- 現在のご契約を解約するにあたっては、多くの場合、解約返戻金はお払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 新たにお申込みの保険契約について、被保険者の健康状態などにより引受けをお断りする場合があります。
- 新たにお申込みの保険契約が次のいずれかに該当する場合、改めて不担保期間が適用されるため、責任開始期まで一定の期間を要する場合があります。この不担保期間中に現在のご契約を解約すると、保障がない期間が発生します。
 - ①がんを保障する主契約・特約:保険期間の始期から90日間を不担保期間とします。
 - ②介護年金保険(無解約返戻金型)(付加される特約を含みます。):契約日から1年間を不担保期間とします。
- 他の注意点につきましては、「重要事項説明書」の注意喚起情報「10.ご契約の乗換えはお客様にとって、不利益になることがあります。」をご参照ください。



保険の特長としくみ

8 主契約について

あんしん就業不能保障保険 (就業不能保障保険 (無解約返戻金型))

特長 1



保険契約の型に応じて、就業不能となった場合に、毎月所定の給付金をお受け取りいただけます。

- ◆ 選択できる保険契約の型および保険契約の型に応じた就業不能保険金のお支払いの対象は以下のとおりです。(お支払いの詳細については次頁をご参照ください。)

(○:お支払いの対象、-:お支払いの対象外)

	I 型	II 型	III 型
病気やケガで所定の障害状態になられたとき	○	-	○
病気やケガで介護が必要な所定の状態になられたとき	○	-	○
5 疾病 (悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中・肝硬変・慢性腎不全) で所定の入院・在宅療養状態になられたとき	-	○	○

- ◆ 保険金の月払給付を行う場合、給付金支払期間を通じて、毎月、基準給付金月額をお支払いします。
- ◆ 保険金請求時にお申し出いただくことにより、保険金の一時支払を選択いただくこともできます。この場合、お支払事由に該当した時点の**保険金額**をお支払いします。

特長 2



最低支払保証期間があります。

- ◆ 保険金のお支払事由に該当した場合、お支払事由に該当した日から保険期間満了日までの期間が、「最低支払保証期間」に満たないときは、「最低支払保証期間」を通じて毎月所定の給付金をお支払いします。
- ◆ **給付金支払期間**、最低支払保証期間は次のいずれかから選択できます。

給付金支払期間 (※1)	2年、5年、保険期間満了日まで
最低支払保証期間 (※2)	2年、5年

(※1) 保険契約の型が I 型の場合、給付金支払期間は保険期間満了日までのみとします。
(※2) 給付金支払期間が2年の場合、最低支払保証期間は2年のみとします。

特長 3



5 疾病で入院した場合の初期費用に備えることができます。

- ◆ 保険契約の型が II 型・III 型の場合、**5 疾病**の治療を目的として入院したときは、5 疾病初期入院給付金として基準給付金月額の2か月分をお支払いします。

特長 4



保険料払込期間中の解約返戻金をなくしたプランです。

- ◆ 保険料払込期間中の解約返戻金はありません。
- ◆ 保険料払込期間満了後の解約返戻金の額は、適用保険料率・契約年齢・性別・保険期間・保険料払込期間・経過年月数などにより異なります。

⚠ ご注意

この保険は無配当保険ですので、契約者配当金はありません。また、ご契約を更新することはできません。

⚠ ご注意

この保険には死亡保険金はありません。(被保険者の死亡時に解約返戻金があるときは、解約返戻金と同額の返戻金をお支払いします。)

⚠ ご注意

保険料を一時払により払い込むことはできません。また、保険契約の型・保険期間・保険料払込期間の変更もできません。

別表参照

対象となる**5 疾病**については、普通保険約款の「別表 5 対象となる悪性新生物」、「別表 7 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中」および「別表 8 対象となる肝硬変、慢性腎不全」をご参照ください。

⚠ ご注意

「上皮内新生物」は、お支払対象の**5 悪性新生物**ではありません。

⚠ ご注意

5 慢性腎不全とは、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10 (2013 年版) 準拠」に定める慢性腎臓病のステージ 4 または 5 に分類されるものをいいます。

ご参考

5 保険金額の計算方法については、普通保険約款末尾の「〔参考〕保険金額等の計算方法」をご参照ください。

⚠ ご注意

5 給付金支払期間を年数で定めた場合でも、就業不能保険金のお支払事由に該当した日を起算日として、その年数を経過する日が保険期間満了日を超えるとときは、最低支払保証期間が適用される場合を除き、保険期間満了日までとします。

ご参考

保険期間とは被保険者が保険金のお支払事由に該当した場合に保障の対象となる期間をいい、給付金支払期間とは保険金の月払給付を行う場合に給付金をお支払いする期間をいいます。

別表参照

④精神の障害の詳細は、普通保険約款の「別表10 精神の障害」をご参照ください。

⚠️ ご注意

精神の障害を含む複数の障害が重複することにより、国民年金法にもとづく障害等級2級に該当した場合でも、精神の障害を除く障害が障害等級2級に満たないときは、障害状態による保険金のお支払対象となりません。

⚠️ ご注意

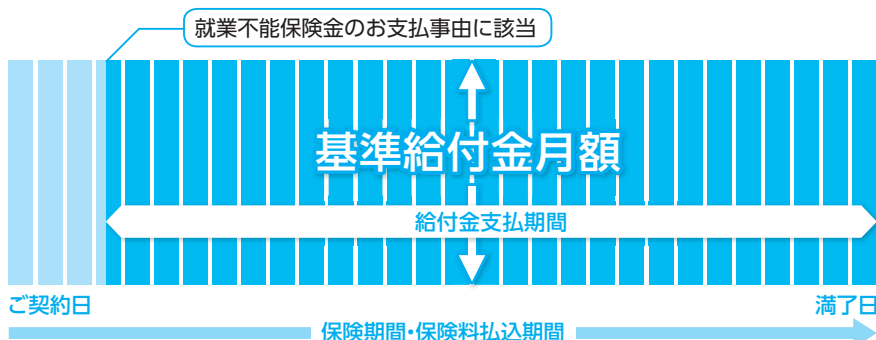
保険期間の満了日後に④身体障害者手帳の交付があった場合でも、障害の級別1級から3級までの障害が保険期間中に固定または確定したと医師により診断されたときは、保険期間満了時にお支払事由に該当したものとみなし、保険金をお支払いします。

⚠️ ご注意

④要介護状態が継続している間に、保険期間が満了した場合でも、その後引き続き要介護状態が継続し、継続期間が180日を超えたときは、保険期間満了時にお支払事由に該当したものとみなし、保険金をお支払いします。

仕組図 <就業不能保険金を月払給付する場合のイメージ図>

給付金支払期間を保険期間満了日までとした場合



(○:お支払いの対象、-:お支払いの対象外)

お支払い する保険金・ 給付金	保険金・給付金の お支払事由	お受け取りになる人	保険契約の型		
			I 型	II 型	III 型
就業不能 保険金	所定の障害状態を対象とする場合 被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として保険期間中に次の(1)~(3)のいずれかの障害状態に該当したとき (1)国民年金法に定める障害等級1級または2級に該当していると同法にもとづき認定されたこと。ただし、精神の障害④を原因として障害等級2級に該当した場合を除きます。 (2)身体障害者福祉法に定める障害の級別1級から3級までの障害に該当し、同法にもとづき、障害の級別1級から3級までの身体障害者手帳の交付④があったこと (3)特定生活障害状態に該当したこと	被保険者 (ご契約者が法人または個人事業主で、被保険者である役員・従業員の同意を得て当社に申出を行った場合は、ご契約者)	○	-	○
	介護が必要な所定の状態を対象とする場合 被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として保険期間中に次のいずれかの他人による介護を必要とする状態に該当したとき (1)公的介護保険制度による要介護認定を受け、要介護2以上に該当していると認定されたこと (2)要介護状態④に該当し、かつ、その要介護状態が180日を超えて継続したと、医師によって診断されたこと		○	-	○

お支払い する保険金・ 給付金	保険金・給付金の お支払事由	お受け取りになる人	保険契約の型		
			I 型	II 型	III 型
就業不能 保険金	5疾病による所定の入院・在宅療養状態を 対象とする場合 被保険者が次の(1)および(2)のすべてを 満たす状態に該当したとき (1) 次の①～③のいずれかに該当したこと ① 責任開始日からその日を含めて90日 を経過する日以前(責任開始期前を含 みます。)に悪性新生物に罹患したこと がなく、かつ、その翌日以後の保険期 間中に悪性新生物に罹患したと、医 師により病理組織学的所見(生検を含 みます。)によって診断確定されたこ と ② 責任開始期以後に急性心筋梗塞また は脳卒中を発病したと、医師によって診 断されたこと ③ 責任開始期以後に肝硬変または慢性 腎不全の状態となったと、医師によっ て診断されたこと (2) 前(1)の5疾病を直接の原因として保 険期間中に入院・在宅療養状態に該当 し、かつ、その入院・在宅療養状態が保険 期間中に60日を超えて継続したと、医 師によって診断されたこと	被保険者 (ご契約者が法人 または個人事業 主で、被保険者 である役員・従 業員の同意を得 て当社に申出を 行った場合は、 ご契約者)	—	○	○
5疾病初期 入院給付金	被保険者が次の(1)および(2)のすべての 条件を満たしたとき (1) 就業不能保険金の5疾病による所定の <u>入院・在宅療養状態を</u>対象とする場合 の支払事由(1)に該当したこと (2) 前(1)において医師によって診断された 5疾病の治療を目的として、保険期間 中に入院をしたこと		—	○	○

(※) 就業不能保険金のお支払事由に該当した日は、お支払事由に応じて次のいずれかのとおりとします。

所定の障害状態	- 国民年金法にもとづく障害基礎年金の受給権が生じた月の初日 - 身体障害者福祉法にもとづく身体障害者手帳の交付があった日 - 特定生活障害状態に該当した日
介護が必要な所定 の状態	- 公的介護保険制度による要介護認定の効力が生じた日 - 要介護状態に該当した日からその日を含めて181日目にあたる日
5疾病による所定の 入院・在宅療養状態	入院・在宅療養状態に該当した日からその日を含めて61日目にあたる日



ご注意

- 精神の障害を原因として国民年金法にもとづく障害等級2級に該当したときは、国民年金法による認定の有無にかかわらず、障害状態による就業不能保険金のお支払対象となりません。
- 国民年金法、身体障害者福祉法、公的介護保険制度または公的医療保険制度等の改正により就業不能保険金のお支払事由に影響が生じるときは、主務官庁の認可を得て、**就業不能保険金のお支払事由の変更を行うことがあります**。その場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をご案内します。

ご注意

「上皮内新生物」は、お支払対象の**悪性新生物**ではありません。

ご注意

病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見による**診断確定**を認めることがあります。

ご注意

慢性腎不全とは、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」に定める慢性腎臓病のステージ4または5に分類されるものをいいます。

別表参照

対象となる**5疾病**については、普通保険約款の「別表5 対象となる悪性新生物」、「別表7 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中」および「別表8 対象となる肝硬変、慢性腎不全」をご参照ください。

ご注意

入院・在宅療養状態が継続している間に、保険期間が満了した場合でも、その後引き続き入院・在宅療養状態が継続し、継続期間が60日を超えたときは、保険期間満了時にお支払事由に該当したものとみなし、保険金をお支払いします。

就業不能保険金について

- 保険金のお受取方法およびお支払額は次のとおりです。

お受取方法	お支払額
月払給付	給付金支払期間 ⑤満了日まで(※)、毎月 基準給付金月額 ⑥をお支払いします。
一時支払	お支払事由に該当した時の 保険金額 ⑦をお支払いします。

(※) 給付金支払期間を年数で定めた場合、就業不能保険金のお支払事由に該当した日を起算日として、その年数を経過する日が保険期間満了日を超えるとときは、保険期間満了日までとします。

- 保険金の一部を一時支払とし、残りを月払給付とすることもできます。ただし、月払給付部分の基準給付金月額が当社所定の金額以上であることが必要です。
(注) 保険金のお支払事由が生じた日以後、保険金の受取人から一時支払を選択する旨のお申出がない場合は、保険金の月払給付を行います。
- 月払給付を選択された場合、就業不能保険金のお支払事由に該当した日から保険期間満了日までの期間が**最低支払保証期間**⑧に満たないときは、最低支払保証期間を通じて、毎月基準給付金月額をお支払いします。
- 月払給付を選択された場合、給付金のお支払い開始後に、将来の給付金のお受取りに代えて、給付金の未支払分の現価を一括してご請求いただくことができます。
(注) 給付金のお支払い開始後に給付金の未支払分の現価の一部を一括してご請求し、残りを月払給付とすることはできません。
- 保険金のお支払事由に該当し、保険金をお支払いする場合(保険金の月払給付・一時支払を問いません)、その後新たに保険金のお支払事由に該当しても、保険金を重複してお支払いしません。



保険金の月払給付を行う場合は、次のとおり取り扱います。

- ① 給付金支払期間の開始後に被保険者が死亡した場合、給付金の未支払分の現価を一時にお支払いします。
- ② 給付金支払期間中の最終回の給付金をお支払いしたときは、ご契約は消滅します。

- 対象となる特定生活障害状態、要介護状態および入院・在宅療養状態は、それぞれ以下に該当する状態をいいます。(※1)

特定生活障害状態 ⑨	次の①～③のいずれかに該当し、回復の見込みがない所定の状態をいいます。 ① 国民年金法の障害等級 1 級または 2 級に相当する身体機能の障害 ② 国民年金法の障害等級 1 級に相当する 精神の障害 ⑩ ③ 心臓移植、永続的な人工透析療法を受けた等の所定の病状 〈例〉・両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下などの眼の障害 ・両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上などの聴覚の障害 ・そしゃく・嚥下の機能を欠く障害 ・音声または言語機能の著しい障害 ・上肢または下肢の機能に著しい障害を有するなどの肢体の障害
要介護状態 ⑪	次の①または②いずれかの状態をいいます。(※2) ただし、死亡した後や他人による介護を必要としなくなった後は要介護状態とはいいません。 ① 常時寝たきり状態で、下記ア.に該当し、かつ、下記イ.～オ.のうち、2 項目以上に該当して他人による介護を必要とする状態 ア. ベッド周辺の歩行が自分ではできない イ. 衣服の着脱が自分ではできない ウ. 入浴が自分ではできない エ. 食物の摂取が自分ではできない オ. 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない ② 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人による介護を必要とする状態
入院・在宅療養状態 ⑫	次の①～③のいずれかの状態をいいます。(※2) ただし、死亡した後や5 疾病が治癒した後(※3)は、入院・在宅療養状態とはいいません。 ① 5 疾病の治療を目的として、病院または診療所において入院をしている状態 ② 医師の指示により業務に従事することなく、自宅等において療養し、5 疾病の治療(※4)に専念している状態 ③ 5 疾病を直接の原因とする高度障害状態

(※1) 特定生活障害状態、要介護状態、入院・在宅療養状態に該当するかどうかの判断は、医師の診断書や請求書類等にもとづいて行います。

(※2) 要介護状態や入院・在宅療養状態から回復した後、再び要介護状態や入院・在宅療養状態となられた場合は、要介護状態や入院・在宅療養状態の原因となった病気やケガが同一か否かにかかわらず、要介護状態または入院・在宅療養状態が継続したとはいいません。

(※3) 5 疾病を治療したことにより、その症状が固定した後または5 疾病が認められない状態となった後を含みます。

(※4) 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により在宅患者診療・指導料(往診料、救急搬送診療料を除きます。)の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

⚠ ご注意

● **給付金支払期間**は、就業不能保険金のお支払事由に該当した日から起算して 2 年、5 年または保険期間満了日までのいずれかから選択することができます。ただし、保険契約の型が I 型の場合、給付金支払期間は保険期間満了日までのみとします。

ご参考

● **基準給付金月額**は、保険契約締結時にご契約者のお申出によって定めます。ただし、基準給付金月額が変更されたときは、変更後の金額をいいます。

ご参考

● **保険金額**の計算方法については、普通保険約款末尾の「〈参考〉保険金額等の計算方法」をご参照ください。

ご参考

● **最低支払保証期間**は 2 年または 5 年のいずれかから選択することができます。ただし、給付金支払期間が 2 年の場合、最低支払保証期間は 2 年のみとします。

ご参考

保険金の月払給付を行う場合、その後のご契約の解約や減額はできません。

別表参照

● **特定生活障害状態**の詳細は、普通保険約款の「別表 12 対象となる特定生活障害状態」をご参照ください。

別表参照

● **精神の障害**の詳細は、普通保険約款の「別表 10 精神の障害」をご参照ください。

ご参考

この保険における**要介護状態**とは、約款に定める保険会社独自の認定基準によるものであり、公的介護保険制度で定める要介護状態とは異なります。詳細は、普通保険約款の「別表 14 要介護状態」をご参照ください。

別表参照

● **入院・在宅療養状態**の詳細は、普通保険約款の「別表 15 入院・在宅療養状態」をご参照ください。

○ 就業不能保険金のお受取方法とお支払額の関係について

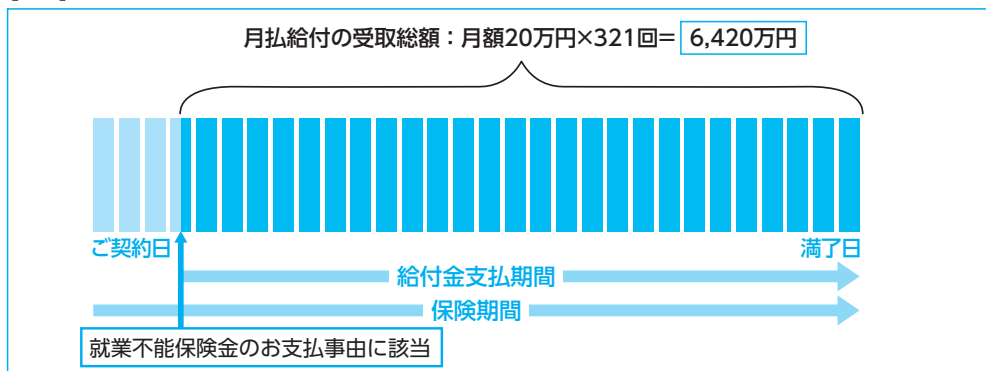
- 保険金の月払給付を行う場合、被保険者が保険金のお支払事由に該当したときは、給付金支払期間(※)の満了日まで毎月給付金をお支払いします。
このため、**給付金支払期間を保険期間満了日までとした場合**、月払給付の受取総額は、最低支払保証期間が適用される期間を除き、保険金のお支払事由に該当した時期等によって異なり、保険期間の経過とともに少なくなります。

(※) 就業不能保険金のお支払事由に該当した日から保険期間満了日までの期間が最低支払保証期間に満たないときは、最低支払保証期間とします。

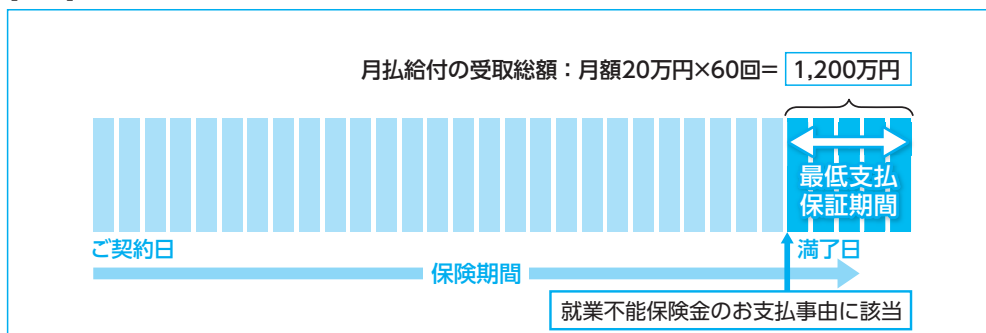
ご契約例

保険期間：30年、給付金支払期間：保険期間満了日まで、最低支払保証期間：5年、
基準給付金月額：20万円

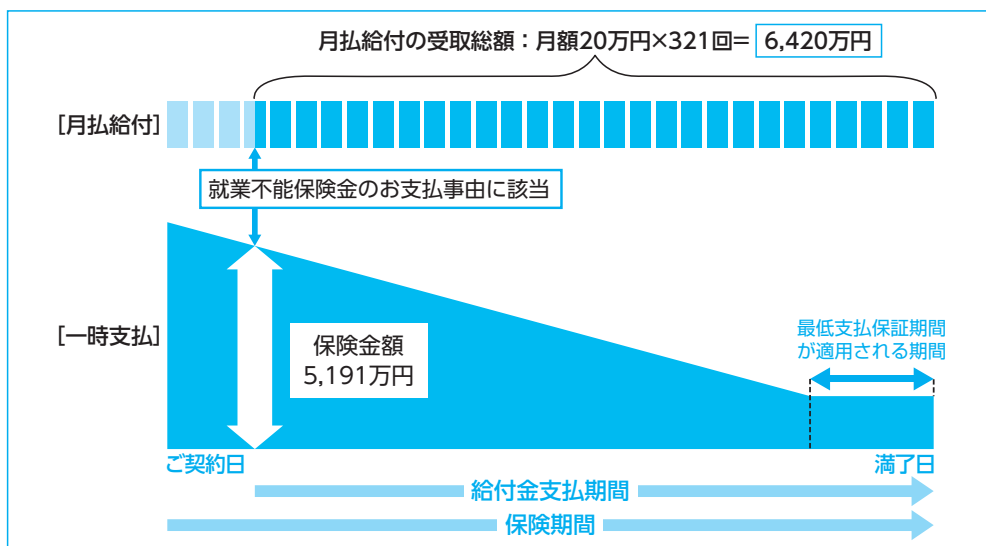
【例1】ご契約後3年4か月目に就業不能保険金のお支払事由に該当した場合



【例2】ご契約後27年1か月目に就業不能保険金のお支払事由に該当した場合



- 保険金の一時支払を行う場合、お支払事由に該当した時点における**保険金額** (月払給付の受取総額の現価に相当する金額)を一時金としてお支払いします。このため、保険金額は、一般に月払給付の受取総額を下回ります。
また、**給付金支払期間を保険期間満了日までとした場合**、保険金額は、最低支払保証期間が適用される期間を除き、保険期間の経過とともに逦減します。
上記ご契約例で、ご契約後3年4か月目に就業不能保険金のお支払事由に該当した場合、月払給付と一時支払の関係は下記のとおりです。



⚠ ご注意

● **給付金支払期間を保険期間満了日までとした場合**には、給付金支払期間を年数で定めた場合で、保険金のお支払事由に該当した日を起算日として、その年数を経過する日が保険期間満了日を超えるときを含みます。

ご参考

● **保険金額**の計算方法については、普通保険約款末尾の「〈参考〉保険金額等の計算方法」をご参照ください。

5 疾病初期入院給付金について

- **5 疾病初期入院給付金** のお支払額は次のとおりです。

基準給付金月額×2

- 5 疾病初期入院給付金のお支払いは、5 疾病の種類にかかわらず、保険期間を通じて1回を限度とします。
- 就業不能保険金のお支払事由に該当した場合は、その日より後に5 疾病初期入院給付金のお支払事由に該当しても、5 疾病初期入院給付金はお支払いしません。
- 5 疾病初期入院給付金を支払った後に、5 疾病初期入院給付金のお支払事由が生じた日より前にお支払事由が生じていた就業不能保険金を支払う場合は、既に支払った5 疾病初期入院給付金を差し引きます。

保険料払込みの免除

- 次のいずれかの場合には、この保険の将来の保険料のお払込みは免除となります。
 - ① 被保険者が、責任開始期以後の疾病または傷害を直接の原因として **所定の高度障害状態** になられたとき
 - ② 被保険者が、責任開始期以後に発生した **不慮の事故** を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に **所定の身体障害の状態** になられたとき
 - ③ 特定疾病保険料払込免除特則が付加されている場合で、被保険者が初めて悪性新生物と診断確定されたとき、または心疾患もしくは脳血管疾患により所定の治療を受けられたとき
- なお、就業不能保険金のお支払事由に該当した場合、将来の保険料をお払込みいただく必要はありません。

特定疾病保険料払込免除特則

- 被保険者が、悪性新生物、心疾患、脳血管疾患により、次の要件のいずれかに該当した場合に、将来の保険料のお払込みを免除する特則です。

悪性新生物	責任開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日以後の保険料払込期間中に 初めて (責任開始期前の期間を通じて初めてとします。) 悪性新生物に罹患したと、医師または歯科医師により病理組織学的所見(生検を含みます。)によって 診断確定 されたとき。
心疾患 、 脳血管疾患	責任開始期以後に心疾患または脳血管疾患を発病したと医師によって診断され、その心疾患または脳血管疾患の治療を直接の目的として、保険料払込期間中に次のいずれかの治療を受けたとき。 ・公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術 ・先進医療(※)に該当する診療行為のうち、器具を用い、生体に切断、摘除等の操作を加える手術 ・20日以上 継続した入院治療

(※) 先進医療とは、公的医療保険制度における評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療をいい、先進医療の対象となる医療技術ごとに医療機関・適応症が限定されています。
療養を受けた時点で、公的医療保険制度の給付対象となっている場合や承認取消等により先進医療でなくなっている場合は、対象となりません。



公的医療保険制度等の改正または医療技術・医療環境の変化により保険料払込みの免除事由に影響が生じるときは、主務官庁の認可を得て、この特則による保険料払込みの免除事由の変更を行うことがあります。その場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をご案内します。

⚠ ご注意

5 疾病 初期入院給付金 は、保険契約の型がⅡ型またはⅢ型の場合のみお支払いの対象となります。

別表参照

所定の高度障害状態 については、「普通保険約款別表3 対象となる高度障害状態」をご参照ください。

別表参照

不慮の事故 については、「普通保険約款別表2 対象となる不慮の事故」を、**所定の身体障害の状態** については、「普通保険約款別表4 対象となる身体障害の状態」をご参照ください。

⚠ ご注意

特定疾病保険料払込免除特則は、ご契約時のみ付加することができます。また、この特則のみの解約はできません。

別表参照

対象となる **悪性新生物**、**心疾患**、**脳血管疾患** については、普通保険約款の「別表5 対象となる悪性新生物」および「別表6 対象となる心疾患、脳血管疾患」をご参照ください。

⚠ ご注意

「上皮内新生物」や「高血圧性心疾患」は、お払込みの免除対象となる **悪性新生物** や **心疾患** に含まれません。

⚠ ご注意

病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見による **診断確定** を認めることがあります。

⚠ ご注意

同一の心疾患または脳血管疾患(病名が異なっている場合を含みます。)により退院日の翌日からその日を含めて30日以内に再入院した場合は1回の **継続した入院治療** とみなします。

○ 不担保期間終了前の悪性新生物と診断確定された場合のお取扱いについて

- この保険(※)には、悪性新生物に関して90日の**不担保期間**があります。このため、**責任開始日からその日を含めて90日を経過する日以前(責任開始期前を含みます。)**に悪性新生物に罹患した場合は、次のとおりとします。

- 悪性新生物により入院・在宅療養状態に該当した場合でも、就業不能保険金・5 疾病初期入院給付金のお支払いはできません。(保険契約の型がⅡ型・Ⅲ型の場合)
- 特定疾病保険料払込免除特則による保険料払込みの免除はできません。

この場合、その後新たに悪性新生物に罹患されても、悪性新生物による保険金・給付金のお支払いおよび保険料払込みの免除はできません。

(※) 保険契約の型がⅠ型で特定疾病保険料払込免除特則を付加しない場合を除きます。

- 不担保期間終了までに悪性新生物に罹患した場合、その悪性新生物について診断確定された日からその日を含めて**6か月以内**にご契約者から申出があったときは、次のとおりとします。

- 保険契約の型がⅡ型またはⅢ型の場合は、ご契約を無効とし、既に払い込まれた保険料をご契約者に払い戻します。
- 保険契約の型がⅠ型の場合で、特定疾病保険料払込免除特則を付加したときは、特定疾病保険料払込免除特則を無効とし、特則を付加したご契約の保険料と特則を付加しないご契約の保険料との差額をご契約者に払い戻します。

- 復活の際の不担保期間終了までに悪性新生物に罹患した場合、その悪性新生物について診断確定された日からその日を含めて**6か月以内**にご契約者から申出があったときは、次のとおりとします。

- 保険契約の型がⅡ型またはⅢ型の場合は、ご契約の復活を無効とし、復活時の延滞保険料および復活後に払い込まれた保険料をご契約者に払い戻します。
- 保険契約の型がⅠ型の場合で、特定疾病保険料払込免除特則を付加したときは、特定疾病保険料払込免除特則の復活を無効とし、次の計算式により計算した金額をご契約者に払い戻します。

お払戻額	=	この特則を付加するものとして払い込まれた 次の①・②の合計額 ①復活時の延滞保険料 ②復活後に払い込まれた保険料	-	この特則を付加しないものとして計算した左記①・②に対応する金額の合計額
------	---	---	---	-------------------------------------

- ただし、告知義務違反・重大事由による解除の場合、またはご契約が消滅することとなる場合は、無効の申出を行うことはできません。(ご契約の無効の申出は、保険金・給付金をお支払いすることとなった場合もできません。)

⚠ ご注意

所定の障害状態および介護が必要な所定の状態による保険金のお支払いには**不担保期間**のお取扱いはありません。

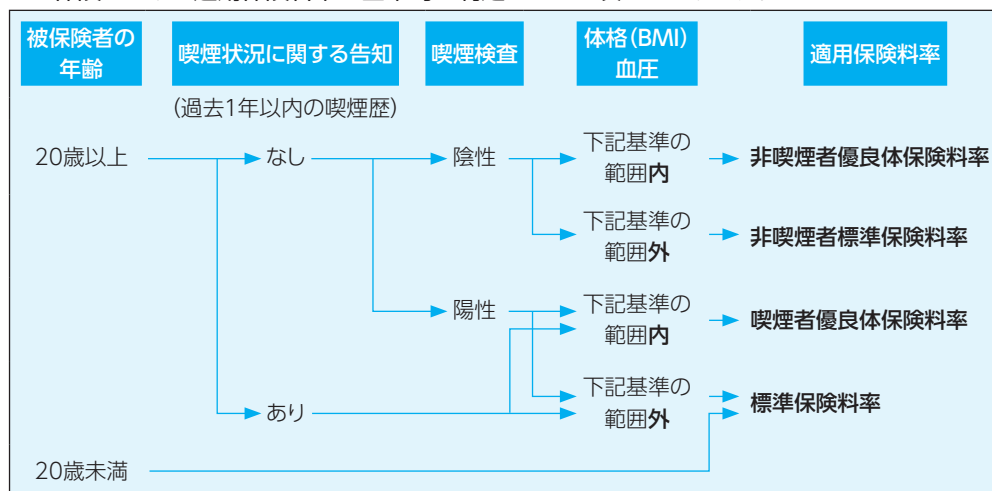
9 適用保険料率(区分保険料率適用特約)について

この保険は、被保険者の喫煙状況、体格(BMI)および血圧等が当社所定の基準を満たす場合、区分保険料率適用特約を付加することで、標準保険料率より割安な保険料率を適用することができます。

- この保険に区分保険料率適用特約を付加した場合、次のいずれかの保険料率が適用されます。また、区分保険料率適用特約を付加しない場合の保険料率を標準保険料率といいます。

- ・非喫煙者優良体保険料率
- ・非喫煙者標準保険料率
- ・喫煙者優良体保険料率

- この保険における適用保険料率の基本的な判定フローは次のとおりです。



- 喫煙状況、体格(BMI)および血圧の基準は次のとおりです。

項目	基準
喫煙状況	次のすべてを満たす場合 ・過去1年以内に喫煙(※1)していないこと。 ・所定の喫煙検査による結果が陰性であるか、または健康診断書により喫煙歴のないことが確認できること。
体格(BMI) および血圧	次のすべてを満たすことが健康診断書により確認できる場合 ・BMI(※2)の値が18以上27以下であること。 ・最大(収縮期)血圧値が139mmHg以下かつ最小(拡張期)血圧値が89mmHg以下であること。

(※1)「喫煙」には、紙巻たばこのほか、葉巻、パイプ、刻みたばこ、噛みたばこ、嗅ぎたばこ、電子たばこ等およびニコチンを含む製剤(ニコチンガム、ニコチンパッチ等)の使用を含みます。

(※2) BMI(ボディ・マス・インデックス) = 体重(kg) ÷ 身長(m)²

健康診断書にBMIの記載がない場合は、健康診断書に記載の身長・体重をもとにBMIを計算します。この場合のBMIの基準は、小数点第3位以下を切り捨て、18.00以上27.00以下とします。

- 保険契約が復活した場合、復活後のご契約には、失効前のご契約と同一の区分の保険料率が適用されます。



ご注意

- ・非喫煙者優良体保険料率、非喫煙者標準保険料率を適用するためには、所定の喫煙検査をお受けいただくか、喫煙状況について記載のある健康診断書(写)をご提出いただく必要があります。
- ・非喫煙者優良体保険料率、喫煙者優良体保険料率を適用するためには、健康診断書(写)をご提出いただく必要があります。
- ・被保険者本人が喫煙者でなくとも、受動喫煙等により喫煙検査において「陽性」と判定された場合は、非喫煙者優良体保険料率、非喫煙者標準保険料率を適用することはできません。
- ・ご契約にあたって健康診断書(写)をご提出いただいた場合、当社はその内容を加味して引受判断を行います。傷病歴・健康状態等によっては、上記基準による保険料率を適用できない場合や、ご契約のお引受けができない場合があります。

ご注意

傷病歴等があり、保険料の割増を行う場合は、左記にかかわらず、標準保険料率に対して割増を適用することにより保険料を算出します。

ご注意

「優良体」とは、この特約における当社の呼称であり、「優良体」の基準に該当されない方の健康状態が優良でないということではありません。

ご注意

ご申告いただいた喫煙状況・体格(BMI)・血圧に誤りがあるときは、ご契約の解除や、正しい保険料との差額の精算をさせていただくことがあります。

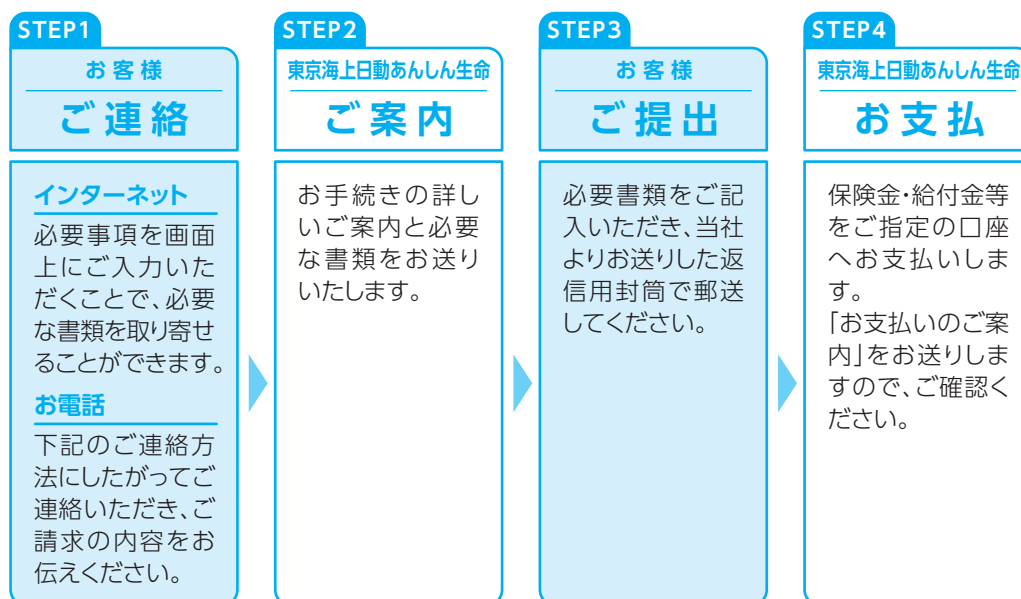


保険金・給付金等について

10 保険金・給付金等の請求の流れと注意点

被保険者が就業不能となったときやお亡くなりになったときなどは、すみやかにご連絡ください。

ご請求手続きの流れ



⚠️ ご注意

保険金・給付金等のご請求は、権利を行使できる時から3年間行使しないと、ご請求の権利がなくなりますので、ご注意ください。

⚠️ ご注意

保険料の払込免除の請求についても🔗**ご請求手続きの流れ**と同様となります。

インターネットでのご請求・ご連絡

スマートフォン・パソコンから簡単・便利にお手続きいただけます。

専用ページへのアクセス方法は次のとおりです。

- ・「あんしん生命 請求」で検索してください

あんしん生命 請求

- ・当社ホームページ(<https://www.tmn-anshin.co.jp/>)から次の順序でお進みください。

ご連絡方法

ご契約者様



保険金・給付金・満期金・年金等の請求

お電話でのご連絡

保険金請求受付専用ダイヤル ☎️ **0120-536-338**

[受付時間] 平日9:00～18:00
土曜9:00～17:00(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

代理店・ライフパートナーへのご連絡

担当の代理店もしくはライフパートナーにご連絡ください。



ご注意

- ・ご提出いただきました書類を拝見した結果、ご加入前の健康状態、治療の経過・内容などについて、詳細な事実確認をさせていただくことや、当社が指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。
- ・事実確認や医師による診断等の結果、**保険金・給付金等をお支払いできない場合があります。**

保険金・給付金等をもらえなくご請求いただくために

・ご契約の内容によって、他の保険金・給付金等をご請求いただける可能性がありますので、以下の点もご確認ください。

複数のご契約に加入されている場合

ご請求対象となるご契約が他にないかご確認ください。

○ 死亡によるご請求の場合

お亡くなりになる前に

入院をした

手術をした

放射線治療をした



入院給付金・手術給付金等のお支払対象となる可能性があります。

<対象となる保険種類・特約例>

医療保険

医療総合保険(基本保障・無解約返戻金型)

疾病入院特約

など

○ 入院や手術によるご請求の場合

● 障害状態になられたとき

両眼が見えなくなった

発音ができなくなった

両耳が聞こえなくなった

手や足を切断した



高度障害保険金や障害給付金等のお支払い、保険料払込免除の対象となる可能性があります。

など



ご注意

・お支払いにはそれぞれ条件があります。

・お支払対象となる保険種類へのご加入がない場合や特約が付加されていない場合には保険金・給付金等をお支払いできません。保険証券でご契約内容をご確認ください。

11 保険金・給付金等のお支払期限について

保険金・給付金等のご請求があった場合、当社は、請求に必要な書類(完備された請求書類のことをいいます。)が当社に到着した日の翌営業日からその日を含めて5営業日以内に保険金・給付金等をお支払いします。

ただし、保険金・給付金等をお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合は、以下のとおりとします。

	保険金・給付金等をお支払いするための確認が必要な場合	お支払期限
①	- 保険金・給付金等のお支払事由発生の有無の確認が必要な場合 - 保険金・給付金等の免責事由に該当する可能性がある場合 - 告知義務違反に該当する可能性がある場合 - 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	60日以内
	上記①の確認を行うために特別な照会や確認が必要な場合	お支払期限
②	医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会が必要な場合	90日以内
	弁護士法に基づく照会その他の法令に基づく照会が必要な場合	90日以内
	研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合	120日以内
	ご契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人が被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合	180日以内
	日本国外における調査が必要な場合	180日以内
	災害救助法が適用された地域における調査が必要な場合	90日以内

⚠ ご注意

保険料の払込免除についても、ご請求があった場合、左記の期限内にお払込みを免除します。

⚠ ご注意

●お支払期限は、請求に必要な書類(完備された請求書類のことをいいます。)が当社に到着した日からその日を含めて計算します。

⚠ ご注意

左記①②の確認等に際し、ご契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金・給付金等をお支払いしません。

12 保険金・給付金等をお支払いできない場合

次のような場合には、保険金・給付金等のお支払事由が生じても、保険金・給付金等のお支払いはいたしません。また、保険料のお払込免除事由が生じても保険料のお払込みを免除いたしません。

○ 免責事由に該当した場合

主契約	保険金・給付金等	免責事由 (保険金・給付金等をお支払いできない場合・ 保険料のお払込みを免除できない場合)
就業不能 保障保険 (無解約返戻金型)	就業不能保険金	次のいずれかにより所定の障害状態または介護が必要な所定の状態となったとき • 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 • 被保険者の犯罪行為 • 被保険者の薬物依存 • 戦争その他の変乱
	保険料払込免除	• 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 • 被保険者の犯罪行為 • 被保険者の精神障害を原因とする事故 • 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 • 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 • 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 • 地震、噴火または津波 • 戦争その他の変乱



ご注意

就業不能保険金(※)については、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって入院・在宅療養状態が延長した場合、お支払いができません。

(※) 保険契約の型がⅡ型またはⅢ型の場合に限ります。

ご参考

戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により免責事由に該当した場合であっても該当する被保険者数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ない場合には、その影響の程度に応じ、保険金・給付金等の全額もしくは一部をお支払いし、または保険料のお払込みを免除します。

⚠ ご注意

保険料払込免除には、特定疾病保険料払込免除特則による保険料の払込免除を含みません。

	保険金・給付金等をお支払いできない場合
責任開始期前に生じた疾病や不慮の事故等の場合	次の保険金・給付金等のお支払いの原因となる疾病や不慮の事故等が責任開始期前に生じていたとき(下記【ご注意】に記載している場合等、約款に特に定めのある場合を除きます。) 就業不能保険金、保険料の払込免除 など 【ご注意】 次の①～③のいずれかに該当する場合には、責任開始期以後に生じた疾病等とみなして、保険金・給付金等のお支払いに関する規定を適用します。 ①告知等により当社が責任開始期前の疾病等について知っていた場合、または過失により知らなかった場合 ②責任開始期前の疾病等について、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知しないことや事実でないことを告げることを勧めた場合 ③責任開始期前の疾病等について、次のア、およびイ、を満たし、かつ、責任開始期前に、被保険者の身体に生じた症状について保険契約者および被保険者の認識および自覚がなかったことが明らかな場合 ア. 責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがない。 イ. 責任開始期前に、被保険者が健康診断による異常の指摘を受けたことがない。 ⚠ この保険(※1)には、悪性新生物に関して90日の不担保期間があります。このため、責任開始日からその日を含めて90日を経過する日以前(責任開始期前を含みます。)に悪性新生物に罹患した場合は、上記【ご注意】にかかわらず、次のとおりお取り扱いします。 ・悪性新生物により入院・在宅療養状態に該当した場合でも、就業不能保険金・5疾病初期入院給付金のお支払いはできません(※2)。(保険契約の型がⅡ型・Ⅲ型の場合) ・特定疾病保険料払込免除特則による保険料払込みの免除はできません。 この場合、その後新たに悪性新生物に罹患されても、悪性新生物による保険金・給付金のお支払い(※2)および保険料払込みの免除はできません。 (※1) 保険契約の型がⅠ型で特定疾病保険料払込免除特則を付加しない場合を除きます。 (※2) 所定の障害状態、介護が必要な所定の状態による保険金のお支払いには不担保期間のお取扱いはありません。
詐欺による取消	ご契約の締結、復活またはご契約内容の変更(以下「ご契約の締結等」といいます。)に際して、ご契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人による詐欺行為があったことにより、ご契約等が取り消されたとき ⚠ この場合、お払い込みいただいた保険料は払い戻しいたしません。
不法取得目的による無効	ご契約の締結等の状況、ご契約成立後の保険金・給付金等のご請求の状況などから判断して、ご契約者が次のいずれかの目的をもってご契約の締結等を行ったと認められたことにより、ご契約が無効とされたとき ①不法に保険金・給付金等を取得する目的があったとき ②第三者に不法に保険金・給付金等を取得させる目的があったとき ⚠ この場合、お払い込みいただいた保険料は払い戻しいたしません。
第1回保険料が払い込まれないことによる無効	「責任開始期に関する特約」を付加したご契約で、第1回保険料が猶予期間満了日までに払い込まれないことにより、ご契約が無効となったとき

⚠ ご注意

⚠ 保険金・給付金等のお支払いには、保険料の払込免除を含みます。

⚠ ご注意

⚠ 知っていた場合には、責任開始期前の疾病等について、保険契約者または被保険者から告知されなかったことにより、当社が事実の一部を知らなかった場合は含みません。

⚠ ご注意

⚠ 健康診断とは、定期健康診断、人間ドック等、健康状態を評価することで疾患の予防・早期発見に役立てることを目的として行う診察・検査・検診をいいます。

	保険金・給付金等をお支払いできない場合
重大事由による解除	次のような事由に該当し、ご契約が解除されたとき ①保険契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人が、保険金・給付金等を詐取し、または保険料の払込免除をさせる目的で事故を起こしたとき(未遂を含みます。) ②保険金・給付金等の請求に関して、保険金・給付金等の受取人に詐欺行為があったとき(未遂を含みます。) ③他の保険契約との重複によって保険金額の合計が著しく過大で、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき ④保険契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人が、反社会的勢力(※1)に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(※2)を有していると認められるとき ⑤次のア.またはイ.に該当する等により、当社の保険契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人に対する信頼を損ない、このご契約の存続を困難とする①～④と同等の重大な事由があるとき ア.ご契約に付加されている特約または他のご契約が重大事由により解除されたとき イ.保険契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人が、他の保険会社等との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき (※1)暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。 (※2)反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、保険契約者もしくは保険金・給付金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることを含みます。
告知義務違反による解除	故意または重大な過失によって、告知がなかったり、事実と違うことを告知されたことにより、ご契約が解除されたとき 【ご注意】 告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社はご契約または特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社はご契約または特約を解除することができます。
ご契約の失効	第2回以後の保険料のお払込みがなかったため、ご契約が失効(効力を失うこと)したとき

⚠️ ご注意

左記に定める事由が生じた後に、保険金・給付金等のお支払事由または保険料のお払込みの免除事由が生じていたときは、当社は保険金・給付金等のお支払いまたは保険料のお払込みの免除を行いません。すでに保険金・給付金等をお支払いしていたときでも、その返還を請求することができ、また、すでに保険料のお払込みを免除していたときでもその保険料のお払込みを求めることができます。

⚠️ ご注意

告知義務違反によってご契約が解除されたときであっても、保険金・給付金等のお支払事由または保険料のお払込みの免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらない場合には、保険金・給付金等のお支払いまたは保険料のお払込みの免除をいたします。

13 保険金・給付金等のお支払いについての具体的事例

保険金・給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合をわかりやすくご説明するため、代表的な事例をご参考としてあげたものです。実際のご契約での取扱いに関しては、ご契約(特約)内容・約款を必ずご確認ください。

また、記載以外に認められる事実関係等によっても取扱いに違いが生じることがあります。

事例01 責任開始期前の発病について

対象となる保険金・給付金などの種類

就業不能保険金など

- ◆責任開始期以後に発病した「脳卒中」のため入院・在宅療養状態となり、医師の指示により61日間自宅で治療に専念した場合。
(保険契約の型がⅡ型・Ⅲ型の場合)

お支払い
できます

- ◆責任開始期前に発病し、以前より治療を受けていた「脳卒中」のため入院・在宅療養状態となり、ご契約加入後に医師の指示により61日間自宅で治療に専念した場合。

お支払い
できません



解説

就業不能保険金は、ご契約の責任開始期以後に発病した疾病を原因として治療を受け、約款所定の支払事由に該当した場合にお支払いします。責任開始期前に発病した疾病を原因とする場合には、お支払いできません。
ただし、責任開始期前に発病した疾病を原因とする場合でも、責任開始期以後に発病した疾病とみなして、保険金等をお支払いできる場合があります。

事例02 告知義務違反があったとき

対象となる保険金・給付金などの種類

就業不能保険金など

- ◆ご契約加入前の「慢性C型肝炎」での通院について告知書で正しく告知せず加入し、ご加入10か月後に「慢性C型肝炎」と全く因果関係のない「胃がん」により就業不能保険金のお支払事由に該当された場合。

お支払い
できます

- ◆ご契約加入前の「慢性C型肝炎」での通院について告知書で正しく告知せず加入し、ご加入10か月後に「慢性C型肝炎」を原因とする「肝がん」により就業不能保険金のお支払事由に該当された場合。

お支払い
できません



解説

ご契約(特約)にご加入いただく際には、その時の被保険者の健康状態について正確に告知いただく必要があります。故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり事実と異なる内容を告知された場合には、このご契約(特約)は解除となり、保険金等はお支払いできません。ただし、告知義務違反の対象となった事実とご請求原因との間に全く因果関係が認められない場合には、保険金等をお支払いします。

⚠️ ご注意

「対象となる保険金・給付金などの種類」ごとに、お支払いの可否を具体的な事例でご説明していますので、お支払いできない事例に該当した場合であっても、内容によっては他の保険金・給付金等をお支払いできる場合があります。

事例03

不慮の事故により約款所定の身体障害の状態になったとき

対象となる保険金・給付金などの種類

保険料の払込免除

- ◆自動車運転中に生じた事故によるケガで、右眼の視力を永久に失った場合。

保険料のお払込みを免除できます

- ◆自動車運転中に生じた事故によるケガで、右眼の視力が悪くなったが回復の見込みがある場合。

保険料のお払込みを免除できません



解説

保険料の払込免除は、約款所定の身体障害の状態に該当し、かつ回復の見込みがないときに対象となります。対象となる身体障害の状態は、約款でご確認ください。なお、保険料の払込免除の対象となる身体障害の状態は、身体障害者福祉法等に定める障害状態等とは異なります。

事例04

悪性新生物・心疾患・脳血管疾患により、約款所定の治療等を受けたとき

対象となる保険金・給付金などの種類

特定疾病保険料払込免除特則の保険料払込免除

- ◆責任開始期以後に「急性心筋梗塞」を発病し、7日間入院して手術を受けた場合。

保険料のお払込みを免除できます

- ◆責任開始期以後に「急性心筋梗塞」を発病し、手術は行わず7日間の入院治療のみを受けた場合。

保険料のお払込みを免除できません



解説

悪性新生物・心疾患・脳血管疾患で約款所定の治療等を受けたときは、保険料の払込みを免除します。急性心筋梗塞等の「心疾患」の場合は、以下のいずれかの治療を受けたときに、保険料の払込みが免除となります。

- 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術
- 先進医療に該当する手術
- 20日以上継続した入院治療

*悪性新生物・脳血管疾患の要件やその他の詳細については、約款をご確認ください。

事例05

特定の疾病により入院したとき

対象となる保険金・給付金などの種類

5疾病初期入院給付金(保険契約の型がⅡ型・Ⅲ型の場合)

- ◆責任開始期以後に「脳卒中」を発病し、医師の指示により入院した場合。

お支払いできます

- ◆責任開始期以後に「急性腎不全」を発病し、医師の指示により入院した場合。

お支払いできません



解説

5疾病初期入院給付金は、約款に定める5疾病(悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、肝硬変、慢性腎不全(※))により入院をした場合にお支払いします。

対象となる疾病については、約款でご確認ください。

(※)慢性腎不全とは、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」に定める慢性腎臓病のステージ4または5に分類されるものをいいます。

事例06

病気やケガにより国民年金法の障害等級が認定されたとき

対象となる保険金・給付金などの種類

就業不能保険金(保険契約の型がⅠ型・Ⅲ型の場合)

- ◆責任開始期以後に発症した「緑内障」により視力を失い、国民年金法にもとづき、障害等級1級と認定された場合。

お支払い
できます

- ◆責任開始期以後に発症した「緑内障」により視力が著しく低下し、厚生年金保険法にもとづき、障害等級3級と認定された場合。

お支払い
できません



解説

保険金のお支払対象となる障害状態は、約款で次のとおり定められています。

- 病気やケガにより、国民年金法にもとづき、障害等級1級または2級と認定されたこと(精神の障害により障害等級2級と認定された場合を除きます)。
- 病気やケガにより、身体障害者福祉法に定める障害の級別1級から3級までに該当し、その障害について身体障害者手帳の交付があったこと。
- 病気やケガにより、約款に定める特定生活障害状態に該当し、かつ回復の見込みがないこと。

*対象となる障害状態については、約款でご確認ください。

事例07

病気やケガにより約款所定の特定生活障害状態となったとき

対象となる保険金・給付金などの種類

就業不能保険金(保険契約の型がⅠ型・Ⅲ型の場合)

- ◆責任開始期以後に「慢性腎不全」を発病し、永続的に人工透析療法を受けた場合。

お支払い
できます

- ◆責任開始期以後に「慢性腎不全」を発病し、人工透析療法は行わず、薬物療法のみを受けた場合。

お支払い
できません



解説

保険金のお支払対象となる特定生活障害状態は、約款で次のとおり定められています。

- 病気やケガにより、約款に定める特定生活障害状態に該当し、かつ回復の見込みがないこと

*対象となる特定生活障害状態については、約款をご確認ください。

事例08

公的介護保険制度において要介護認定を受けたとき

対象となる保険金・給付金などの種類

就業不能保険金(保険契約の型がⅠ型・Ⅲ型の場合)

- ◆公的介護保険制度において、要介護3の認定を受けた場合。

お支払い
できます

- ◆公的介護保険制度における要介護状態とは認められないが、社会的支援を必要とする状態として、要支援1の認定を受けた場合。

お支払い
できません



解説

公的介護保険制度は、要介護状態・要支援状態にある者に対して必要なサービスを行うものであり、要介護状態・要支援状態は、介護や支援の必要の程度に応じて、要支援1～2、要介護1～5の7段階に区分されています。

就業不能保障保険(無解約返戻金型)では、公的介護保険制度で要介護2～5の認定を受けた場合に、保険金のお支払対象となります。

なお、将来、公的介護保険制度の仕組みが変更された場合は、保険金のお支払事由の変更を行うことがあります。

事例09

病気やケガで180日を超えて約款所定の要介護状態が継続したと診断されたとき

対象となる保険金・給付金などの種類

就業不能保険金(保険契約の型がⅠ型・Ⅲ型の場合)

◆頸椎(けいつい)損傷で四肢麻痺となり、常時寝たきりで歩行が自分ではできず、かつ入浴も大小便の排泄後の拭き取り始末も自分ではできない状態が180日を超えて継続していると医師により診断された場合。

お支払い
できます

◆脳溢血(のういつけつ)の後遺症で右片麻痺が残ったため、日常生活で時々介護を要する状態であり、例えば歩行や食事、トイレは自分で支障なくできるが、立ち上がる際に支えを必要とすることがあるような場合。

お支払い
できません



解説

保険金のお支払対象となる要介護状態は約款で定められています。

要介護状態の要件のひとつは、常時寝たきり状態でベッド周辺の歩行が自分ではできず、かつ、次のうち2項目以上に該当して他人による介護を必要とする状態に該当し、その状態が該当した日からその日を含めて180日を超えて継続したときとなります。

- 1.衣服の着脱が自分ではできない。
- 2.入浴が自分ではできない。
- 3.食物の摂取が自分ではできない。
- 4.大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

*対象となる要介護状態については、約款でご確認ください。

なお、公的介護保険制度に定める要介護状態等とは異なります。

事例10

特定の疾病で60日を超えて約款所定の入院・在宅療養状態が継続されたと診断されたとき

対象となる保険金・給付金などの種類

就業不能保険金(保険契約の型がⅡ型・Ⅲ型の場合)

◆責任開始期以後に発病した「脳卒中」の治療のため、医師の指示により61日間自宅で業務に従事せず、治療に専念した場合。

お支払い
できます

◆責任開始期以後に発病した「急性腎不全」のため、61日間入院して治療を受けた場合。

お支払い
できません



解説

保険金のお支払対象となる入院・在宅療養状態は、約款に定める5疾病(悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、肝硬変、慢性腎不全※)を直接の原因とし、所定の状態が60日を超えて継続することを要件としています。

*対象となる疾病、入院・在宅療養状態については、約款でご確認ください。

(※)慢性腎不全とは、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」に定める慢性腎臓病のステージ4または5に分類されるものをいいます。

14 保険金・給付金等の請求について

○ 保険金・給付金等の請求書類

- 保険金・給付金・保険料払込みの免除等のご請求の諸手続きに必要な書類は、普通保険約款の別表をご参照ください。



保険金・給付金・解約返戻金・保険料払込みの免除等のご請求は、権利を行使できる時から3年間行使しないと、ご請求の権利がなくなりますので、ご注意ください。

○ 保険金・給付金等の請求に関する訴訟について

- 保険金・給付金等の請求に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

15 保険金・給付金等の代理請求について

あらかじめ指定した代理人により保険金・給付金等を請求することができます。

○ 指定代理請求特約

- 被保険者である保険金・給付金等の受取人が、保険金・給付金等を請求できない次のいずれかの事情がある場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が受取人の代理人として、保険金・給付金等を請求することができます。
 - ・ 傷害または疾病により、保険金・給付金等を請求する意思表示ができない場合
 - ・ 傷病名の告知を受けていない場合
 - ・ その他これに準じた状態である場合

○ 指定代理請求人

指定代理請求人は、請求する時に指定すれば、良いのかな？

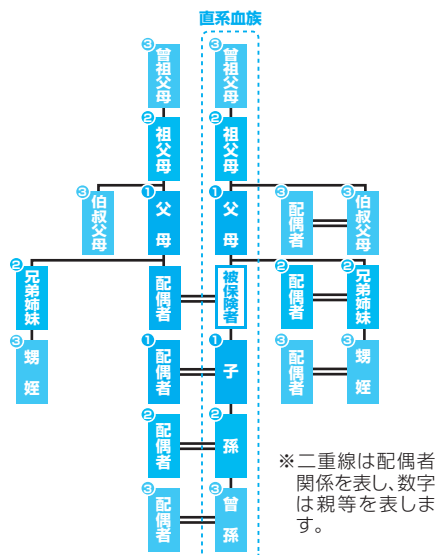


- 指定代理請求人は、被保険者の同意を得て、保険契約者にあらかじめ1名の方を指定いただく必要があります。

誰でも、良いのかな？

- 保険金・給付金等の請求時において、次のいずれかに該当する必要があります。

- ・ 被保険者の戸籍上の配偶者
- ・ 被保険者の直系血族
- ・ 被保険者の3親等内の親族
- ・ 被保険者と同居し、または生計を一にしている方
- ・ 被保険者との契約にもとづき、被保険者の療養看護または財産管理を行っている方



⚠ ご注意ください

保険契約者が被保険者と同一人である場合の保険料の払込免除の請求についても、左記と同様に取り扱います。

⚠ ご注意ください

保険金・給付金等の受取人が法人の場合や被保険者と同一人でない場合には、指定代理請求人による代理請求はできません。

⚠ ご注意ください

指定代理請求人からのご請求に対して保険金・給付金等をお支払いした場合、その後重複してご請求を受けても保険金・給付金等をお支払いしません。

- 保険契約者は被保険者の同意を得て、当社に対する通知により指定代理請求人を変更することができます。
- 指定代理請求人が不要となった場合は、指定代理請求人の指定を撤回することができます。この場合、指定代理請求人は指定されていないものとして取り扱います。(この特約のみの解約はお取り扱いできません。)
- 告知義務違反による解除または重大事由による解除をする場合において、保険契約者等の通知先に住所不明により通知できないときは、指定代理請求人に通知することがあります。

○ 指定代理請求特約の対象となる保険金・給付金等



どんな保険金などが請求できるのかな？

- この保険では、次の保険金・給付金等について、指定代理請求人によるご請求が可能です。

- 就業不能保険金
- 5疾病初期入院給付金
- **保険料の払込免除** (※)

(※) 保険契約者と被保険者が同一人の場合に限りです。



ご注意

故意に保険金・給付金等の支払事由を生じさせた者、または故意に保険金・給付金等の受取人を保険金・給付金等の請求の意思表示をできない状態にさせた者は、指定代理請求人としての取扱いを受けることはできません。

○ 保険金・給付金等の代理請求をされる場合のご注意

代理請求をされる場合、次の点についてあらかじめご了承ください。

- 代理請求により保険金・給付金等をお支払いした場合、被保険者にはその旨をご連絡いたしません。が、保険金・給付金等のお支払い後に、被保険者(または保険契約者)から契約内容についてご照会があったときは、保険金・給付金等をお支払いした旨、回答せざるをえないことがあります。
- このため、被保険者(または保険契約者)に傷病名等を察知される可能性があります。
- 保険金・給付金等の請求があったことを、被保険者(または保険契約者)が知る可能性のある具体的事例は次のようなものです。

- 被保険者が当社に契約内容を照会された場合
- 銀行口座の通帳等で保険料のお払込みがなくなった、またはお払込額が減少したことを知る場合

- 代理請求いただいた後に被保険者(または保険契約者)から照会があった場合は、当社は直接の回答をせず代理請求いただいた方に連絡をとらせていただくことがありますので、ご了承ください。

⚠ ご注意

⚡ **保険料の払込免除**には、特定疾病保険料払込免除特約による保険料の払込免除を含みます。



保険料について

16 保険料のお支払い

○ 保険料の払込方法 (経路)

- 保険料の払込方法 (経路) には次の方法があります。

□ 口座振替

- 当社が提携している金融機関等で、ご契約者の定めた預金口座から、自動的に保険料が当社に振り込まれます。

送金

- 払込期月中に最寄りの金融機関より当社指定の銀行にお支払いください。
- その際の受領証は、保険料領収証のかわりとなりますので、大切に保存しておいてください。

団体

- 団体契約の場合、勤務先などの団体を經由して、お支払いください。
- この場合は、個々のご契約者に保険料領収証は発行しません。

クレジットカード

- ご契約者名義のクレジットカードにより、自動的に保険料が当社に払い込まれます。
- クレジットカードは、当社指定のクレジットカードに限りです。
- クレジットカードの有効性等が確認できなかった場合やご契約内容の変更等により取扱条件を満たさなくなった場合は、クレジットカードによる保険料のお支払いをお取り扱いできなくなることがあります。この場合、保険料の払込方法 (経路) の変更を行ってください。

○ 保険料の払込方法 (経路) の変更

- 次の場合には、当社の取扱者／代理店または当社まで申し出ください。

- 払込方法の変更を希望する場合
- 勤務先団体からの脱退
- 指定口座の変更を希望する場合

など

- お払込方法の変更についてお申出があった場合、当社は所定の事務手続を経て、**新たなお払込方法に変更**させていただきます。

- この場合、新たなお払込方法に変更されるまでの間の保険料は、当社の指定する方法によりお支払いください。

17 保険料をまとめて払い込む方法

ボーナス、預貯金、退職金などの余裕資金を活用して、保険料をまとめて払い込むことができます。

○ 保険料の一括払 (月払契約の場合)

- 当月以降の月払保険料をまとめて (3～12か月分) お支払いいただくお取扱いです。この場合には、当社所定の割引率で保険料を割引いたします。
- この一括払保険料は、払込時期が到来するまで預り金として当社に積み立てられ、払込時期が到来するごとに保険料に充当されます。
- 保険期間中にご契約が消滅 (解約・死亡など) した場合には、まだ払込時期が到来していない一括払保険料は返還されます。

○ 保険料の前納 (年払契約の場合)

- 将来の年払保険料を一定の年数分 (2年以上かつ当社所定の期間内) まとめてお支払いいただくお取扱いです。この場合には、**当社所定の利率** で割り引いて計算した保険料前納金をお支払いいただきます。
- この保険料前納金は、**当社所定の利率** で積み立てておき、年単位の契約応当日ごとに年払保険料のお支払いにあてられます。
- 前納期間が満了した場合、または保険料のお支払いを必要としなくなった場合に、保険料前納金の残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。
- 月払のご契約は、年払に変更のうえ、前納のお取扱いができます。

⚠ ご注意

各々の**保険料の払込方法 (経路)**には、当社の定める取扱条件があります。また、「責任開始期に関する特約」を付加する場合、保険料の払込方法 (経路) については、「口座振替」となります。

⚠ ご注意

「口座振替」および「クレジットカード払込」の場合、払い込まれた保険料について、保険料領収証は発行しません。

💡 お願い

「クレジットカード払込」で、クレジットカードのカード番号・有効期限等が更新された場合、当社にご登録されたクレジットカード情報も最新のものに変更するため、当社までご連絡ください。

⚠ ご注意

新たなお払込方法に変更できるのは、当社の定める取扱条件を満たした場合に限り、変更時に取り扱っていないお払込方法には変更できません。また、「責任開始期に関する特約」を付加したご契約で、第1回保険料が払い込まれるまでの期間は、お払込方法の変更はできません。

⚠ ご注意

当社所定の利率は、経済情勢等により変更することがあります。なお、最新の利率は当社のホームページ (<https://www.tmn-anshin.co.jp/>) でご確認ください。



- ・保険料の一括払または前納をご利用された期間につきましては、保険金額・給付金額等の減額など、契約内容の変更が制限されることがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・第1回保険料が払い込まれるまでの期間は、一括払のお取扱いはできません。また、「責任開始期に関する特約」を付加した場合、第1回保険料が払い込まれるまでの期間は、前納のお取扱いはできません。

18 保険料の払込期月と猶予期間および復活について

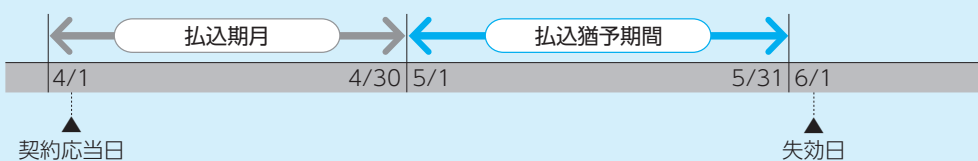
ご契約を有効に継続させるためには、払込方法(回数)に応じた期日までに継続的に保険料を払い込む必要があります。また、払込期月内にお払込みがない場合でも、以下の猶予期間があります。

○ 第2回以後の保険料の払込期月および払込猶予期間

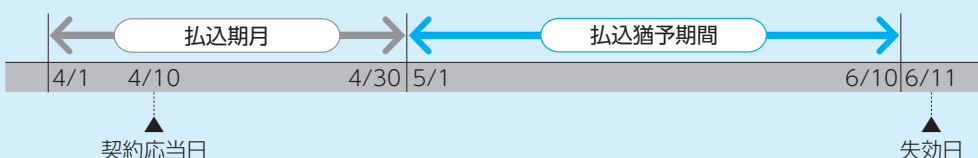
	払込期月 (保険料をお払い込みいただく月)	払込猶予期間
月 払	月単位の契約応当日の属する月の1日から末日まで	払込期月の翌月の1日から末日まで
年 払	年単位の契約応当日の属する月の1日から末日まで	払込期月の翌月の1日から翌々月の月単位の契約応当日まで(※)

(※) 契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ、4月、8月、1月の各末日までとなります。また、契約日に対応する日のない月の場合は、その月の末日を契約応当日とします。

[例1] 月払の場合



[例2] 年払の場合

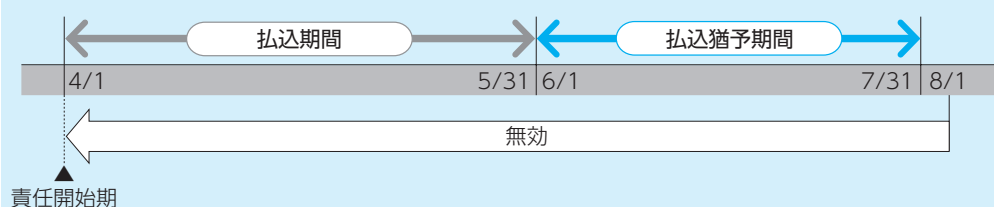


○ 「責任開始期に関する特約」を付加した場合

- 「責任開始期に関する特約」を付加したご契約では、第1回保険料について次のとおり払込期間、払込猶予期間があります。

	払込期間 (保険料をお払い込みいただく期間)	払込猶予期間
月 払	主契約の責任開始日からその翌月末日まで	払込期間満了日の翌月1日から翌々月末日まで
年 払		

[例3] 「責任開始期に関する特約」を付加した場合(月払・年払の場合)



- 原則として、払込期間内の所定の振替日に指定口座から第1回保険料の振替を行います。
- 払込期間内に第1回保険料が口座振替できなかった場合、翌月の所定の振替日(猶予期間中)に再度指定口座へご請求します。(保険料の払込方法(回数)が月払の場合は、第2回保険料とともにご請求します。)
- 当社が保険契約のお申込みを承諾した日によっては、第1回保険料の口座振替日が払込期間満了日の翌月(猶予期間中)になることがあります。この場合、指定口座への第1回保険料のご請求は一度だけになりますのでご注意ください。(保険料の払込方法(回数)が月払の場合、第2回保険料とともに請求します。)
- さらに、払込猶予期間中の振替日に第1回保険料が口座振替できなかった場合は、当社がご案内する方法にしたがって、払込猶予期間内(払込期間満了日の翌々月の末日まで)に保険料をお払い込みください。(保険料の払込方法(回数)が月払の場合、第2～3回保険料とともにお払い込みください。)

○ 払込猶予期間満了の場合の取扱い

- 払込猶予期間内に第2回以後の保険料のお払込みがない場合、ご契約は払込猶予期間満了の日の翌日に失効(ご契約の効果がなくなり、保障がなくなる)します。
- 「責任開始期に関する特約」を付加したご契約で、払込猶予期間内に第1回保険料のお払込みがない場合、**ご契約は無効となります**。(ご契約の効力が当初からなくなり、責任開始期に遡って保障がなくなります。)この場合、次のとおり取り扱います。
 - ・ 責任準備金などその他の返戻金の払戻しはありません。
 - ・ 復活のお取扱いはありません。

○ 効力を失ったご契約の復活

- 保険契約が失効した場合でも、**3年以内**なら、復活の請求ができます。(「責任開始期に関する特約」を付加したご契約で、第1回保険料のお払込みがなく無効となった契約を除きます。)
- 復活の際に必要なお手続きは下記のとおりです。
 - ・ **改めて、告知または診査**が必要となります。健康状態などによっては復活できない場合があります。
 - ・ 当社所定の金額をお払い込みいただきます。
- ご契約の復活を当社が承諾した場合、告知または診査と当社所定の金額のお払込みがともに完了したときから、復活の取扱いが行われた後のご契約の保障が開始されます。
 - ・ 複数回、復活の取扱いが行われた場合の責任開始期は、最後の復活の際の責任開始期とします。
 - ・ 告知または診査と当社所定の金額のお払込みがともに完了した日を「復活日」といいます。



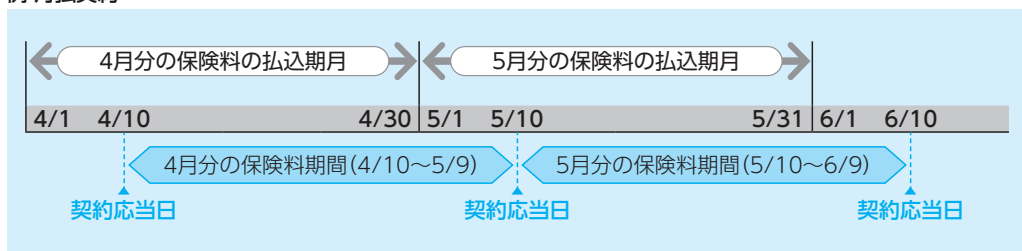
ご注意

- ・ 保険契約が復活した場合、復活後のご契約には、失効前のご契約と同一の区分の保険料率が適用されます。
 - ・ この保険(※1)には、悪性新生物に関して、復活の際の責任開始日からその日を含めて**90日の不担保期間**が設定されます。このため、不担保期間終了までに悪性新生物に罹患した場合は次のとおりとします。
 - ① その悪性新生物により入院・在宅療養状態に該当した場合でも、就業不能保険金・5疾病初期入院給付金のお支払いはできません(※2)。(保険契約の型がⅡ型・Ⅲ型の場合)
 - ② 特定疾病保険料払込免除特則による保険料払込みの免除はできません。
- (※1) 保険契約の型がⅡ型で特定疾病保険料払込免除特則を付加しない場合を除きます。
(※2) 所定の障害状態、介護が必要な所定の状態による保険金のお支払いには不担保期間のお取扱いはありません。

○ 保険金・給付金等のお支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合

- 保険料は毎払込期月の契約応当日から、次の払込期月の契約応当日の前日までの期間(保険料期間)に充当されます。

例:月払契約

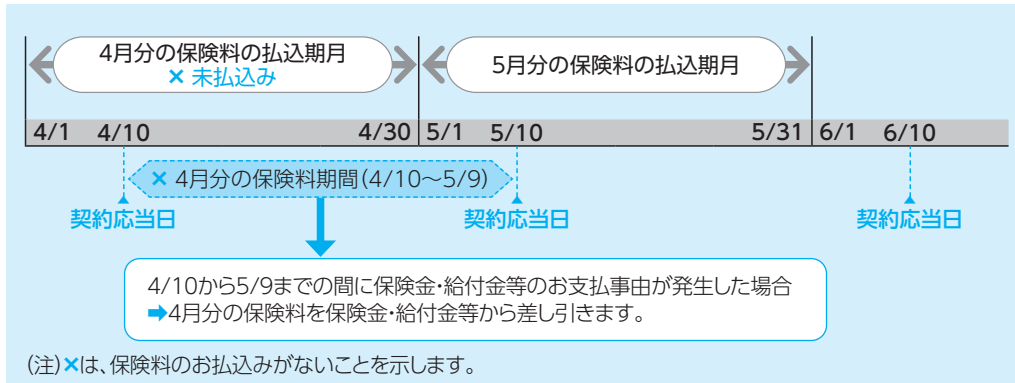


- 保険金・給付金等のお支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合の未払込保険料のお取扱いは次のとおりです。

- ① 保険金・給付金等のお支払事由または保険料の払込免除事由が発生した日を含む保険料期間に充当されるべき保険料が払い込まれていない場合は、次のようなお取り扱いとなります。

- ・保険金・給付金等を支払うとき……未払込保険料を保険金・給付金等から差し引きます。
- ・保険料払込みの免除のとき……未払込保険料をお払い込みいただきます。

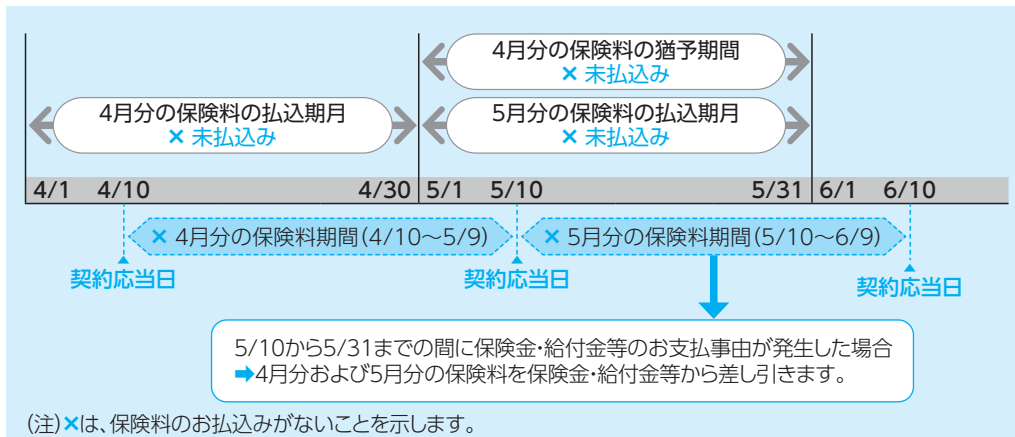
【例1】1か月分の保険料が未払込みで保険金・給付金等を支払う場合（月払契約）



- ② 月払契約で猶予期間中の契約応当日以後に保険金・給付金等のお支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合は、次のようなお取り扱いとなります。

- ・保険金・給付金等を支払うとき……2か月分の保険料を保険金・給付金等から差し引きます。
- ・保険料払込みの免除のとき……2か月分の保険料をお払い込みいただきます。

【例2】2か月分の保険料が未払込みで保険金・給付金等を支払う場合（月払契約）



- ③ 「責任開始期に関する特約」を付加したご契約で、第1回保険料をお払い込みいただく前に、保険金・給付金等のお支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合には、次のようなお取り扱いとなります。

- ・保険金・給付金等を支払うとき……第1回保険料^(※)を保険金・給付金等から差し引きます。
- ・保険料払込みの免除のとき……第1回保険料^(※)をお払い込みいただきます。

(※) 月払契約で第2回以後の保険料の払込期月の契約応当日が到来している場合は、上記第1回保険料と同様に第2回以後の保険料を取り扱います。



ご注意

保険金・給付金等のお支払事由が発生し、その保険金・給付金等が**未払込保険料**に満たないときは、次のとおり取り扱います。

<就業不能保険金のお支払事由が発生した場合>

保険金を月払給付する場合で、第1回の給付金が未払込保険料に満たないときは、保険金を一時支払する場合のお支払額である保険金額から未払込保険料を差し引きます。この場合、その残額をもとに**基準給付金月額を変更し、変更後の基準給付金月額を毎月お支払いします**。ただし、変更後の基準給付金月額が当社の定める金額に満たないときは、その残額を一時にお支払いし、保険金の月払給付は行いません。

<5疾病初期入院給付金のお支払事由が発生した場合>

5疾病初期入院給付金が未払込保険料に満たないときは、未払込保険料をお払い込みいただきます。この場合、猶予期間満了までに未払込保険料をお払い込みいただけないときは、**ご契約は失効し、5疾病初期入院給付金はお支払いできません**。

ご注意

[例1]で4/10～5/9までの間に保険料の払込免除事由が発生した場合は4月分の保険料をお払い込みいただきます。

ご注意

[例2]で5/10～5/31までの間に保険料の払込免除事由が発生した場合は4月分および5月分の保険料をお払い込みいただきます。

ご注意

未払込保険料には、上記②の2か月分の保険料、上記③の第1回保険料を含みます。

19 保険料のお払込みが不要となった場合

保険料のお払込方法(回数)が年払のご契約の場合、保険料のお払込みが不要となったときは、次のようなお取扱いとなります。

- 保険料をお払い込みいただいた後に、**ご契約の消滅等**により、保険料のお払込みが不要となった場合は、次の額(未経過保険料)をお支払いします。(詐欺による契約取消や不法取得目的による無効の場合等、約款・特約条項に定める場合を除きます。)

<お支払いする額(未経過保険料)>

すでに払い込まれた**保険料**のうち、保険料のお払込みが不要となった日の翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日からその保険料が充当される**保険料期間**の末日までの月数(端日数切捨て)に対応する保険料相当額

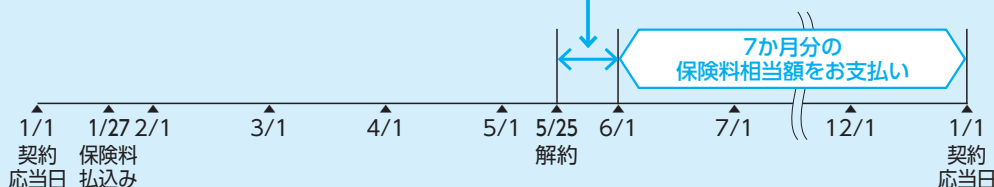
<ご契約例>

年単位の契約応当日:1月1日、月単位の契約応当日:毎月1日

1月27日に年払保険料を払い込んだ後、5月25日に契約を解約した場合

⇒保険料のお払込みを必要としなくなったのは契約を解約した5月25日であり、その翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日は6月1日となります。したがって、6月1日から12月31日までの7か月分に対応する保険料相当額をお支払いします。

未経過保険料は月単位で計算されるため、この期間に未経過保険料はありません。



20 保険料のお払込みが困難になられた場合の継続方法

保険料のお払込みが困難になられたときでも、主契約の基準給付金月額等を減らすことにより、払込保険料を少なくし、ご契約を有効に続けることができます。

- 減額後の基準給付金月額が5万円以上(給付金支払期間が2年または5年の場合は10万円以上)、かつ、1万円の整数倍であることが必要です。
- 保険料払込期間中は無解約返戻金期間となりますので、減額されても解約返戻金はありません。保険料払込期間満了後に減額した場合は、減額分に対する解約返戻金をお支払いします。

⚠️ ご注意

お払込方法(回数)が月払のご契約には、左記取扱いはありません。

⚠️ ご注意

ご契約の消滅等には、ご契約または付加されている特約の消滅、減額および保険料払込みの免除等を含みます。

⚠️ ご注意

保険料の一部のお払込みを必要としなくなった場合は、そのお払込みを必要としなくなった部分に限ります。

⚠️ ご注意

保険料期間とは、年払の場合、年単位の契約応当日から次の年単位の契約応当日の前日までの期間をいいます。

⚠️ ご注意

左記お取扱いは、今後変更することがあります。

21 超保険のまとめて割引について

超保険のご契約の場合、お申込み時点で所定の条件を満たしたときは、ご契約初年度の保険料に対して、まとめて割引が適用されます。

●まとめて割引の適用条件・割引率は次のとおりです。

【適用条件】

お申込み時点で次の条件をすべて満たすとき。

- ①東京海上日動火災保険の超保険契約^(※1)が締結されていること。
- ②東京海上日動火災保険の超保険契約^(※1)の**年間保険料**が3万円以上であること。

【割引率】

ご契約初年度の保険料に対して2%^(※2)

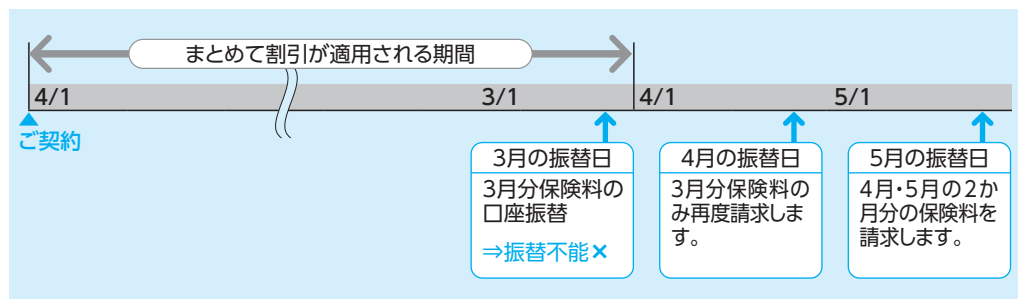
(※1) 保険期間が2年以上のトータルアシスト超保険(住まいの保険)およびこれに付帯される地震保険を除きます。

(※2) 傷病歴等があり、特別な条件付でお引き受けする場合の特別保険料部分は割引の対象となりません。

●まとめて割引が適用されるご契約については、次の点にご注意ください。

- ・割引が適用される期間中は、保険料の前納・一括払のお取扱いはできません。また、保険料の払込方法等の変更が制限されることがあります。
- ・保険料の払込方法が口座振替・月払の場合、ご契約初年度の最終月の保険料が口座の残高不足により振替できなかったときは、翌月の振替日にご契約初年度の最終月の保険料のみを再度請求します。この場合、翌々月の振替日に翌月と翌々月の2か月分の保険料を請求します。

【例】ご契約日が4月1日の場合



ご参考

超保険とは、東京海上グループの生損保一体型保険をいいます。なお、超保険のお取り扱いをしていない取扱者/代理店もあります。

ご参考

まとめて割引が適用されるご契約には、「初年度保険料の割引に関する特約」が付加されます。

ご参考

年間保険料は、東京海上日動火災保険の超保険契約の保険始期時点の契約条件にもとづいて計算します。ただし、このご契約の申込日以前に超保険契約の契約条件に変更がある場合は、その変更による追加・返還保険料を含めて計算します。

⚠️ ご注意

取扱いの詳細は当社の定めるところによります。結果として、割引が適用されない場合や端数処理などによって割引率が2%とならない場合があります。

⚠️ ご注意

左記【例】で、5月の振替日に4月分の保険料の口座振替ができず、5月末日までに4月分の保険料が払い込まれなかったときは、ご契約は失効し、保障がなくなります。



ご契約後について

22 ご契約の解約と解約返戻金

ご契約を解約された場合、解約された時点でご契約は消滅し、以降の保障はなくなります。ご契約いただいた生命保険は大切な財産ですから、ぜひご継続ください。

解約と 解約返戻金

- 生命保険では払い込まれる保険料は、預貯金のようにそのまま積み立てられているわけではありません。保険料の一部は毎年の保険金等のお支払いに、また他の一部はご契約の締結や維持に必要な経費にあてられます。このため、解約返戻金は、多くの場合、保険料払込期間満了後も含めて、保険料の合計額より少ない金額となります。
- 解約返戻金の額は、保険種類・適用保険料率・契約年齢・性別・保険期間・保険料払込期間・経過年月数・保険料の払込年月数などによって異なります。**特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。また、保険種類によっては保険期間の途中で減少し、保険期間の満了時になくなることがあります。
- 就業不能保障保険（無解約返戻金型）には解約返戻金がない期間が設定されています。**なお、主契約を解約されますと、主契約に付加された各種特約も同時に解約となります。

解約返戻金 の請求

- やむをえずご契約を解約される場合には、解約返戻金をご請求ください。所定の解約返戻金をご契約者にお支払いします。



被保険者が保険期間中に死亡された場合には

- ご契約者は、すみやかに「**10** 保険金・給付金等の請求の流れと注意点」をご参照のうえ、ご連絡ください。
- 解約返戻金がある場合には、これと同額の返戻金をご契約者にお支払いします。

無解約返戻金期間について

- 就業不能保障保険（無解約返戻金型）は、保険料払込期間を無解約返戻金期間とします。このため、保険料払込期間中に解約されても、解約返戻金はありません。
- 無解約返戻金期間は、次の項目ごとに基準となる日がある場合に適用します。

項目	基準となる日(※)
・ご契約の解約 ・基準給付金月額減額	請求に必要な書類が当社に到着した日
・告知義務違反または重大事由による解除	解除の通知が、ご契約者等に到着した日

(※)基準となる日の詳細については、普通保険約款第27条(解約返戻金)をご参照ください。

⚠️ ご注意

解約返戻金のご請求は、権利を行使できる時から3年間行使しないと、ご請求の権利がなくなりますので、ご注意ください。

ご参考

解約返戻金額は、保険証券に例示しています。

ご参考

保険料の払込みが免除されている場合、保険料が払い込まれているものとみなして解約返戻金を計算します。

⚠️ ご注意

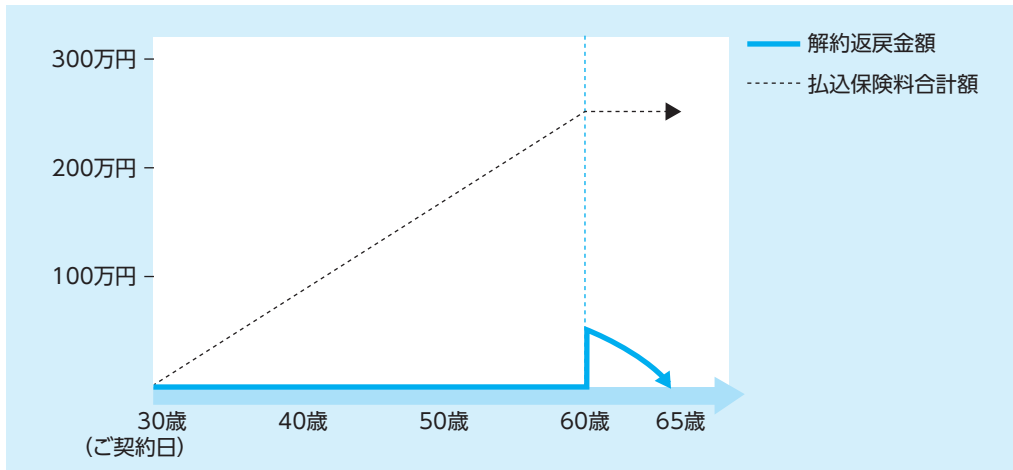
解約返戻金は、その請求に必要な書類が当社に到着した日の翌営業日からその日を含めて5営業日以内にお支払いします。

●解約返戻金と払込保険料合計額との関係

【ご契約例】

60歳払込満了

- 30歳契約
- 男性
- 月払(口座振替扱)
- 基準給付金月額：10万円
- 給付金支払期間：保険期間満了日まで
- 最低支払保証期間：2年
- 保険契約の型：Ⅲ型
- 保険期間：65歳まで
- 保険料払込期間：60歳まで
- 無解約返戻金期間：60歳まで
- 標準保険料率適用
- 特定疾病保険料払込免除特則付加
- 超保険のまとめて割引適用なし



○ 被保険者によるご契約者への解約の請求について

- 被保険者とご契約者が異なるご契約の場合、次に掲げる事由に該当するときは、被保険者はご契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。

この場合、被保険者から解約の請求を受けたご契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

- ① ご契約者または保険金・給付金等の受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として保険金・給付金等のお支払事由を発生させた場合(未遂を含みます。)
- ② 保険金・給付金等の受取人が当該保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行った場合(未遂を含みます。)
- ③ 上記①②の他、被保険者のご契約者または保険金・給付金等の受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- ④ ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者のご契約のお申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

○ 差押債権者、破産管財人等による解約について

- ご契約者の差押債権者、破産管財人等(以下、「債権者等」といいます。)によるご契約の解約は、解約の通知が当社に到着した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

○ 保険金・給付金等の受取人によるご契約の存続について

- 債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、以下のすべてを満たす保険金・給付金等の受取人はご契約を存続させることができます。

- ① ご契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
- ② ご契約者でないこと

- 保険金・給付金等の受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到達した時から1か月を経過する日までの間に、以下のすべての手続きを行う必要があります。

- ① ご契約者の同意を得ること
- ② 解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと
- ③ 上記②について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること(当社への通知についても期間内に行うこと)

23 生命保険と税金について

○ 生命保険料控除

1年間の**正味払込保険料**の一定額がその年の所得税と住民税の対象となる所得から控除されます。

① 生命保険料控除の対象となるご契約・保険料

対象となる契約	納税する人が保険料を払い込み、保険金受取人が「本人」あるいは「配偶者またはその他の親族」である契約
対象となる保険料	1月から12月までにお払い込みいただいた保険料の合計額から、その年に支払われた配当金（その年に新たに積み立てられた配当金を含みます。）を差し引いた額

（注）生命保険料控除を受けるためには、年末調整または確定申告のときに申告が必要です。当社から発行する「生命保険料控除証明書」を申告書に添付してください。

② 生命保険料控除の種類

生命保険料控除には、「一般生命保険料控除」、「個人年金保険料控除」、「介護医療保険料控除」の3つの控除枠があります。

保険契約および付加される特約ごとに、生命保険料控除の適用の有無および適用される生命保険料控除の種類が異なります。

この保険に適用される生命保険料控除の種類は次のとおりです。

控除の種類	対象となる保険契約
介護医療保険料控除	あんしん就業不能保障保険

③ 控除額

「一般生命保険料控除」、「個人年金保険料控除」および「介護医療保険料控除」は、それぞれ次のとおり控除額が計算されます。

<所得税の控除額>

年間正味払込保険料	総所得金額から控除される金額
20,000円以下のとき	全 額
20,000円を超え40,000円以下のとき	$(\text{年間正味払込保険料} \times \frac{1}{2}) + 10,000\text{円}$
40,000円を超え80,000円以下のとき	$(\text{年間正味払込保険料} \times \frac{1}{4}) + 20,000\text{円}$
80,000円を超えるとき	一律 40,000円

<住民税の控除額>

年間正味払込保険料	総所得金額から控除される金額
12,000円以下のとき	全 額
12,000円を超え32,000円以下のとき	$(\text{年間正味払込保険料} \times \frac{1}{2}) + 6,000\text{円}$
32,000円を超え56,000円以下のとき	$(\text{年間正味払込保険料} \times \frac{1}{4}) + 14,000\text{円}$
56,000円を超えるとき	一律 28,000円

○ 保険金・給付金等の税法上のお取扱い

● 就業不能保険金および5 疾病初期入院給付金の受取人が以下のいずれかに該当するときは、全額非課税扱となります。

- ・被保険者
- ・被保険者の配偶者もしくは直系血族
- ・被保険者と生計を一にするその他の親族

⚠ ご注意

左記内容は、2024年1月現在の税制に基づくもので、今後税務の取扱いが変わる場合もあります。

ご参考

● **正味払込保険料**とは、1年間の払込保険料から契約者配当金等を差し引いたものをいいます。

⚠ ご注意

所得税および住民税の控除額は、「一般生命保険料控除」、「個人年金保険料控除」および「介護医療保険料控除」の控除額を合算して所得税120,000円、住民税70,000円が限度となります。

⚠ ご注意

ご契約日が2011年12月31日以前の他のご契約がある場合は、取扱いが異なる場合があります。

⚠ ご注意

左記内容は、2024年1月現在の税制に基づくもので、今後税務の取扱いが変わる場合もあります。なお、個別の取扱いについては、所轄の税務署または税理士等にご確認ください。



生命保険に関するお知らせ

24 生命保険契約者保護機構

当社は「生命保険契約者保護機構」(以下「保護機構」といいます。)に加入しております。

- 保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られます。
- ただし、この場合でも、生命保険会社の業務または財産の状況により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

➡ 保護機構って、どんな団体？

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。



➡ 生命保険会社が破綻したら、現在加入している保険は、どうなるのかしら？

- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定(※1)に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約(※2)を除き、責任準備金等(※3)の90%とすることが、保険業法等で定められています(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。(※4))。
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度)が設けられる可能性もあります。



(※1) 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等)のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です(実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります)。

(※2) 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率(注1)を超えていた契約を指します(注2)。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率＝90%－{(過去5年間に於ける各年の予定利率－基準利率)の総和÷2}

(注1) 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

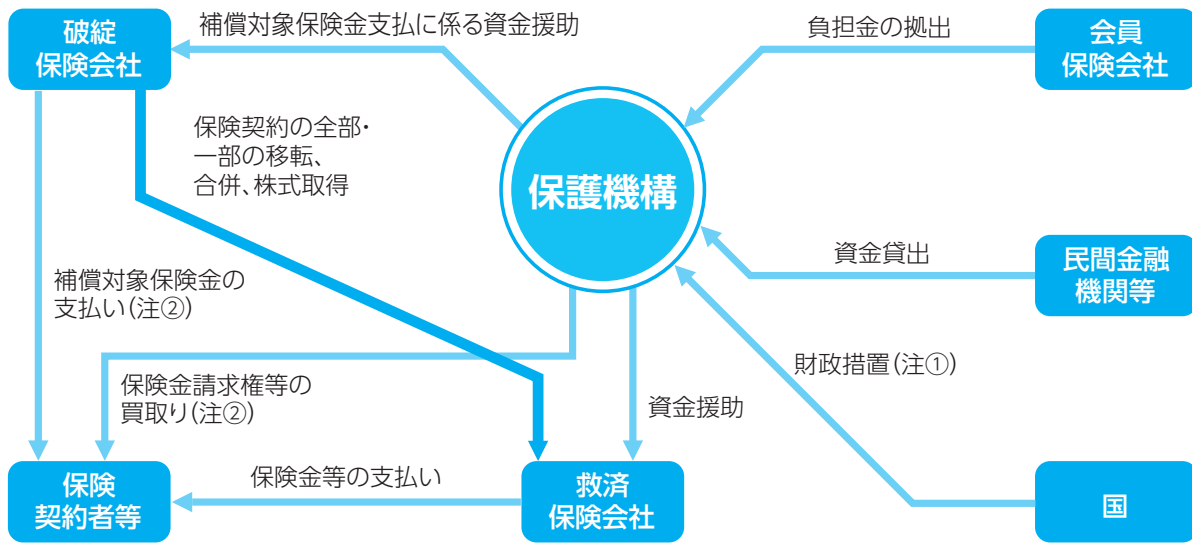
(注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立した保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否にかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

(※3) 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。

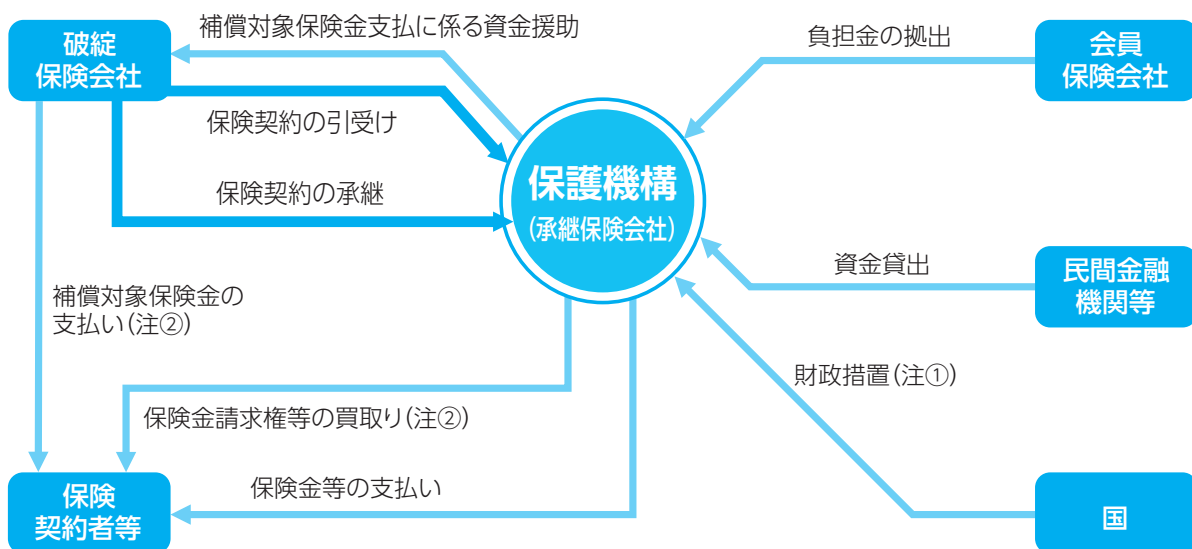
(※4) 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

仕組みの概略図

●救済保険会社が現れた場合



●救済保険会社が現れない場合



(注①) 上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注②) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、前頁※2に記載の率となります。)

◆補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

* 生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構 **03-3286-2820** 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)
午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

25 契約内容登録制度・契約内容照会制度

お客様のご契約内容が登録されることがあります。

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます。）のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます。）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

- 保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引き受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

- 一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」といいます。）から5年間（被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）です。

各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

- 当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次の（ア）～（オ）に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、巻末のカスタマーセンターにお問い合わせください。

（ア）当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合

（イ）当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合

（ウ）本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合

（エ）当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合

（オ）本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

【登録事項】

2024年3月31日以前の登録事項

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 死亡保険金額および災害死亡保険金額
- (3) 入院給付金の種類および日額
- (4) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (5) 取扱会社名

2024年4月1日以降の登録事項

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 普通死亡保険金の金額
- (3) 入院給付金の種類および入院給付金の日額または入院給付金の一時金額
- (4) 災害死亡保険金の金額
- (5) がん給付金の一時金額
- (6) 就業不能保障給付金の月額
- (7) 先進医療保障給付の件数
- (8) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (9) 取扱会社名

2024年4月1日以降に復活、増額または特約の中途付加、内容変更のお申込みがあった場合、お申込みの対象となる証券番号に紐づくすべての主契約・特約のうち、上記(2)～(7)に該当する主契約・特約が登録対象となります。

その他、正確な情報の把握のため、契約およびお申込みの状態に関して相互に照会することがあります。



※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ(<https://www.tmn-anshin.co.jp/privacy/index02.html>)をご確認ください。

26 支払査定時照会制度

保険金等のご請求に際し、お客様のご契約内容等を照会させていただくことがあります。

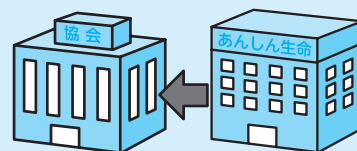
- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます。)の解除、取消もしくは無効の判断(以下「お支払等の判断」といいます。)の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
- 保険金、年金または給付金(以下「保険金等」といいます。)のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること(以下「相互照会」といいます。)があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。
- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次の(ア)～(オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、巻末のカスタマーセンターにお問い合わせください。
 - (ア)当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
 - (イ)当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
 - (ウ)本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
 - (エ)当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合
 - (オ)本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします。)
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとし。)
- (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。



※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

※「支払査定時照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ(<https://www.tmn-anshin.co.jp/privacy/index02.html>)をご確認ください。

27 ご契約内容等の取扱い

当社は、東京海上ホールディングス株式会社傘下の保険会社に、申込書に記載の情報等を開示することがあります。また東京海上ホールディングス株式会社傘下の保険会社の保有する被保険者が加入している保険契約の情報等の提供を受けて、これを利用することがあります。

- 当社は、東京海上ホールディングス株式会社傘下の保険会社に、ご契約手続き・ご契約内容変更手続き、保険金・給付金等のご請求手続き(情報端末等を利用した手続きを含みます。)において取得するお客様の個人情報(健康状態に関する質問への回答も含みます。)、その他の各種書類に記載された情報または保険事故の状況等の事実関係に関する情報を開示することがあります。
- また、当社は、業務または事務の一部を東京海上ホールディングス株式会社傘下以外の保険会社に委託して行うことがあります。
- したがって、これらの情報を業務の代理または事務の代行を遂行する上で必要な範囲で、当該保険会社が知ることがあります。

約 款

■ご契約についてのとりきめを、くわしく説明しています。ご契約のしおりとあわせてお読みいただき、ご契約内容を正確にご理解いただきますようお願いいたします。

約款 目次



主契約(普通保険約款)

就業不能保障保険(無解約返戻金型)普通保険約款 64



特約(特約条項)

区分保険料率適用特約条項	92
指定代理請求特約条項	94
特別条件付保険特約条項	96
保険料口座振替特約条項	102
団体扱特約条項Ⅰ	104
団体扱特約条項Ⅱ	106
保険料クレジットカード払特約条項	108
責任開始期に関する特約条項	109
初年度保険料の割引に関する特約条項	111

就業不能保障保険(無解約返戻金型) 普通保険約款 目次

1.用語の意義

第1条 用語の意義

2.保険契約の型

第2条 保険契約の型

3.保険金および給付金の支払

第3条 保険金および給付金の支払

第4条 保険金および給付金の支払に関する補則

第5条 複数の事由で入院・在宅療養状態となった場合の取扱い

第6条 保険金の支払方法の選択

第7条 保険金の月払給付

第8条 保険金および給付金の請求、支払時期および支払場所

4.被保険者の死亡

第9条 被保険者の死亡

5.保険料払込みの免除

第10条 保険料払込みの免除

第11条 保険料払込免除の請求

6.当会社の責任開始期

第12条 当会社の責任開始期

7.保険料の払込み

第13条 保険料の払込み

第14条 保険料の払込方法(経路)

第15条 年払保険料の前納

第16条 月払保険料の一括払

8.保険料払込みの猶予期間および保険契約の失効

第17条 猶予期間および保険契約の失効

9.保険契約の復活

第18条 保険契約の復活

10.詐欺による取消等

第19条 詐欺による取消

第20条 不法取得目的による無効

第21条 責任開始日から90日を経過する日以前の悪性新生物と診断確定された場合の保険契約の取扱い

11.告知義務および保険契約の解除

第22条 告知義務

第23条 告知義務違反による解除

第24条 保険契約を解除できない場合

第25条 重大事由による解除

12.解約および解約返戻金

第26条 解約

第27条 解約返戻金

第28条 保険金等の受取人による保険契約の存続

13.契約内容の変更

第29条 基準給付金月額額の減額

14.保険契約者

第30条 保険契約者の代表者

第31条 保険契約者の変更

第32条 保険契約者の住所等の変更

15.年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの取扱い

第33条 年齢の計算

第34条 契約年齢および性別の誤りの取扱い

16.契約者配当

第35条 契約者配当

17.請求書類等

第36条 請求書類等

18.時効

第37条 時効

19.被保険者の業務、転居および旅行

第38条 被保険者の業務、転居および旅行

20.法令等の改正に伴う契約内容の変更

第39条 法令等の改正に伴う契約内容の変更

21.管轄裁判所

第40条 訴訟の提起

22.特定疾病保険料払込免除特則

第41条 特定疾病保険料払込免除特則

第42条 責任開始日から90日を経過する日以前の悪性新生物と診断確定された場合の特定疾病保険料払込免除特則の取扱い

(この保険の概要)

この保険は、下表の給付および保険料払込みの免除を行うことを主な内容とするものです。ただし、就業不能保険金の受取人から就業不能保険金の一時支払を選択する旨の申出がない場合には、就業不能保険金の月払給付を行います。

	内 容
就業不能保険金	被保険者が保険期間中に、所定の障害状態、他人による介護を必要とする所定の状態または5疾病(悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、肝硬変または慢性腎不全)による所定の入院・在宅療養状態のうち、保険契約の型に応じて対象とする状態に該当したときに支払います。
5疾病初期入院給付金	被保険者が保険期間中に、5疾病により所定の入院をしたときに支払います。ただし、保険契約の型がⅡ型またはⅢ型である場合に限り支払います。
保険料払込みの免除	被保険者が保険料払込期間中に疾病もしくは傷害による所定の高度障害の状態または不慮の事故による所定の身体障害の状態となったときに、その後の保険料の払込みを免除します。

1.用語の意義

第 1 条(用語の意義)

この普通保険約款において使用される次の用語の意義は、それぞれ下表のとおりとします。

	用 語	用語の意義				
キ	基準給付金 月額	保険金額または就業不能保険金の月払給付を行う場合の給付金の月額を算出する際に基準となる金額として、保険契約締結の際、当会社の定める取扱範囲により保険契約者の申出によって定めた金額をいいます。ただし、基準給付金月額が変更されたときは、変更後の金額をいいます。				
キ	給付金 支払期間	就業不能保険金の月払給付を行う場合に給付金を支払う期間として、保険契約締結の際、当会社の定める取扱範囲により保険契約者の申出によって定めた期間をいいます。給付金支払期間は、その定め方に応じて次のとおりとします。なお、保険契約締結後に、給付金支払期間を変更することはできません。 <table><tr><td>年数で 定めた場合</td><td>就業不能保険金の支払事由に該当した日からその日を含めて当該年数を経過する日まで。ただし、当該年数を経過する日が保険期間の満了日を超える場合は、就業不能保険金の支払事由に該当した日から保険期間の満了日まで。</td></tr><tr><td>保険期間の 満了日までと 定めた場合</td><td>就業不能保険金の支払事由に該当した日から保険期間の満了日まで。</td></tr></table>	年数で 定めた場合	就業不能保険金の支払事由に該当した日からその日を含めて当該年数を経過する日まで。ただし、当該年数を経過する日が保険期間の満了日を超える場合は、就業不能保険金の支払事由に該当した日から保険期間の満了日まで。	保険期間の 満了日までと 定めた場合	就業不能保険金の支払事由に該当した日から保険期間の満了日まで。
年数で 定めた場合	就業不能保険金の支払事由に該当した日からその日を含めて当該年数を経過する日まで。ただし、当該年数を経過する日が保険期間の満了日を超える場合は、就業不能保険金の支払事由に該当した日から保険期間の満了日まで。					
保険期間の 満了日までと 定めた場合	就業不能保険金の支払事由に該当した日から保険期間の満了日まで。					
ケ	契約応当日	毎月または毎年の契約日に対応する日をいい、毎月の契約日に対応する日を「月単位の契約応当日」、毎年の契約日に対応する日を「年単位の契約応当日」といいます。なお、契約日に対応する日のない月の場合には、その月の末日をいうものとします。				
ケ	契約日	契約年齢、保険期間等の計算の基準日をいいます。				

コ	告知	保険契約者および被保険者が、契約の申込をされるとき等に、現在の健康状態、職業、過去の傷病歴等、支払事由または保険料払込みの免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、当会社がたずねた事項について当会社に知らせることをいいます。
コ	5疾病	別表5に定める悪性新生物、別表7に定める急性心筋梗塞もしくは脳卒中、または別表8に定める肝硬変もしくは慢性腎不全をいいます。
サ	最低支払保証期間	就業不能保険金の月払給付を行う場合に、給付金を支払う最低保証年数として、保険契約締結の際、当会社の定める取扱範囲により保険契約者の申出によって定めた期間をいいます。なお、保険契約締結後に、最低支払保証期間を変更することはできません。
サ	残存期間	保険金額の算出に際して、その基準となる時点から給付金支払期間の満了日までの期間をいいます。この場合、1か月未満の端数については切り上げます。ただし、その時点から給付金支払期間の満了日までの期間が最低支払保証期間に満たない場合は、最低支払保証期間と同じ期間とします。
シ	失効	保険契約の効力が失われることをいいます。失効日以降は、保障がなくなります。
シ	支払事由	保険金および給付金を支払うことになる事象をいいます。
セ	責任開始期	保険契約の締結または復活に際して、当会社の保険契約上の責任が開始される時をいいます。なお、復活の取扱いが行われた場合は、復活における責任開始期とし、複数回復の取扱いが行われた場合は、最後の復活における責任開始期とします。
セ	責任開始日	責任開始期の属する日をいいます。
ハ	払込期月	第2回目以降の各回の保険料を払い込んでいただく期間として、保険料の払込方法(回数)に応じて定められている期間(契約応当日の属する月の初日から末日まで)をいいます。
ヒ	被保険者	保険の対象として、保障されている人をいいます。
フ	復活	失効した契約の効力を元に戻すことをいいます。
ホ	保険金額	基準給付金月額を基準として、給付金支払期間および残存期間に応じて、当会社が定める方法によって算出した係数を乗じて得られる金額をいいます。この場合、保険金額に1,000円未満の端数が生じたときは、100円の位を切り上げて1,000円単位とします。
ホ	保険料払込みの免除事由	保険料の払込みを免除することになる事象をいいます。
メ	免責事由	支払事由に該当しても保険金をお支払いしないことになる事象をいいます。
ユ	猶予期間	払込期月内に保険料が払い込まれなかった場合に、払込期月が終了してから保険契約を失効させるまでに一定期間の猶予を設けていますが、この期間をいいます。

2. 保険契約の型

第 2 条(保険契約の型)

(1) 保険契約者は、保険契約締結の際、保険金および給付金の種類ならびに就業不能保険金の対象とする状態に応じて、当会社の定める取扱範囲により、次のいずれかの型を保険契約の型として選

択するものとします。

保険契約の型	保険金および給付金の種類	就業不能保険金の対象とする状態
I型	就業不能保険金	所定の障害状態および他人による介護を必要とする所定の状態
II型	就業不能保険金 5疾病初期入院給付金	5疾病による所定の入院・在宅療養状態
III型	就業不能保険金 5疾病初期入院給付金	所定の障害状態、他人による介護を必要とする所定の状態および5疾病による所定の入院・在宅療養状態

(2) 本条(1)により選択された保険契約の型は変更することはできません。

3. 保険金および給付金の支払

第3条(保険金および給付金の支払)

(1) この保険契約において支払う就業不能保険金は次のとおりです。就業不能保険金は、前条に規定する保険契約の型ごとに指定された就業不能保険金の対象とする状態に応じて支払事由を定めます。

支払額	被保険者が支払事由に該当した時における保険金額
受取人	被保険者(被保険者以外の者には変更することはできません。)
支払事由	① 所定の障害状態を対象とする場合 被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として保険期間中に次のいずれかの障害状態に該当したとき(※1)。 ア. 国民年金法に定める障害等級1級または2級(別表9)に該当していると同法にもとづき認定されたこと。ただし、精神の障害(別表10)を原因として障害等級2級(別表9)に該当した場合(※2)を除きます。 イ. 身体障害者福祉法に定める障害の級別1級から3級まで(別表11)の障害に該当し、同法にもとづき、障害の級別1級から3級まで(別表11)の身体障害者手帳の交付があったこと。 ウ. 特定生活障害状態(別表12)に該当したこと。 ② 他人による介護を必要とする所定の状態を対象とする場合 被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として保険期間中に次のいずれかの他人による介護を必要とする状態に該当したとき。 ア. 公的介護保険制度(別表13)による要介護認定(別表13)を受け、要介護2以上(別表13)に該当していると認定されたこと。 イ. 要介護状態(別表14)に該当し、かつ、その要介護状態が180日を超えて(※3)継続した(※4)と、医師(※5)によって診断されたこと。 ③ 5疾病による所定の入院・在宅療養状態を対象とする場合 被保険者が次のア.およびイ.のすべてを満たす状態に該当したとき。 ア. 次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当したこと。 (ア) 責任開始日からその日を含めて90日を経過する日以前(責任開始期前を含みます。)に悪性新生物(別表5)に罹患したことがなく、かつ、責任開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日以後の保険期間中に悪性新生物(別表5)に罹患したと、医師(※5)により病理組織学的所見(※6)によって診断確定(※7)されたこと。

支払事由	(イ) 責任開始期以後に急性心筋梗塞(別表7)または脳卒中(別表7)を発病したと、医師(※5)によって診断されたこと。 (ウ) 責任開始期以後に肝硬変(別表8)または慢性腎不全(別表8)の状態となったと、医師(※5)によって診断されたこと。 イ. 前ア.の5疾病を直接の原因として保険期間中に入院・在宅療養状態(別表15)に該当し、かつ、その入院・在宅療養状態が保険期間中に60日を超えて(※8)継続した(※9)と、医師(※5)によって診断されたこと。
免責事由	次のいずれかにより上記の支払事由①または②が生じたとき。 ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ② 被保険者の犯罪行為 ③ 被保険者の薬物依存(※10) ④ 戦争その他の変乱

- (※1) 次の①または②のいずれかに該当したときを含みます。
① 責任開始期前に既に生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病(※11)を原因とする障害が新たに加わって、就業不能保険金の支払事由①ア.～ウ.に定めるいずれかの障害状態に該当したとき。
② 責任開始期以後の傷害または疾病を原因として複数の障害が生じた場合にその併存または重複する障害について、就業不能保険金の支払事由①ア.～ウ.に定めるいずれかの障害状態に該当したとき。
- (※2) 国民年金法に定める障害等級2級(別表9)の第16号に該当した場合をいい、身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害(別表10)が重複することにより、国民年金法に定める障害等級2級(別表9)に該当した場合で、精神の障害(別表10)を除く障害または病状が障害等級2級(別表9)に満たないときを含みます。
- (※3) 要介護状態(別表14)に該当した日からその日を含めて計算するものとします。
- (※4) 要介護状態(別表14)に該当する期間の日数が連続して180日を超えることを必要とします。要介護状態に該当する期間が中断したときは、同一の傷害または疾病により要介護状態が再発した場合であっても、その中断前後の要介護状態は「継続した要介護状態」とはいいません。
- (※5) 日本の医師の資格を持つ者をいい、顎口腔領域における疾病の診療については日本の歯科医師の資格を持つ者を含みます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
- (※6) 生検を含みます。
- (※7) 病理組織学的検査(※6)が行われない場合には、病理組織学的検査(※6)が行われなかった理由が明らかであり、その他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときに限り、その他の所見による診断確定も認めることがあります。
- (※8) 入院・在宅療養状態(別表15)に該当した日からその日を含めて計算するものとします。
- (※9) 入院・在宅療養状態(別表15)に該当する期間の日数が連続して60日を超えることを必要とします。入院・在宅療養状態に該当する期間が中断したときは、同一の5疾病により入院・在宅療養状態が再発した場合であっても、その中断前後の入院・在宅療養状態は「継続した入院・在宅療養状態」とはいいません。
- (※10) 「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。
- (※11) 責任開始期前に既に生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。

(2) この保険契約において支払う5疾病初期入院給付金は次のとおりです。5疾病初期入院給付金は、前条に規定する保険契約の型としてII型またはIII型が選択された場合にのみ、これを支払います。

支払額	基準給付金月額×2
受取人	被保険者(被保険者以外の者には変更することはできません。)

支払事由	被保険者が次の①および②のすべての条件を満たしたとき。 ① 本条(1)の就業不能保険金の支払事由③ア.に該当したこと。 ② 前①において医師(※1)によって診断された5疾病(※2)の治療を目的として(※3)、保険期間中に病院または診療所(※4)において入院(別表17)をしたこと。
------	--

- (※1) 日本の医師の資格を持つ者をいい、顎口腔領域における疾病の診療については日本の歯科医師の資格を持つ者を含みます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
- (※2) 本条(1)において医師(※1)により病理組織学的所見(※5)によって診断確定(※6)された悪性新生物(別表5)を含みます。
- (※3) 治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院、入院治療を必要としない介護を主たる目的とする入院等は、「治療を目的とした入院」には該当しません。
- (※4) 「病院または診療所」とは、次の①または②のいずれかに該当したものとします。
- ① 医療法に定める日本国内にある病院または患者が入院するための施設を有する診療所。ただし、介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。また、同法に定める介護医療院は含まれません。
- ② 前①の場合と同等の日本国外にある医療施設
- (※5) 生検を含みます。
- (※6) 病理組織学的検査(※5)が行われない場合には、病理組織学的検査(※5)が行われなかった理由が明らかであり、その他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときに限り、その他の所見による診断確定も認めることがあります。
- (3) 当会社が就業不能保険金の請求を受け、就業不能保険金を支払うこととなったときは、本条(2)の規定にかかわらず、被保険者が就業不能保険金の支払事由に該当した日より後に5疾病初期入院給付金の支払事由に該当しても、5疾病初期入院給付金を支払いません。
- (4) 就業不能保険金および5疾病初期入院給付金の支払は、5疾病の種類および支払事由の如何にかかわらず、保険期間を通じてそれぞれ1回を限度とします。
- (5) 就業不能保険金を支払うこととなった場合、その支払事由に該当した日とは、保険金支払の原因となった被保険者の状態に応じて、下表のとおりとします。

	保険金支払の原因となった被保険者の状態	保険金の支払事由に該当した日
①	所定の障害状態	該当した支払事由に応じて、次のいずれかの日 ア. 国民年金法にもとづく障害基礎年金の受給権が生じた日(※1) イ. 身体障害者福祉法にもとづく身体障害者手帳の交付があった日 ウ. 特定生活障害状態(別表12)に該当した日
②	他人による介護を必要とする所定の状態	該当した支払事由に応じて、次のいずれかの日 ア. 公的介護保険制度(別表13)による要介護認定(別表13)の効力が生じた日(※2) イ. 要介護状態(別表14)に該当した日からその日を含めて181日目当たる日
③	5疾病による所定の入院・在宅療養状態	入院・在宅療養状態(別表15)に該当した日からその日を含めて61日目当たる日

- (※1) 国民年金法にもとづく障害基礎年金の受給権が生じた月の初日(その日が責任開始日前であるときは責任開始日)を保険金の支払事由に該当した日として取り扱います。
- (※2) 公的介護保険制度(別表13)による要介護認定(別表13)の効力が生じた日がその認定日より遅い場合はその認定日を保険金の支払事由に該当した日として取り扱います。

第4条(保険金および給付金の支払に関する補則)

- (1) 保険期間の満了日後に身体障害者福祉法にもとづく身体障害者手帳の交付があった場合でも、同法に定める障害の級別1級から3級まで(別表11)の障害について、保険期間中に固定または確定したと医師(注1)により診断されたときは、保険期間の満了時にその身体障害者手帳の交付があったものとみなして、前条の規定を適用します。
- (2) 次の①～③の全てに該当する場合には、保険期間の満了時に特定生活障害状態(別表12)に該当したものとみなして、前条の規定を適用します。
- ① 被保険者が保険期間中に、回復の見込みの有無を除いては特定生活障害状態(別表12)に該当したこと。
- ② 保険期間の満了時にその回復の可能性が少しでもあるか、または回復の可能性の有無の判断ができない場合において、満了後も引き続きその状態が継続したこと。
- ③ 保険期間の満了後にその回復の見込みがないことが明らかになって特定生活障害状態(別表12)に該当したこと。
- (3) 保険期間の満了時に被保険者の要介護状態(別表14)が180日を超えて(注2)継続していないことにより就業不能保険金が支払われない場合で、その後も引き続きその要介護状態が継続し、その要介護状態の継続日数が180日を超えた(注2)ときは、保険期間の満了時にその要介護状態が180日を超えて(注2)継続したものとみなして、前条の規定を適用します。
- (4) 保険期間の満了時に被保険者の入院・在宅療養状態(別表15)が60日を超えて(注3)継続していないことにより就業不能保険金が支払われない場合で、その後も引き続きその入院・在宅療養状態が継続し、その入院・在宅療養状態の継続日数が60日を超えた(注3)ときは、保険期間の満了時にその入院・在宅療養状態が60日を超えて(注3)継続したものとみなして、前条の規定を適用します。
- (5) 当会社が就業不能保険金を支払った場合には、保険契約は、被保険者が就業不能保険金の支払事由に該当した時に消滅したものとみなします。ただし、就業不能保険金の月払給付を行うときを除きます。
- (6) 次の①～③のいずれかに該当する場合には、当会社は、被保険者が責任開始期前に発病した疾病または被った傷害(以下、本(6)において「責任開始期前の疾病等」といいます。))を、この保険契約の責任開始期以後に生じたものとみなして前条の規定を適用します。ただし、前条(1)に定める就業不能保険金の支払事由③または前条(2)に定める5疾病初期入院給付金の支払事由の原因となった5疾病が悪性新生物(別表5)である場合を除きます。
- ① この保険契約の締結または復活の際、告知等により当会社が責任開始期前の疾病等について知っていた場合、または過失により知らなかった場合(責任開始期前の疾病等)について、保険契約者または被保険者から告知されなかったことにより、当会社が事実の一部を知らなかった場合を除きます。)
- ② この保険契約の締結または復活の際、責任開始期前の疾病等について、保険媒介者(注4)が保険契約者または被保険者に対し、告知をすることを妨げた場合、告知しないことを勧めた場合、または事実でないことを告げることを勧めた場合
- ③ 責任開始期前の疾病等について、次のア.およびイ.を満たし、かつ、責任開始期前に、被保険者の身体に生じた症状について保険契約者および被保険者の認識および自覚がなかったことが明らかな場合
- ア. 責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがない。
- イ. 責任開始期前に、被保険者が健康診断(定期健康診断、人間ドック等、健康状態を評価することで疾患の予防・早期発見に役立てることを目的として行う診察・検査・検診をいいます。))による異常の指摘を受けたことがない。
- (7) 当会社が5疾病初期入院給付金を支払った後に、就業不能保険金の請求を受け、就業不能保険金を支払うこととなった場合で、既に支払った5疾病初期入院給付金の支払事由が生じた日より前に被保険者が就業不能保険金の支払事由に該当していたことが明らかとなったときは、当会社は、前条(1)の規定にかかわらず、就業不能保険金から既に支払った5疾病初期入院給付金を差し引きします。この場合、就業不能保険金の月払給付を行うときは、月払給付される就業不能保険金(以下「就業不能給付金」といいます。))のうち、まず第1回の就業不能給付金から差し引くこととし、差し引いた金額の累計が既に支払った5疾病初期入院給付金に達するまで、順次その次の回の就業不能給付金から差し引きします。
- (8) 保険契約者、被保険者または就業不能保険金の受取人の故意または重大な過失によって、入院・在宅療養状態(別表15)が延長した場合には、当会社は、その影響がなかったときに相当する入院・在宅療養状態(別表15)を認定したうえで、前条の規定を適用します。
- (9) 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害(別表10)が重複することにより、被保険者が国民年金法に定める障害等級1

級または2級(別表9)に該当していると認定された場合(注5)で、重複する障害または病状の一部が前条(1)の免責事由①～④のいずれかにより生じたときは、その免責事由により生じた障害または病状を除いても、障害等級1級または2級(別表9)に該当すると認められる場合(注5)に限り、前条(1)の免責規定(注6)を適用しないものとします。

- (10) 複数の障害が重複することにより、被保険者が身体障害者福祉法に定める障害の級別1級から3級まで(別表11)に該当していると認定され、障害の級別1級から3級まで(別表11)の身体障害者手帳の交付があった場合で、重複する障害の一部が前条(1)の免責事由①～④のいずれかにより生じたときは、その免責事由により生じた障害を除いても、障害の級別1級から3級まで(別表11)に該当すると認められる場合に限り、前条(1)の免責規定(注6)を適用しないものとします。
- (11) 前条ならびに本条(9)および(10)の規定にかかわらず、保険契約の型がⅠ型またはⅡ型である場合において、被保険者が戦争その他の変乱によって前条(1)の就業不能保険金の支払事由①または②に該当した場合でも、その原因によって就業不能保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加について、当会社がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、その影響の程度に応じ、就業不能保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。この場合、就業不能保険金の金額を削減して支払うときは、その削減の割合に応じて基準給付金月額を改めます。
- (12) 保険契約者が法人または個人事業主でその役員または従業員等を被保険者とする場合、保険契約者が被保険者の同意を得て保険金または給付金の支払事由が生じるまでに当会社に申出を行ったときは、前条の規定にかかわらず、保険契約者を保険金または給付金の受取人として扱います。

- (注1) 日本の医師の資格を持つ者をいい、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
- (注2) 要介護状態(別表14)に該当した日からその日を含めて計算するものとします。
- (注3) 入院・在宅療養状態(別表15)に該当した日からその日を含めて計算するものとします。
- (注4) 当会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいいます。
- (注5) 精神の障害(別表10)を原因として国民年金法に定める障害等級2級(別表9)に該当した場合(注7)を除きます。
- (注6) 免責事由を定める規定をいいます。
- (注7) 国民年金法に定める障害等級2級(別表9)の第16号に該当した場合をいい、身体機能の障害もしくは病状または精神の障害(別表10)が重複することにより、国民年金法に定める障害等級2級(別表9)に該当した場合で、精神の障害(別表10)を除く障害または病状が障害等級2級(別表9)に満たないときを含みます。

第5条(複数の事由で入院・在宅療養状態となった場合の取扱い)

当会社は、被保険者が就業不能保険金の支払対象となる入院・在宅療養状態(別表15)となった時またはその入院・在宅療養状態が継続している間に、次のいずれかの事由に該当した場合には、その入院・在宅療養状態の開始の直接の原因となった5疾病により、その入院・在宅療養状態が継続したものとみなして、第3条(保険金および給付金の支払)(1)の支払事由③の規定を適用します。

- ① 5疾病を直接の原因として就業不能保険金の支払対象となる入院・在宅療養状態(別表15)となった時に、その就業不能保険金の支払事由③の原因となる他の5疾病を併発したとき。
- ② 5疾病を直接の原因として就業不能保険金の支払対象となる入院・在宅療養状態(別表15)が継続している間に、その就業不能保険金の支払事由③の原因となる他の5疾病を併発したとき。

第6条(保険金の支払方法の選択)

- (1) 就業不能保険金の支払事由が生じた時以後、その支払事由が生じた就業不能保険金の受取人(以下「保険金受取人」といいます。))は、当会社の定める取扱範囲内で、就業不能保険金の一時支払にかえて、就業不能保険金の月払給付を選択することができます。この場合、保険金受取人から就業不能保険金の一時支払を選択する旨の申出がないときは、就業不能保険金の月払給付を行うものとします。
- (2) 本条(1)の就業不能保険金の一時支払を選択する旨の申出は、就業不能保険金の一部について行うことができます。この場合、第3条(保険金および給付金の支払)および本条(1)の規定にかかわらず、次の①～③のとおり取り扱います。
- ① 保険金受取人は、その申出の際に、基準給付金月額のうち、当会社の定める取扱範囲内で月払給付を行う金額を指定するものとします。

- ② その指定した金額を基準給付金月額から差し引いた金額を基準として、当会社の定める方法により一時支払を行う金額を算出します(注)。
- ③ その指定した金額を基準給付金月額として次条の規定を適用します。

(注) 第13条(保険料の払込み)(6)または第17条(猶予期間および保険契約の失効)(3)の規定により、未払込保険料を就業不能保険金から差し引くべき場合には、その金額を差し引きます。

第7条(保険金の月払給付)

- (1) 前条の規定により就業不能保険金の月払給付を行う場合、就業不能給付金の支払方法は次の①～⑤のとおりとし、就業不能保険金の支払事由が生じた時以後であっても保険契約は消滅しないものとします。
- ① 就業不能保険金の支払事由が生じた日を第1回の就業不能給付金の支払日(就業不能給付金を支払う基準となる日をいいます。以下同じ。))とし、その後給付金支払期間満了日まで、就業不能保険金の支払事由が生じた日の月単位の応当日(注)を第2回以後の各回の就業不能給付金の支払日として、各回ごとに基準給付金月額を保険金受取人に支払います。
- ② 就業不能保険金の支払事由が生じた日から保険期間の満了日までの期間が最低支払保証期間に満たないときは、前①の規定にかかわらず、就業不能保険金の支払事由が生じた日からその日を含めて最低支払保証期間を経過する日までの期間を給付金支払期間として、前①の規定を適用します。
- ③ 前①の規定にかかわらず、第13条(保険料の払込み)(6)または第17条(猶予期間および保険契約の失効)(3)の規定により、第1回の就業不能給付金から未払込保険料を差し引く場合は、未払込保険料を保険金額から差し引き、その残額をもとに当会社の定める方法により基準給付金月額を改め、前①の規定を適用します。
- ④ 前③の場合、変更後の基準給付金月額に端数が生じることに伴い当会社の定める取扱範囲外となる場合は、未払込保険料を差し引いた保険金額の残額のうち、その一部を保険金受取人に一時に支払い、基準給付金月額の調整を行います。
- ⑤ 就業不能保険金の月払給付を行う場合において、既に支払日が到来している就業不能給付金があるときは、その就業不能給付金は、保険金受取人に一時に支払います。
- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、基準給付金月額が当会社の定める金額に満たないときは、就業不能保険金の月払給付を取り扱わず、就業不能保険金を一時に支払います。
- (3) 就業不能保険金の月払給付を行う場合には、次の①～⑤のとおり取り扱います。
- ① 就業不能保険金の支払事由が生じた日後に到来する第13条(保険料の払込み)(2)の保険料期間に対する保険料の払込みを必要としません。
- ② 就業不能保険金の支払事由が生じた時以後、次のア～ウの取扱いに関する規定は適用しません。
- ア. 第26条(解約)
- イ. 第29条(基準給付金月額の減額)
- ウ. 第31条(保険契約者の変更)
- ③ 就業不能保険金の支払事由が生じた時に、保険契約上の一切の権利義務が保険金受取人に承継されます。
- ④ 被保険者が就業不能保険金の支払事由に複数該当することとなる場合でも、当会社は、就業不能保険金を重複しては支払いません。
- ⑤ 給付金支払期間中の最終回の就業不能給付金を支払った場合には、この保険契約は消滅します。
- (4) 保険金受取人は、給付金支払期間中、将来の就業不能給付金の支払にかえて、当会社の定める方法により、給付金の未支払分の現価の一時支払を請求することができます。この場合、次の①および②のとおり取り扱います。
- ① 保険金受取人は当会社所定の書類(別表1)を提出してください。
- ② 当会社が、給付金の未支払分の現価の全部を一時に支払った場合には、この保険契約は消滅します。
- (注) 給付金支払期間中の各月において、第1回の就業不能給付金の支払日に対応する日をいい、第1回の就業不能給付金の支払日に対応する日がない月の場合には、その月の末日をいうものとします。

第8条(保険金および給付金の請求、支払時期および支払場所)

- (1) 就業不能保険金または5疾病初期入院給付金(以下「保険金等」といいます。))の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその

保険金等の受取人は、すみやかに当会社に通知してください。

- (2) 保険金等の支払事由が生じたときは、その保険金等の受取人は、当会社に請求に必要な書類(別表1)を提出して、その保険金等を請求してください。この場合、就業不能保険金の一時支払の選択を行うときは、併せて申出を行ってください。
- (3) 就業不能保険金の月払給付を行う場合、第2回以後の就業不能給付金の支払日が到来したときは、その受取人は、当会社に請求に必要な書類(別表1)を提出して、その給付金を請求してください。
- (4) 当会社は、就業不能保険金の月払給付を行うときは、支払うべき就業不能給付金について月払給付証書を作成して、その受取人に交付します。
- (5) 本条(2)または(3)の請求を受けた場合、保険金等(就業不能保険金の月払給付を行う場合の就業不能給付金を含みます。以下同じ。)の支払は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日(以下本条において「請求完了日」といいます。)の翌営業日からその日を含めて5営業日以内に、当会社の本店で行います。ただし、当会社が認めたときは、保険金等の受取人の口座(注)に対して保険金等の払込手続を行います。
- (6) 保険金等を支払うために確認が必要な下表の①～④に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金等請求時まで当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ①～④に定める事項の確認(当会社の指定した医師による被保険者の診断を含みます。)を行います。この場合には、本条(5)の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、請求完了日からその日を含めて60日を経過する日とします。

	確認等が必要な場合	確認事項
①	保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金等の支払事由に該当する事実の有無
②	保険金等支払いの免責事由に該当する可能性がある場合	保険金等の支払事由が発生した原因
③	告知義務違反に該当する可能性がある場合	当会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
④	この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	前②および③に定める事項、第25条(重大事由による解除)(1)⑤ア.～オ.に該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金等の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金等請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金等請求時までにおける事実

- (7) 本条(6)の確認をするため、下表の①～⑥に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、本条(5)および(6)の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、請求完了日からその日を含めてそれぞれ下表①～⑥に定める日数(①～⑥のうち複数の該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。

	特別な照会や調査	日数
①	本条(6)①～④に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	90日
②	本条(6)①～④に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	90日
③	本条(6)①、②または④に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	120日
④	本条(6)①、②または④に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条(6)①、②または④に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日

⑤	本条(6)①～④に定める事項についての日本国外における調査	180日
⑥	本条(6)①～④に定める事項についての災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された地域における調査	90日

- (8) 保険金等を支払うべき期限について、本条(6)または(7)に定める期限を適用する場合には、当会社はその旨を保険金等の受取人に通知します。
- (9) 本条(6)または(7)に定める期限を過ぎてもなお、照会先または調査先からの回答の遅延その他当会社の責任によらない理由により本条(6)の確認が終了しない場合には、当会社は、その確認が終了しなかった理由および確認が必要な事項の内容を保険金等の受取人に通知したうえで、その確認を継続します。
- (10) 本条(5)～(7)に定める期限を経過した後で保険金等を支払うこととなるときは、当会社は、その期限の翌日以後遅滞の責任を負い、遅延利息を保険金等とあわせて支払います。
- (11) 本条(6)および(7)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、当会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。

(注) 当会社が指定した金融機関等の口座に限りです。

4. 被保険者の死亡

第9条(被保険者の死亡)

- (1) 被保険者が保険期間中に死亡したときは、この保険契約は消滅します。この場合、保険契約者はすみやかに当会社に通知のうえ、当会社所定の書類(別表1)を提出してください。
- (2) 被保険者が就業不能保険金の支払事由に該当した後、その保険金が支払われるまでの間に死亡したときは、第6条(保険金の支払方法の選択)の規定にかかわらず、就業不能保険金の月払給付を選択することができないものとします。
- (3) 就業不能保険金の月払給付を行う場合で、給付金支払期間の開始後、給付金支払期間中の最後の給付金の支払日前に被保険者が死亡したときは、第7条(保険金の月払給付)(1)の規定にかかわらず、将来の就業不能給付金の支払にかえて、当会社の定める計算方法によって算出する給付金の未支払分の現価を一時に支払います。この場合、保険金受取人(注)は、すみやかに当会社に通知のうえ、請求に必要な書類(別表1)を提出して、給付金の未支払分の現価を請求してください。
- (4) 保険金等の受取人と被保険者が同一人の場合で、被保険者が保険金等の支払事由に該当した後、保険金等が支払われるまでの間に死亡したときの保険金等の請求および本条(3)に該当したときの給付金の未支払分の現価の請求については、被保険者の法定相続人のうち、次の①または②に定める1人の者を代表者とします。この場合、その代表者は被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。
- ① 被保険者の戸籍上の配偶者
- ② 前①に該当する者がいない場合には、法定相続人の協議により定めたる者
- (5) 本条(1)の規定により保険契約が消滅した時に解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。この場合、保険契約者と被保険者が同一であり、被保険者が保険期間中に死亡したときの返戻金の支払については、本条(4)の規定を準用します。

(注) 被保険者と保険金受取人が同一人の場合、その法定相続人となります。

5. 保険料払込みの免除

第10条（保険料払込みの免除）

- (1) 下表のとおり、当会社は、次に到来する第13条（保険料の払込み）(2)の保険料期間（注）以降の保険料の払込みを免除します。

保険料払込みの免除事由	被保険者が次のいずれかの障害状態に該当したとき。 ① 責任開始期以後に発病した疾病または発生した不慮の事故（別表2）もしくはそれ以外の外因による傷害（※1）を直接の原因として、保険料払込期間中に高度障害状態（別表3）に該当したとき。この場合、責任開始期前に既に生じていた障害状態に、責任開始期以後の疾病または傷害（※2）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表3）に該当したときを含みます。 ② 責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表2）による傷害（※1）を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に身体障害の状態（別表4）に該当したとき。この場合、責任開始期前に既に生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害（※3）を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態（別表4）に該当したときを含みます。
保険料払込みの免除事由に該当しても、保険料の払込みを免除しない場合	次のいずれかによって上記の保険料払込みの免除事由に該当したとき。 ア. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 イ. 被保険者の犯罪行為 ウ. 被保険者の精神障害を原因とする事故 エ. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 オ. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 カ. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 キ. 地震、噴火または津波 ク. 戦争その他の変乱

（※1） 責任開始期前に発病した疾病ならびに発生した不慮の事故（別表2）およびそれ以外の外因による傷害の取扱いについては、第4条（保険金および給付金の支払に関する補則）(6)の規定を準用します。

（※2） 責任開始期前に既に生じていた障害状態の原因となった疾病または傷害と因果関係のない疾病または傷害に限りません。

（※3） 責任開始期前に既に生じていた障害状態の原因となった傷害と因果関係のない傷害に限りません。

- (2) 保険料の払込みが免除された場合には、以後第13条（保険料の払込み）に定める払込方法（回数）に応じ、それぞれの契約応当日ごとに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
- (3) 保険料の払込みが免除された保険契約については、第29条（基準給付金月額の減額）の規定にかかわらず、保険料払込みの免除事由の発生時以後、基準給付金月額の減額を取り扱いません。
- (4) 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により高度障害状態（別表3）または身体障害の状態（別表4）に該当した場合でも、これらの事由により保険料払込みの免除事由に該当した被保険者の数の増加について、当会社がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、当会社は、保険料の払込みを免除します。

（注） 保険料の払込方法（回数）に応じ、契約応当日から翌契約応当日の前日までの期間をいいます。

第11条（保険料払込免除の請求）

- (1) 保険料払込みの免除事由が生じたときは、保険契約者または被保険者はすみやかに当会社に通知してください。
- (2) 保険契約者は、当会社に請求に必要な書類（別表1）を提出して、保険料の払込免除を請求してください。
- (3) 保険料払込みの免除の請求については、第8条（保険金および

給付金の請求、支払時期および支払場所）(5)～(11)の規定を準用します。

6. 当会社の責任開始期

第12条（当会社の責任開始期）

- (1) 当会社は、下表の「保険契約上の責任が開始される時（責任開始期）」から保険契約上の責任を負います。

	保険料受領と承諾の時期	保険契約上の責任が開始される時（責任開始期）
①	保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
②	第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時

- (2) 本条(1)により当会社の責任が開始される日を契約日とします。
- (3) 保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては契約日からその日を含めて計算します。
- (4) 当会社が保険契約の申込を承諾した場合（注1）には、保険契約者に対し、この保険契約について次の事項（注2）を記載した保険証券を交付します。
- ① 当会社名
 - ② 保険契約者の氏名または名称
 - ③ 被保険者の氏名
 - ④ 保険金等の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
 - ⑤ 保険期間
 - ⑥ 基準給付金月額
 - ⑦ 保険料およびその払込方法（回数）
 - ⑧ 契約日
 - ⑨ 保険証券を作成した年月日

（注1） 保険契約の復活を承諾した場合を除きます。

（注2） この保険契約の普通保険約款の規定により定められる事項を除きます。

7. 保険料の払込み

第13条（保険料の払込み）

- (1) 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回下表の「払込期月」に定める期間内に払い込んでください。

	保険料の払込方法（回数）	払込期月
①	月払（年12回払）	月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
②	年払（年1回払）	年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

- (2) 本条(1)で払い込むべき保険料は、保険料の払込方法（回数）に応じ、それぞれの保険料期間（注1）に対応する保険料とします。
- (3) 第2回以後の保険料が本条(1)に定める払込期月内に払い込まれなかった場合には、当会社は、保険契約者に次の事項を通知します。
- ① 第2回以後の保険料が払込期月内に払い込まれなかったこと。
 - ② 第2回以後の保険料の払込みについての猶予期間
 - ③ 猶予期間内に第2回以後の保険料が払い込まれないときは保険契約が失効すること。
- (4) 当会社は、年払の保険契約が保険料払込期間中に消滅した場合または保険料の払込みを必要としなくなった場合で、かつ、払い込まれた保険料のうち保険料期間（注1）中の経過月数により計算した未経過部分の保険料（注2）（以下、「未経過保険料」といいます。）があるときは、これを保険契約者（注3）に支払います。ただし、次の①または②の場合は、未経過保険料の支払いはありません。
- ① 保険料の払込みが免除された保険契約が消滅したとき。
 - ② 保険契約が、詐欺により取り消されたとき、または不法取得目的による無効とされたとき。

- (5) 本条(1)の保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅したとき、または保険料の払込みを必要としなくなったときには、当会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者(注3)に払い戻します。
- (6) 本条(1)の保険料が払い込まれないまま、本条(1)の契約応当日以後その日の属する月の末日までに保険金等の支払事由が生じたときには、当会社は、未払込保険料を支払うべき保険金等から差し引きます。ただし、就業不能保険金の月払給付を行う場合は、当会社は、未払込保険料を第1回の就業不能給付金から差し引きます。
- (7) 当会社の支払うべき金額が本条(6)の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、第17条(猶予期間および保険契約の失効)に定める猶予期間満了の日までに未払込保険料を払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、支払事由の発生により支払うべき保険金等を支払いません。
- (8) 本条(1)の保険料が払い込まれないまま、本条(1)の契約応当日以後その日の属する月の末日までに保険料払込みの免除事由が生じたときは、保険契約者は、第17条(猶予期間および保険契約の失効)に定める猶予期間満了の日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、保険料払込みの免除事由の発生により免除すべき保険料の払込みを免除しません。
- (9) 本条(7)および(8)の場合、猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間満了の日の翌日から効力を失います。
- (10) 保険契約者は、当会社の定める取扱範囲内で、保険料の払込方法(回数)を変更することができます。
- (11) 月払の保険契約が基準給付金月額額の減額等によって当会社の定める月払取扱いの範囲外となったときは、当会社の定める取扱範囲内で、保険料の払込方法(回数)を年払に変更します。
- (注1) 契約応当日から翌契約応当日の前日までの期間をいいます。
- (注2) 経過月数は、1か月未満の端数を切り上げて計算します。また、年払以外の保険契約には未経過保険料はありません。
- (注3) 就業不能保険金を支払うときは保険金受取人となります。

第14条(保険料の払込方法(経路))

- (1) 保険契約者は、次の①～④のいずれかの保険料の払込方法(経路)を選択することができます。

	保険料の払込方法 (経路)	内 容
①	口座振替扱	当会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
②	送金扱	金融機関等の当会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
③	団体扱	所属団体を通じ払い込む方法(注1)
④	クレジットカード払	当会社の指定するクレジットカードにより払い込む方法

- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、本条(1)に定める口座振替扱、団体扱またはクレジットカード払のいずれかを選択する場合は、それぞれ下表の特約の付加を必要とし、当社がこの保険契約にこれらの特約を付加することを取り扱っていないときは、その保険料の払込方法(経路)を選択することはできません。

	保険料の払込方法 (経路)	付加する特約
①	口座振替扱	保険料口座振替特約
②	団体扱	団体扱特約Iまたは団体扱特約II(注2)
③	クレジットカード払	保険料クレジットカード払特約

- (3) 本条(1)に定める保険料の払込方法(経路)のいずれによってもその払込期月分の保険料が払込期月内に払い込まれないときは、その保険料についてのみ、当会社の本店もしくは当会社の指定した場所に払い込むか、または当会社の指定した方法により払い込むことができます。
- (4) 保険契約者は、本条(1)に定める保険料の払込方法(経路)を相互に変更することができます。この場合、変更後の保険料の払

方法(経路)について、本条(2)の規定を準用します。

- (5) 保険料の払込方法(経路)が本条(1)に定める口座振替扱、団体扱またはクレジットカード払の場合において、その保険契約が本条(2)の規定により付加された特約の特約条項に定める取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、本条(4)の規定により保険料の払込方法(経路)を他の払込方法(経路)に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法(経路)の変更を行うまでの間の保険料については、当会社の本店もしくは当会社の指定した場所に払い込むか、または当会社の指定した方法により払い込んでください。

- (注1) 所属団体と当会社との間に団体取扱いに関する協定が締結されている場合に限りします。
- (注2) 所属団体の種類に応じて、いずれかの特約の付加を必要とします。

第15条(年払保険料の前納)

- (1) 年払契約の場合、保険契約者は、当会社の定める払込期間の範囲内で、当会社の定める方法により、将来の2年分以上の年払保険料を前納することができます。この場合には、当会社所定の利率で割り引いて計算した保険料前納金を払い込んでください。
- (2) 本条(1)の保険料前納金は、当会社所定の利率による複利計算の利息をつけて当会社に積み立てておき、年単位の契約応当日ごとに年払保険料の払込みに充当します。
- (3) 前納期間が満了した場合に保険料前納金の残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。
- (4) 保険料の払込みを必要としなくなった場合に保険料前納金の残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、就業不能保険金を支払うときは保険金受取人に払い戻します。

第16条(月払保険料の一括払)

- (1) 月払契約の場合には、保険契約者は、当会社の定める取扱いの範囲内で、当会社の定める方法により、当月分以後の保険料(注)を一括払することができます。この場合、当会社所定の割引率で保険料を割引します。
- (2) 保険料の払込みを必要としなくなった場合に、一括払された保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、就業不能保険金を支払うときは保険金受取人に払い戻します。

(注) 3か月分以上12か月分以下の保険料に限りします。

8. 保険料払込みの猶予期間および保険契約の失効

第17条(猶予期間および保険契約の失効)

- (1) 第2回以後の保険料の払込みについては、下表のとおり「猶予期間」があります。

	保険料の払込方法 (回数)	猶予期間
①	月払(年12回払)	払込期月の翌月初日から末日まで
②	年払(年1回払)	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで ただし、契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで

- (2) 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間満了の日の翌日から効力を失います。
- (3) 猶予期間中に保険金等の支払事由が生じたときは、当会社は未払込保険料を保険金等から差し引きます。ただし、就業不能保険金の月払給付を行う場合は、当会社は、未払込保険料を第1回の就業不能給付金から差し引きます。
- (4) 本条(3)の場合において、当会社の支払うべき金額が本条(3)の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了の日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、支払事由の発生により支払うべき保険金等を支払いません。
- (5) 猶予期間中に保険料払込みの免除事由が生じたときは、保険契約者はその猶予期間満了の日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、免除事由の発生により免除すべき保険料の払込みを免除しません。

9. 保険契約の復活

第18条（保険契約の復活）

- （1） 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて3年以内は、当会社所定の書類（別表1）を提出して、保険契約の復活を請求することができます。
- （2） 保険契約の復活をするときは、保険契約者は、当会社の指定した日までに、延滞保険料を当会社の本店もしくは当会社の指定した場所に払い込むか、または当会社の指定した方法により払い込んでください。
- （3） 本条（2）の場合、当会社は、下表の「保険契約上の責任が開始される時」から保険契約上の責任を負います。

	保険料受領と承諾の時期	保険契約上の責任が開始される時
①	保険契約の復活の請求を承諾した後に本条（2）に定める延滞保険料を受け取った場合	延滞保険料を受け取った時
②	本条（2）に定める延滞保険料充当金を受け取った後に保険契約の復活の請求を承諾した場合	延滞保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する復活に際しての告知の時のいずれか遅い時

10. 詐欺による取消等

第19条（詐欺による取消）

保険契約の締結、復活または契約内容の変更の際に、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人による詐欺の行為があったときは、当会社は、保険契約の締結、復活または契約内容の変更を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ保険料を払い戻しません。

第20条（不法取得目的による無効）

保険契約者が保険金等を不法に取得する目的または他人に保険金等を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結、復活または契約内容の変更をしたときは、保険契約を無効とし、当会社は既に払い込んだ保険料を払い戻しません。

第21条（責任開始日から90日を経過する日以前の悪性新生物と診断確定された場合の保険契約の取扱い）

第2条（保険契約の型）に規定する保険契約の型としてⅡ型またはⅢ型が選択された場合は、次の①～⑥のとおり取り扱います。

- ① 被保険者が責任開始日（注1）からその日を含めて90日を経過する日以前（注2）に悪性新生物（別表5）に罹患し、医師または歯科医師により診断確定された場合で、その診断確定の日からその日を含めて6か月以内に保険契約者から当会社に申出があったときは、保険契約を無効とします。
- ② 前①の規定により保険契約が無効となったときは、当会社は、第13条（保険料の払込み）（4）の規定にかかわらず、既に払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
- ③ 前①の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、前①の規定は適用しません。
 - ア. 第23条（告知義務違反による解除）または第25条（重大事由による解除）の規定により、当会社が保険契約を解除することができるとき。
 - イ. 保険契約が解約その他の事由によって消滅することとなるとき。
 - ウ. 当会社が保険金等の請求を受け、その保険金等を支払うこととなったとき。
- ④ 被保険者が保険契約の復活における責任開始日からその日を含めて90日を経過する日以前（注3）に悪性新生物（別表5）に罹患し、医師または歯科医師により診断確定された場合で、その診断確定の日からその日を含めて6か月以内に保険契約者から当会社に申出（注4）があったときは、保険契約の復活を無効とします。
- ⑤ 前④の規定により保険契約の復活が無効となったときは、当会社は、第13条（保険料の払込み）（4）の規定にかかわらず、その復活の際に払い込まれた延滞保険料およびその復活後に払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
- ⑥ 前③の規定は、前④の適用にあたって準用します。この場合において、前③の規定中「前①」とあるのを「前④」と読み替えます。

（注1） 復活における責任開始日を除きます。

（注2） 責任開始日（注1）前を含みます。

（注3） その復活に関して、保険契約が効力を失った日から復活における責任開始日までの期間を含みます。

（注4） 保険期間が満了する場合は、保険期間が満了する前に当会社に申し出ることを必要とします。

11. 告知義務および保険契約の解除

第22条（告知義務）

保険契約の締結または復活の際、支払事由または保険料払込みの免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち当会社が書面（注）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面（注）により告知することを必要とします。ただし、当会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

（注） 書面にかえて、当会社の定める電磁的方法により告知する場合は、その電磁的方法をいいます。

第23条（告知義務違反による解除）

- （1） 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、前条の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向けて保険契約を解除することができます。
- （2） 当会社は、保険金等の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、次の①および②のとおり取り扱います。
 - ① 保険金等は支払いません。また、既に保険金等を支払っていたときは、保険金等の返還を請求します。
 - ② 保険料の払込みは免除しません。また、既に保険料の払込みを免除していたときは、その保険料の払込みはなかったものとします。
- （3） 本条（2）の規定にかかわらず、保険金等の支払事由または保険料払込みの免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が証明したときは、保険金等を支払いまたは保険料の払込みを免除します。
- （4） 本条の規定によって保険契約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金等の受取人に通知します。
- （5） 本条の規定によって保険契約を解除した場合、当会社は、解約返戻金があるときは解約返戻金と同額の返戻金を保険契約者に支払います。

第24条（保険契約を解除できない場合）

- （1） 当会社は、次のいずれかの場合には、前条による保険契約の解除をすることができません。
 - ① 保険契約の締結または復活の際、当会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき。
 - ② 保険媒介者（注1）が、保険契約者または被保険者が第22条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき。
 - ③ 保険媒介者（注1）が、保険契約者または被保険者に対し、第22条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき。
 - ④ 当会社が前条の規定による解除の原因があることを知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき。
 - ⑤ 保険金等の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じることなく、責任開始日からその日を含めて2年を経過したとき（責任開始期前に原因が生じていたことにより、保険金等の支払または保険料払込みの免除が行われない場合を除きます。）。
 - ⑥ 保険契約の締結または復活（注2）の時から5年を経過したとき。
- （2） 本条（1）②および③の規定は、その規定に定める保険媒介者（注1）の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が第22条（告知義務）の告知の際に事実を告げなかったまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、これを適用しません。

（注1） 当会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいいます。

（注2） 複数回復後の取扱いが行われた場合は、最後の復活とします。

第25条（重大事由による解除）

- （1） 当会社は、次の①～⑥のいずれかに定める事由が生じた場合に

は、将来に向かって保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、この保険契約の保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- ② 保険契約者または被保険者が、当会社はこの保険契約の保険料払込免除をさせる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- ③ この保険契約の保険金等の請求に関し、保険金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
- ④ 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる保険金額（注1）の合計が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- ⑤ 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、次のア～オ.のいずれかに該当する場合
ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められるとき。
イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。
ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められるとき。
エ. 保険契約者または保険金等の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められるとき。
オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- ⑥ 次のア.またはイ.に該当する等により、当会社の保険契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前①～⑤に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
ア. この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されたとき。
イ. 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき。

- (2) 当会社は、保険金等の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合、本条(1)①～⑥に定める事由の発生時以降に保険金等の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じたときは、次の①および②のとおり取り扱います。

- ① 保険金等は支払いません。また、既に保険金等を支払っていたときは、保険金等の返還を請求します。
- ② 保険料の払込みは免除しません。また、既に保険料の払込みを免除していたときは、その保険料の払込みはなかったものとします。

- (3) 本条の規定によって保険契約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金等の受取人に通知します。
- (4) 本条の規定によって保険契約を解除した場合、当会社は、解約返戻金があるときは解約返戻金と同額の返戻金（注2）を保険契約者に支払います。

- (注1) 保険種類および保険金等の名称がいかなる場合であっても他の保険契約の保険金等を含みます。
- (注2) 第7条（保険金の月払給付）の規定により就業不能保険金の月払給付を行なう場合で、かつ、その就業不能保険金の支払事由の発生時より後に本条(1)①～⑥に定める事由が生じたときの返戻金の額は、当会社の定める計算方法によって算出する給付金の未支払分の現価とします。

12. 解約および解約返戻金

第26条（解約）

- (1) 保険契約者は、いつでも将来に向かって保険契約を解約することができます。
- (2) 保険契約を解約するときは、保険契約者は、当会社所定の書類（別表1）を提出し、解約返戻金があるときは、解約返戻金を請求してください。

第27条（解約返戻金）

- (1) 解約返戻金は、経過年月数により当会社の定める計算方法に従い計算します。
- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、保険料払込期間を無解約返戻金期間とし、無解約返戻金期間中の保険契約については、解約返戻金はありません。

- (3) 本条(2)に定める無解約返戻金期間中の保険契約とは、解約返戻金の計算を行う下表に定める事項に応じて、下表に定める判定基準日が無解約返戻金期間に属するものをいいます。ただし、保険料払込期間中の保険料がすべて払い込まれていないときは、下表に定める判定基準日が無解約返戻金期間満了後となる場合であっても、無解約返戻金期間中の保険契約とみなします。

	事項	判定基準日
①	第23条（告知義務違反による解除）の規定による告知義務違反による解除	保険契約を解除する旨の通知が保険契約者（※）に到達した日
②	第25条（重大事由による解除）の規定による重大事由による解除	
③	第26条（解約）の規定による解約	当会社所定の書類（別表1）が当会社に到着した日
④	第28条（保険金等の受取人による保険契約の存続）の規定による債権者等の解約	解約の効力が生じた日
⑤	第29条（基準給付金月額の変額）の規定による基準給付金月額の変額	当会社所定の書類（別表1）が当会社に到着した日

- (※) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金等の受取人となります。

- (4) 解約返戻金額は、保険証券に例示します。
- (5) 解約返戻金の支払は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌営業日からその日を含めて5営業日以内に当会社の本店で行います。ただし、当会社が認めたときは保険契約者の口座（注1）に対して解約返戻金の払込手続を行います。
- (6) 本条(5)の規定は、保険金、給付金および解約返戻金以外のこの保険契約に基づく諸支払金の支払（注2）に準用します。

- (注1) 当会社が指定した金融機関等の口座に限りします。
- (注2) 保険金または給付金とともにその受取人に支払う場合を除きます。

第28条（保険金等の受取人による保険契約の存続）

- (1) 債権者等（注）による保険契約の解約は、解約の通知が当会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- (2) 本条(1)の解約が通知された場合でも、通知の時に次回の①および②を満たす保険金等の受取人が、保険契約者の同意を得て、本条(1)の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が当会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等（注）に支払うべき金額を債権者等（注）に支払い、かつ、当会社にその旨を通知したときは、本条(1)の解約はその効力を生じません。
 - ① 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること。
 - ② 保険契約者でないこと。
- (3) 本条(2)の規定により、本条(1)の効力を生じさせないこととするときは、保険金等の受取人は当会社所定の書類（別表1）を提出してください。
- (4) 本条(1)の解約の通知が当会社に到達した日以後、その解約の効力が生じるまでまたは本条(2)の規定により効力が生じなくなるまでに、就業不能保険金の支払事由が生じ、当会社が就業不能保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額を限度として、本条(2)の金額を債権者等（注）に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等（注）に支払った金額を差し引いた残額を、保険金受取人に支払います。
- (5) 本条(4)の規定を適用する場合、保険金受取人から就業不能保険金の一時支払を選択する旨の申出がなかったときは、次のとおり取り扱います。
 - ① 第1回の就業不能給付金として支払うべき金額から本条(2)の金額を差し引きます。
 - ② 前①の規定にかかわらず、本条(2)の金額のうち、第1回の就業不能給付金として支払うべき金額から差し引けない残額があるときは、就業不能保険金の月払給付を取り扱わず、就業不能保険金の一時支払を行います。

- (注) 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者をいいます。

13. 契約内容の変更

第29条（基準給付金月額の減額）

- （1） 保険契約者は、基準給付金月額を減額することができます。ただし、減額後の基準給付金月額は、当会社の定める範囲内であることを必要とします。
- （2） 基準給付金月額を減額するときは、保険契約者は請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
- （3） 基準給付金月額を減額したときは、減額分は解約したものととして取り扱います。
- （4） 基準給付金月額を減額したときは、その後の保険料を改めます。

14. 保険契約者

第30条（保険契約者の代表者）

- （1） 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
- （2） 本条（1）の代表者が定まらないとき、またはその所在が不明のときは、当会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
- （3） 保険契約者が2人以上の場合には、その責任は連帯とします。

第31条（保険契約者の変更）

- （1） 保険契約者またはその承継人は、被保険者および当会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
- （2） 本条（1）の承継により、保険契約者の変更を請求するときは、保険契約者またはその承継人は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。
- （3） 本条の規定により保険契約者の変更が行われたときは、保険証券に表示します。

第32条（保険契約者の住所等の変更）

- （1） 保険契約者が住所または通信先を変更したときは、すみやかに当会社に通知してください。
- （2） 本条（1）の通知がなく、保険契約者の住所または通信先を当会社が確認できなかった場合、当会社の知った最終の住所または通信先に発した通知は、通常到達するために必要とする期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

15. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの取扱い

第33条（年齢の計算）

- （1） 被保険者の契約年齢は、契約日現在の満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
- （2） 保険契約締結後の被保険者の年齢は、本条（1）の契約年齢に年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第34条（契約年齢および性別の誤りの取扱い）

- （1） 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢（注）に誤りがあった場合は、次の方法により取り扱います。
 - ① 契約日における実際の年齢が、当会社の定める契約年齢の範囲内であったときは、当会社の定める方法により計算した金額を精算し、保険料を改めます。
 - ② 契約日における実際の年齢が、当会社の定める契約年齢の範囲外であったときは、当会社は保険契約を取り消すことができるものとし、これにより保険契約を取り消したときは既に払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、契約日においては最低契約年齢に足りなかったが、その事実が発見された日において既に最低契約年齢に達していたときには、最低契約年齢に達した日に契約したものととして当会社の定める方法により計算した金額を精算し、保険料を改めます。
 - （2） 保険契約申込書に記載された被保険者の性別（注）に誤りがあった場合には、当会社の定める方法により計算した金額を精算し、保険料を改めます。
- （注） 保険契約申込書にかえて、当会社の定める電磁的方法により保険契約を申し込む場合は、その電磁的方法により通知された被保険者の年齢または性別をいいます。

16. 契約者配当

第35条（契約者配当）

この保険契約に対しては、契約者配当はありません。

17. 請求書類等

第36条（請求書類等）

- （1） 保険金、給付金、解約返戻金その他この保険契約に基づく諸支払金の支払、保険料払込みの免除、契約内容の変更等の請求に必要な書類は、別表1のとおりとします。
- （2） 本条（1）の規定にかかわらず、当会社は、別表1に定める書類の提出にかえて、その書類に記載すべき事項を当会社の定める方法により当会社に通知することを認めることがあります。
- （3） 当会社は、下表のいずれかの請求の場合、別表1に定める書類の提出に加え、下表に定める目的に応じて、当会社の指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。

	請求	目的
①	保険金等の支払 保険料払込みの免除	第8条（保険金および給付金の請求、支払時期および支払場所）（6）①～④に掲げる事項の確認を行うこと（注）。
②	保険契約の復活	支払事由または保険料払込みの免除事由の発生の可能性の評価を行うこと。

- （4） 本条（2）の場合、その書類に記載すべき事項について当会社の定める方法により当会社が通知を受けた時に、その書類が当会社に到着したものとみなします。
- （5） 本条（1）～（4）の規定は、この保険契約の契約日後にこの保険契約に特約を付加することを申し込む場合、またはこの保険契約に付加された特約について契約内容の変更等を請求する場合に準用します。

（注） 第11条（保険料払込免除の請求）（3）の規定により準用する場合を含みます。

18. 時効

第37条（時効）

保険金、給付金、解約返戻金その他この保険契約に基づく諸支払金の支払または保険料払込みの免除を請求する権利は、これらを行えることができる時から3年間行使しない場合には消滅します。

19. 被保険者の業務、転居および旅行

第38条（被保険者の業務、転居および旅行）

保険契約の継続中に、次の①～③の事由が生じた場合であっても、当会社は、保険契約の解除および保険料の変更を行わずに保険契約上の責任を負います。

- ① 被保険者が従事する業務を変更した場合（注）
- ② 被保険者が転居した場合
- ③ 被保険者が旅行した場合

（注） 第25条（重大事由による解除）（1）⑤に該当する場合を除きます。

20. 法令等の改正に伴う契約内容の変更

第39条（法令等の改正に伴う契約内容の変更）

- （1） この保険の給付にかかわる国民年金法、身体障害者福祉法その他の関連する法令または公的介護保険制度（別表13）もしくは公的医療保険制度（別表19）等の改正があり、その改正が就業不能保険金の支払事由に影響を及ぼすときは、当会社は、主務官庁の認可を得て、就業不能保険金の支払事由の変更を行うことがあります。
- （2） 本条（1）により就業不能保険金の支払事由を変更するときは、変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

21. 管轄裁判所

第40条(訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

22. 特定疾病保険料払込免除特則

第41条(特定疾病保険料払込免除特則)

(1) 保険契約者は、保険契約の締結の際、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、この特則を保険契約に付加して締結することができます。この場合、その旨を保険証券に記載し、次の①～⑤のとおり取り扱います。

① 当会社は、第10条(保険料払込みの免除)(1)に規定するほか、被保険者が次のア.またはイ.のいずれかの事由に該当したときは、次に到来する第13条(保険料の払込み)(2)の保険料期間以降の保険料の払込みを免除します。

ア. 被保険者が責任開始日からその日を含めて90日を経過する日以前(責任開始期前を含みます。)に悪性新生物(別表5)に罹患したことがなく、かつ、責任開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日以後の保険料払込期間中に初めて悪性新生物(別表5)に罹患したと、医師または歯科医師(注1)により病理組織学的所見(注2)によって診断確定(注3)されたとき。

イ. 被保険者が責任開始期以後に心疾患または脳血管疾患(別表6)を発病した(注4)と医師(注5)によって診断され、かつ、その心疾患または脳血管疾患(別表6)の治療を直接の目的として、保険料払込期間中に医師(注5)による次のいずれかの治療(注6)を受けたとき。

(ア) 別表16に定める手術

(イ) 別表17に定める入院による治療。ただし、その入院日数(注7)が継続して20日に達した場合に限ります。

② 前①イ.(イ)に定める保険料払込みの免除事由に該当した場合、前①イ.(イ)に定める入院による治療について、その入院日数(注7)が継続して20日に達した日を保険料払込みの免除事由に該当した日とします。

③ 被保険者が責任開始期前に発病した心疾患または脳血管疾患(別表6)の治療を直接の目的として、入院(別表17)または手術(別表16)を受けたときは、この保険契約の責任開始期以後に発病したものとみなして前①イ.の規定を適用します。

④ 被保険者が心疾患または脳血管疾患(別表6)の治療を直接の目的として入院し、その入院の退院後に同一の心疾患または脳血管疾患(別表6)(注8)による入院を開始した場合で、前の入院の退院日の翌日からその日を含めて30日以内に後の入院を開始したときは、これらの入院を1回の継続した入院とみなし、各入院について入院日数を合算して前①イ.(イ)の規定を適用します。

⑤ この特則にもとづく保険料払込みの免除にかかわる法令等の改正による公的医療保険制度(別表19)等の改正または医療技術もしくは医療環境(注9)の変化があり、その改正または変化が保険料払込みの免除事由に影響を及ぼすときは、当会社は、主務官庁の認可を得て、保険料払込みの免除事由の変更を行うことがあります。この場合、変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

(2) この特則のみの解約はできません。

(注1) 日本の医師または歯科医師の資格を持つ者をいい、被保険者が日本の医師または歯科医師の資格を持つ者である場合には、被保険者以外の日本の医師または歯科医師の資格を持つ者をいいます。

(注2) 生検を含みます。

(注3) 病理組織学的検査(注2)が行われない場合には、病理組織学的検査(注2)が行われなかった理由が明らかであり、その他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときに限り、その他の所見による診断確定も認めることがあります。

(注4) 責任開始期前に発病した心疾患または脳血管疾患(別表6)の取扱いについては、本条(1)③に規定するほか、第4条(保険金および給付金の支払に関する補則)(6)の規定を準用します。

(注5) 日本の医師の資格を持つ者をいい、被保険者が日本の医師の資格を持つ者である場合には、被保険者以外の日本の医師の資格を持つ者をいいます。

(注6) 美容整形上の処置、治療処置を伴わない診断、検査(人間ドック検査、生検、腹腔鏡検査等)等は「医師による治療」には該当しません。

(注7) 心疾患または脳血管疾患(別表6)の治療を直接の目的とする入院中に他の疾病を併発した場合、その入院のうち、併発した他の疾病の治療のみを目的とする期間中の入院日数は含めないものとします。

(注8) 医学上重要な関係にある心疾患または脳血管疾患(別表6)は、病名が異なっている場合であっても、これを同一の心疾患または脳血管疾患(別表6)として取り扱います。例えば、狭心症とその狭心症から移行した心筋梗塞等をいいます。

(注9) 公的医療保険制度(別表19)によらない医療の状況の変化、医療に関する社会環境の変化等をいいます。

第42条(責任開始日から90日を経過する日以前の悪性新生物と診断確定された場合の特定疾病保険料払込免除特則の取扱い)

第2条(保険契約の型)に規定する保険契約の型としてI型が選択された場合は、次の①～⑥のとおり取り扱います。

① 被保険者が責任開始日(注1)からその日を含めて90日を経過する日以前(注2)に悪性新生物(別表5)に罹患し、医師または歯科医師により診断確定された場合で、その診断確定の日からその日を含めて6か月以内に保険契約者から当会社に申出があったときは、この特則の付加を無効とします。

② 前①の規定によりこの特則の付加が無効となったときは、当会社は、第13条(保険料の払込み)(4)の規定にかかわらず、次のア.およびイ.に定める保険料の差額を保険契約者に払い戻します。

ア. この特則を付加したものととして既に払い込まれた保険料

イ. この特則を付加しないものとして計算した前ア.に対応する保険料

③ 前①の規定にかかわらず、次のア.またはイ.のいずれかに該当するときは、前①の規定は適用しません。

ア. 第23条(告知義務違反による解除)または第25条(重大事由による解除)の規定により、当会社が保険契約を解除することができるとき。

イ. 保険契約が解約その他の事由によって消滅することとなるとき。

④ 被保険者が復活における責任開始日からその日を含めて90日を経過する日以前(注3)に悪性新生物(別表5)に罹患し、医師または歯科医師により診断確定された場合で、その診断確定の日からその日を含めて6か月以内に保険契約者から当会社に申出(注4)があったときは、その復活後の保険契約におけるこの特則の付加を無効とします。

⑤ 前④の規定により復活後の保険契約におけるこの特則の付加が無効となったときは、当会社は、第13条(保険料の払込み)(4)の規定にかかわらず、次のア.およびイ.に定める保険料の差額を保険契約者に払い戻します。

ア. この特則を付加したものととして復活の際に払い込まれた延滞保険料およびその復活後に払い込まれた保険料の合計額

イ. この特則を付加しないものとして計算した前ア.に対応する保険料(注5)の合計額

⑥ 前③の規定は、前④の適用にあたって準用します。この場合において前③の規定中「前①」とあるのを「前④」と読み替えます。

(注1) 復活における責任開始日を除きます。

(注2) 責任開始日(注1)前を含みます。

(注3) その復活に関して、保険契約が効力を失った日から復活における責任開始日までの期間を含みます。

(注4) 保険期間が満了する場合は、保険期間が満了する前に当会社に申し出ることを必要とします。

(注5) 復活の際に払い込む延滞保険料を含みます。

別表1 請求書類

(1) 保険金、給付金および保険料払込免除の請求書類

	項 目	提 出 書 類
1	・就業不能保険金の一時支払 ・就業不能保険金の月払給付 (第1回の就業不能給付金)	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師(被保険者が医師の場合には、被保険者以外の医師)の診断書 (3) 被保険者が国民年金法に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類(国民年金法に基づく所定の状態に該当したことにより就業不能保険金を請求する場合に限りです。) (4) 被保険者の身体障害者手帳(写)(身体障害者福祉法に基づく所定の状態に該当したことにより就業不能保険金を請求する場合に限りです。) (5) 被保険者が公的介護保険制度に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類(公的介護保険制度に基づく所定の状態に該当したことにより就業不能保険金を請求する場合に限りです。) (6) 被保険者の住民票(ただし、受取人と同一の場合は不要。) (7) 保険金受取人の戸籍謄(抄)本と印鑑証明書 (8) 最終の保険料払込みを証する書類 (9) 保険証券
2	就業不能保険金の月払給付 (第2回以後の就業不能給付 金または給付金の未支払分 の現価の一時支払)	(1) 当会社所定の請求書 (2) 保険金受取人の戸籍謄(抄)本 (3) 保険金受取人の印鑑証明書 (4) 月払給付証書
3	5疾病初期入院給付金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師(被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師)の診断書 (3) 当会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の住民票(ただし、受取人と同一の場合は不要。) (5) 給付金の受取人の戸籍謄(抄)本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込みを証する書類 (7) 保険証券
4	保険料払込みの免除	(1) 当会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類(不慮の事故による傷害により保険料払込みの免除を請求する場合に限りです。) (3) 当会社所定の様式による医師(被保険者が医師の場合には、被保険者以外の医師)の診断書 (4) 当会社所定の様式による治療を受けた病院または診療所の入院証明書または手術証明書(心疾患または脳血管疾患の所定の治療を受けたことにより保険料払込みの免除を請求する場合に限りです。) (5) 最終の保険料払込みを証する書類 (6) 保険証券
(注) 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		

(2) その他の請求書類

	項 目	提 出 書 類
1	保険契約の復活	(1) 当会社所定の復活請求書 (2) 被保険者についての当会社所定の告知書
2	解約および解約返戻金	(1) 当会社所定の解約および解約返戻金請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料払込みを証する書類 (4) 保険証券
3	第9条(被保険者の死亡)(5) の規定による返戻金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の死亡証明書(ただし、事実確認が可能な場合には、医師の死亡診断書または死体検案書をもってこれに代えることができます。) (3) 被保険者の住民票 (4) 返戻金の請求を行なう者の印鑑証明書 (5) 最終の保険料払込みを証する書類 (6) 保険証券
4	基準給付金月額額の減額	(1) 当会社所定の保険契約内容変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料払込みを証する書類 (4) 保険証券
5	保険契約者の変更	(1) 当会社所定の名義変更請求書 (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
6	保険金等の受取人による 保険契約の存続の通知	(1) 当会社所定の請求書 (2) 保険契約者および請求者である保険金等の受取人の印鑑証明書 (3) 債権者等に支払うべき金額の支払いを証する書類
(注) 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、1の請求については、当会社の指定した医師に被保険者の診断を行わせることがあります。		

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとし、備考に事故を例示します。）。ただし、表2の事故は除外します。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。（被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。（身体の内部的原因によるものは該当しません。）

備考 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水 ・窒息	次のような事故は、表1の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・高山病・乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・騒音 ・処刑

表2 除外する事故

項目	除外する事故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が悪化した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の誤嚥＜誤吸引＞等	疾病による呼吸障害、摂食・嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の胃内容物の誤嚥＜誤吸引＞もしくは気道閉塞を生じた食物その他の物体の誤嚥＜誤吸引＞（嘔吐物、食物その他の物体の鼻または口からの侵入による窒息を含みます。）
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病・熱射病）の原因となったものをいいます。）
5. 接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	次の症状の原因となった事故 （1） 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 （2） 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など （3） 細菌性またはウイルス性の食中毒ならびにアレルギー性、食事性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

別表3 対象となる高度障害状態

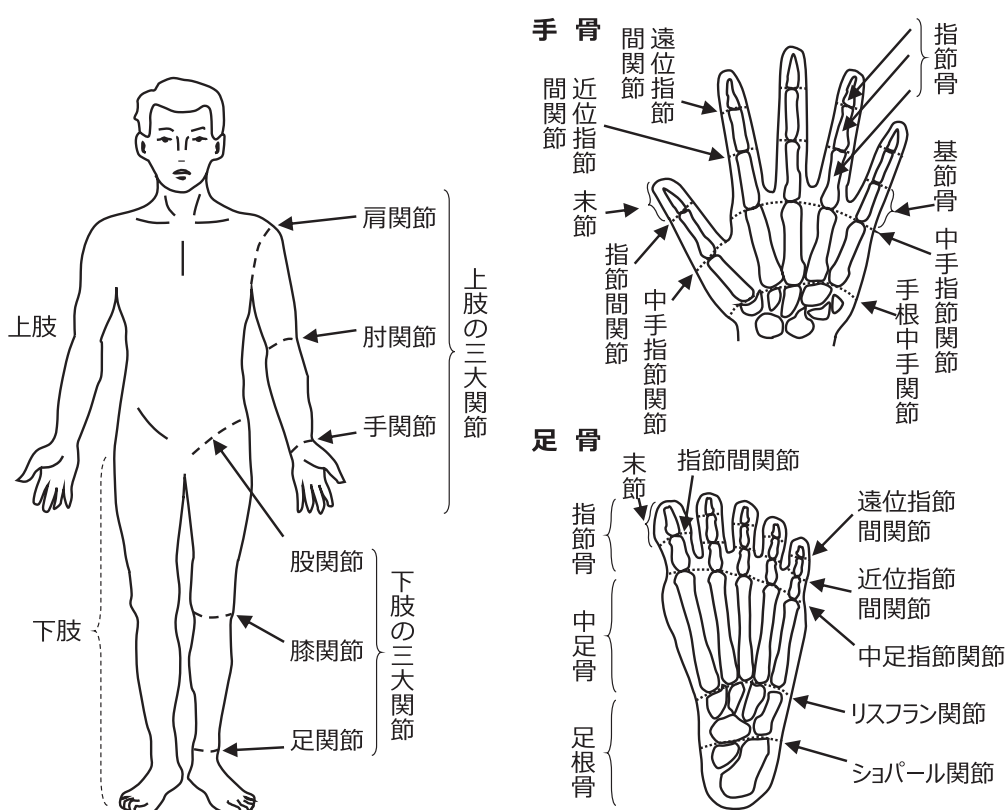
対象となる高度障害状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

	対象となる高度障害状態	備 考
1	両眼の視力を全く永久に失ったもの	(1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。 (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。 (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
2	言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。 ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合 ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合 ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合 (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
3	中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を必要とするもの	「常に介護を必要とするもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を必要とする状態をいいます。
4	両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったもので次のいずれかの場合をいいます。 ① 上・下肢の完全運動麻痺で回復の見込みのない場合 ② 上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合
5	両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	
6	1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	
7	1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	

対象となる身体障害の状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

	対象となる身体障害状態	備 考
1	1眼の視力を全く永久に失ったもの	(1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。 (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。 (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
2	両耳の聴力を全く永久に失ったもの	(1) 聴力の測定は、日本産業規格に準拠したオーディオメータで行います。 (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ $a \cdot b \cdot c$ デシベルとしたとき、 $1/4(a+2b+c)$ の値が90デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。
3	脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	(1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部から見て明らかにわかる程度以上のものをいいます。 (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、次のいずれかの場合をいいます。 ① 頸椎における完全強直の場合 ② 胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合
4	1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	(1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったもので次のいずれかの場合をいいます。 ① 上・下肢の完全運動麻痺で回復の見込みのない場合 ② 上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合 (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、次のいずれかの場合をいいます。 ① 関節の完全強直で回復の見込のない場合 ② 人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合
5	1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	
6	1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの	「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
7	10手指の用を全く永久に失ったもの	「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、次のいずれかの場合をいいます。 ① 手指の末節の2分の1以上を失った場合 ② 手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合
8	10足指を失ったもの	「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。



別表5 対象となる悪性新生物

1. 対象となる悪性新生物とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の下表に記載のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C00～C14
消化器の悪性新生物<腫瘍>	C15～C26
呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍>	C30～C39
骨及び関節軟骨の悪性新生物<腫瘍>	C40～C41
皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物<腫瘍>	C43～C44
中皮及び軟部組織の悪性新生物<腫瘍>	C45～C49
乳房の悪性新生物<腫瘍>	C50
女性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C60～C63
腎尿路の悪性新生物<腫瘍>	C64～C68
眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物<腫瘍>	C69～C72
甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物<腫瘍>	C73～C75
部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物<腫瘍>	C76～C80
リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物<腫瘍>、原発と記載された又は推定されたもの	C81～C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物<腫瘍>	C97
真正赤血球増加症<多血症>	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物<腫瘍>(D47)のうち、	
・慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
・本態性(出血性)血小板血症	D47.3
・骨髄線維症	D47.4
・慢性好酸球性白血病[好酸球増加症候群]	D47.5

(注) 対象となる悪性新生物には、「上皮内新生物」は含まれません。

2. 前1.において「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 腫瘍学(NCC監修)第3版(2012年改正版)」により、新生物の性状を表す第5桁コードとして次のコード番号が付されたものであることを必要とします。

新生物の性状を表す第5桁コード	
コード番号	
／3	悪性、原発部位
／6	悪性、転移部位
	悪性、続発部位
／9	悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

別表6 対象となる心疾患、脳血管疾患

対象となる心疾患、脳血管疾患とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の下表に記載のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」によるものとします。

疾病名	分類項目	基本分類コード
1. 心疾患	慢性リウマチ性心疾患	I 05～I 09
	虚血性心疾患	I 20～I 25
	肺性心疾患及び肺循環疾患	I 26～I 28
	その他の型の心疾患	I 30～I 52
2. 脳血管疾患	一過性脳虚血発作及び関連症候群	G45
	脳血管疾患	I 60～I 69

別表7 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる急性心筋梗塞、脳卒中とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の下表に記載のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」によるものとします。

疾病名	分類項目	基本分類コード
1. 急性心筋梗塞	虚血性心疾患(I 20～I 25)のうち、	
	・急性心筋梗塞	I 21
	・再発性心筋梗塞	I 22
2. 脳卒中	脳血管疾患(I 60～I 69)のうち、	
	・くも膜下出血	I 60
	・脳内出血	I 61
	・脳梗塞	I 63

別表8 対象となる肝硬変、慢性腎不全

対象となる肝硬変、慢性腎不全とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の下表に記載のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」によるものとします。

疾病名	分類項目	基本分類コード
1. 肝硬変	アルコール性肝疾患(K70)のうち、 ・アルコール性肝硬変	K70.3
	中毒性肝疾患(K71)のうち、 ・肝線維症及び肝硬変を伴う中毒性肝疾患	K71.7
	肝線維症及び肝硬変(K74)のうち、 ・原発性胆汁性肝硬変	K74.3
	・続発性胆汁性肝硬変	K74.4
	・胆汁性肝硬変、詳細不明	K74.5
	・その他及び詳細不明の肝硬変	K74.6
2. 慢性腎不全	腎不全(N17～N19)のうち、 ・慢性腎臓病、ステージ4	N18.4
	・慢性腎臓病、ステージ5	N18.5

別表9 国民年金法に定める障害等級1級または2級

「国民年金法に定める障害等級1級または2級」とは、令和4年1月1日における国民年金法(昭和34年4月16日法律第141号)第30条第2項および国民年金法施行令(昭和34年5月25日政令第184号)第4条の6に定める障害等級1級または2級をいいます。

別表10 精神の障害

「精神の障害」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の下表に記載のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
症状性を含む器質性精神障害 精神作用物質使用による精神及び行動の障害(ただし、薬物依存を除きます。)	F00～F09 F10～F19 (ただし、F11.2、F12.2、F13.2、 F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、 F19.2を除きます。)
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	F20～F29
気分[感情]障害	F30～F39
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	F40～F48
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	F50～F59
成人の人格及び行動の障害	F60～F69
知的障害<精神遅滞>	F70～F79
心理的発達の障害	F80～F89
小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	F90～F98
詳細不明の精神障害	F99

別表11 身体障害者福祉法に定める障害の級別1級から3級まで

「身体障害者福祉法に定める障害の級別1級から3級まで」とは、令和2年4月1日における身体障害者福祉法(昭和24年12月26日法律第283号)第4条に定める身体障害者について、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年4月6日厚生省令第15号)第5条第3項に定める障害の級別が1級から3級までのいずれかであることをいいます。

別表12 対象となる特定生活障害状態

1. 対象となる特定生活障害状態とは、下表のいずれかに該当し、かつ、回復の見込のない状態をいいます。

	対象となる特定生活障害状態	備 考
1	次のいずれかの視力障害 ・両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの ・一眼の視力が0.08かつ他眼の視力が手動弁以下のもの	(1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。 (2) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は含みません。
2	次のいずれかの視野障害 ・ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの ・自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	(1) 「周辺視野角度の和」とは、1/4の視標による8方向の周辺視野角度の和とします。 (2) 「両眼中心視野角度」は、1/2の視標による8方向の中心視野角度の和を左右眼それぞれ求め、次の算式により算出します。 (3×中心視野角度の和が大きい方の眼の中心視野角度の和+中心視野角度の和が小さい方の眼の中心視野角度の和)/4 (3) 「両眼開放視認点数」は、視標サイズⅢによる両眼開放エスターマンテストで120点測定し、算出します。 (4) 「両眼中心視野視認点数」は、視標サイズⅢによる10-2プログラムで68点測定し、左右眼それぞれの中心視野視認点数を求め、次の算式により算出します。 (3×中心視野視認点数が多い方の眼の中心視野視認点数+中心視野視認点数が少ない方の眼の中心視野視認点数)/4
3	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの	(1) 聴力の測定は、日本産業規格に準拠したオーディオメータで行います。 (2) 聴力レベルのデシベル値は、周波数500・1000・2000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、1/4(a+2b+c)の値をいいます。
4	平衡機能に著しい障害を有するもの	「平衡機能に著しい障害を有するもの」とは、四肢体幹に器質的異常がない場合に、閉眼で起立・立位保持が不能または開眼で直線を歩行中に10メートル以内に転倒あるいは著しくよろめいて歩行を中断せざるを得ない程度のもをいいます。
5	そしゃく・嚥下の機能を欠くもの	「そしゃく・嚥下の機能を欠くもの」とは、流動食以外は摂取できないもの、経口的に食物を摂取することができないものまたは経口的に食物を摂取することが極めて困難なものをいいます。
6	音声または言語機能に著しい障害を有するもの	(1) 「音声または言語機能に著しい障害を有するもの」とは、発音に関わる機能を喪失するか、話すことや聞いて理解することのどちらかまたは両方がほとんどできないため、日常会話が誰とも成立しない程度のもをいいます。 (2) 喉頭全摘出手術を施した結果、発音に関わる機能を喪失した場合は、「音声または言語機能に著しい障害を有するもの」とします。
7	一上肢の機能に著しい障害を有するもの	「上肢の機能に著しい障害を有するもの」とは、上肢の3大関節(肩関節・ひじ関節および手関節)中いずれか2関節以上の関節が、次のいずれかに該当する程度のもをいいます。 ① 不良肢位で強直しているもの ② 関節の他動可動域が、健側の他動可動域の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減以下のもの ③ 筋力が著減または消失しているもの
8	両上肢の第1指(母指)および第2指(示指)もしくは第3指(中指)を欠くものまたは一上肢のすべての指を欠くもの	「上肢の指を欠くもの」とは、基節骨の基部から欠き、その有効長が0のもをいいます。 また、「上肢の第1指(母指)および第2指(示指)もしくは第3指(中指)を欠くもの」とは、必ず上肢の第1指(母指)を欠き、それに加えて、上肢の第2指(示指)または第3指(中指)を欠くものをいいます。
9	両上肢の第1指(母指)および第2指(示指)もしくは第3指(中指)の機能に著しい障害を有するものまたは一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの	「上肢の指の機能に著しい障害を有するもの」とは、上肢の指の著しい変形、麻痺による高度の脱力、関節の不良肢位強直、癱痕による指の埋没または不良肢位拘縮等により、指があってもそれがないのと同程度程度の機能障害があるものをいいます。 また、「上肢の第1指(母指)および第2指(示指)もしくは第3指(中指)の機能に著しい障害を有するもの」とは、上肢の第1指(母指)の機能に著しい障害を有し、それに加えて、上肢の第2指(示指)または第3指(中指)の機能に著しい障害を有し、そのため指間に物をはさむことはできても、一指を他指に対立させて物をつまむことができない程度の障害があるものをいいます。
10	一下肢の機能に著しい障害を有するもの	「下肢の機能に著しい障害を有するもの」とは、下肢の3大関節(また関節、ひざ関節および足関節)中いずれか2関節以上の関節が、次のいずれかに該当する程度のもをいいます。 ① 不良肢位で強直しているもの ② 関節の他動可動域が、健側の他動可動域の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減以下のもの ③ 筋力が著減または消失しているもの
11	両下肢のすべての指を欠くもの	「下肢の指を欠くもの」とは、中足指節関節から欠くものをいいます。
12	一下肢を足関節以上で欠くもの	「下肢を足関節以上で欠くもの」とは、ショパール関節以上で欠くものをいいます。
13	体幹の機能に歩くことができない程度またはそれ以上の程度の障害を有するもの	「体幹の機能に歩くことができない程度またはそれ以上の程度の障害を有するもの」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。 ① 室内においては杖、松葉杖、その他の補助用具を必要とせず、起立移動が可能であるが、野外ではこれらの補助用具の助けをかりる必要がある程度のも ② 腰掛、正座、あぐら、横すわりのいずれもができず、座っていることができない程度のも ③ 臥位または坐位から自力のみで立ち上がれず、他人、柱、杖、その他の器物の介護または補助によりはじめて立ち上がることができる程度のも

14	身体の機能の障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度またはそれ以上の程度のもの	(1) 「日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度またはそれ以上の程度の身体の機能の障害」とは、次のいずれかに該当する程度またはそれ以上の程度のことをいいます。 ① 求心性視野狭窄または輪状暗点があるものについて、I/2の視標で両眼の視野がそれぞれ5度以内におさまるもの（眼瞼下垂による視野障害は含みません。） ② 両耳の聴力レベルが80デシベル以上で、かつ、最良語音明瞭度が30%以下のもの ③ 両上肢または両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの。「上肢または下肢の機能に相当程度の障害を残すもの」とは、上肢または下肢の3大関節中それぞれ1関節の他動可動域が、正常可動域の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減しているものまたはそれと同程度のものをいいます。 ④ 一上肢および一下肢の機能に相当程度の障害を残すもの。「一上肢および一下肢の機能に相当程度の障害を残すもの」とは、一上肢および一下肢の広範囲にわたる障害であって、日常生活における動作の多くが一人で全くできない場合または日常生活における動作のほとんどが一人でできるが非常に不自由な場合の状態をいいます。 ⑤ 四肢に機能障害を残すもの。「四肢に機能障害を残すもの」とは、四肢の広範囲にわたる障害であって、日常生活における動作の一部が一人で全くできない場合またはほとんどが一人でできてもやや不自由な場合の状態をいいます。 ⑥ 脊柱の機能障害により、日常生活における動作が一人でできるが非常に不自由な場合またはこれに近いもの (2) 前(1)①において、視野の測定は、ゴールドマン型視野計によります。 (3) 前(1)②において、語音明瞭度は、次の算式により算出し、語音明瞭度の最も高い値を最良語音明瞭度とします。 語音明瞭度＝(正答語音数／検査語数)×100(%) また、語音明瞭度の測定に使用する語音聴力表は、「57s式語表」または「67s式語表」とします。
15	長期にわたる安静を必要とする特定の病状であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめるか、または日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とするもの	「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめるか、または日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする特定の病状」とは、次の①～⑥のいずれかに該当するものをいいます。 ① 心臓移植を受けたもの ② 人工心臓を装着したもの ③ CRT(心臓再同期医療機器)またはCRT-D(除細動器機能付き心臓再同期医療機器)を装着したもの ④ 永続的な人工透析療法施行中のもの ⑤ 人工肛門を永久的に造設し、かつ、新膀胱を永久的に造設したものまたは尿路変更術を施したもの ⑥ 人工肛門を永久的に造設し、かつ、完全排尿障害(カテーテル留置または自己導尿の常時施行を必要とする)状態にあるもの
16	精神の障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	「精神の障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの」とは、次のいずれかに該当する程度のことをいいます。 ① 統合失調症によるものにあつては、高度の残遺状態または高度の病状があるため高度の人格変化、思考障害、その他もう想・幻覚等の異常体験が著明なため、常時の援助が必要なもの ② 気分(感情)障害によるものにあつては、高度の気分、意欲・行動の障害および高度の思考障害の病相期があり、かつ、これが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするため、常時の援助が必要なもの ③ 症状性を含む器質性精神障害によるものにあつては、高度の認知障害、高度の人格変化、その他の高度の精神神経症状が著明なため、常時の援助が必要なもの ④ てんかんによるものにあつては、十分な治療にかかわらず、てんかん性の意識障害を呈し、状況にそぐわない行為を示す発作または意識障害の有無を問わず、転倒する発作が月に1回以上あり、かつ、常時の援助が必要なもの

2. 前1.に掲げるもののほか、身体の機能の障害または精神の障害(別表10)が重複する場合、次のいずれかに該当すると認められるときは、特定生活障害状態に該当するものとします。

(1) 身体の機能の障害または精神の障害(別表10)が重複することにより、国民年金法に定める障害等級1級(別表9)に相当する障害を有すること。

(2) 身体の機能の障害(精神の障害(別表10)を除きます。)が重複することにより、国民年金法に定める障害等級2級(別表9)に相当する障害を有すること。

3. 前2.の規定にかかわらず、重複する身体の機能の障害または精神の障害(別表10)の一部が保険金支払の免責事由により生じたときは、その免責事由により生じた身体の機能の障害または精神の障害(別表10)を除いて、前2.の規定を適用するものとします。

就業不能保障保險(無解約返戻金型)普通保険約款

主契約



- 84

別表14 要介護状態

「要介護状態」とは、次の1.または2.のいずれかの状態をいいます。ただし、死亡した後または次の1.および2.の状態に該当しなくなった後は、いかなる場合でも要介護状態とはいいません。

1. 常時寝たきり状態で、下表の(1)に該当し、かつ、下表の(2)～(5)のうち2項目以上に該当して他人による介護を必要とする状態(注1)
2. 器質性認知症(注2)と診断確定され、意識障害(注3)のない状態において見当識障害(注4)があり、かつ、他人による介護を必要とする状態

- (1) ベッド周辺の歩行が自分ではできない。
- (2) 衣服の着脱が自分ではできない。
- (3) 入浴が自分ではできない。
- (4) 食物の摂取が自分ではできない。
- (5) 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

(注1) 上記(1)から(5)までの各項目について、それぞれ下記イ.またはウ.に該当した場合に「自分ではできない」とみなします。

- (1) ベッド周辺の歩行
 - ア. 杖・装具等を使用すれば、自分でできる
 - イ. 杖・装具等を使用しても、介助がなければ困難
 - ウ. 介助がなければ自分では全くできない
 - (2) 衣服の着脱
 - ア. 衣服を工夫すれば、自分でできる
 - イ. 衣服を工夫しても、介助がなければ困難
 - ウ. 介助がなければ自分では全くできない
 - (3) 入浴
 - ア. 浴槽等を工夫すれば、自分でできる
 - イ. 浴槽等を工夫しても、介助がなければ困難
 - ウ. 介助がなければ自分では全くできない
 - (4) 食物の摂取
 - ア. 食器・食物等を工夫すれば、自分でできる
 - イ. 食器・食物等を工夫しても、介助がなければ困難
 - ウ. 介助がなければ自分では全くできない
 - (5) 大小便の排泄後の拭き取り始末
 - ア. 特別の器具を使用すれば、自分でできる
 - イ. 特別の器具を使用しても、介助がなければ困難
 - ウ. 介助がなければ自分では全くできない
- (注2) 「器質性認知症」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容によるものをいい、「器質性認知症と診断確定されている」とは、次の(1)、(2)のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師(注5)により診断確定された場合をいいます。
- (1) 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷(注6)を有すること。
 - (2) 正常に成熟した脳が、前(1)による器質的障害(注6)により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること。

疾病名	分類項目	基本分類コード
器質性認知症	アルツハイマー<Alzheimer>病の認知症	F00
	血管性認知症	F01
	ピック<Pick>病の認知症	F02.0
	クロイツフェルト・ヤコブ<Creutzfeldt-Jakob>病の認知症	F02.1
	ハンチントン<Huntington>病の認知症	F02.2
	パーキンソン<Parkinson>病の認知症	F02.3
	ヒト免疫不全ウイルス[HIV]病の認知症	F02.4
	他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F02.8
	詳細不明の認知症	F03
	せん妄、認知症に重なったもの	F05.1
	神経系のその他の変性疾患、他に分類されないもの(G31)のうち神経系のその他の明示された変性疾患(ただし、レヴィ小体型認知症に限りません。)	G31.8
(※) 2013年版以後の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。		

- (注3) 「意識障害」とは、次のようなものをいいます。
通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。
意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。
- (1) 「意識混濁」とは、意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠(うとうとしているが、刺激により覚醒する状態)、中度の場合、昏眠(覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態)、高度の場合、昏睡(精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態)にわけられます。
 - (2) 「意識変容」とは、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア(意識混濁は軽い、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態)、せん妄(比較的高度の意識混濁―意識の程度は動揺しやすい―に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮等を示す状態)およびもうろう状態(意識混濁の程度は軽い、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態)等があります。
- (注4) 「見当識障害」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- (1) 時間の見当識障害:季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
- (2) 場所の見当識障害:今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
- (3) 人物の見当識障害:日頃接している周囲の人の認識ができない。

(注5) 日本の医師の資格を持つ者をいい、被保険者が日本の医師の資格を持つ者である場合は、被保険者以外の日本の医師の資格を持つ者をいいます。

(注6) 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

別表15 入院・在宅療養状態

「入院・在宅療養状態」とは、次の1.～3.のいずれかの状態をいいます。ただし、死亡した後または次の1.もしくは2.において入院・在宅療養状態の直接の原因となった5疾病が治癒した後(注1)は、いかなる場合でも入院・在宅療養状態とはいいません。

1. 5疾病の治療を目的として(注2)別表17に定める入院をしている状態。
2. 5疾病により別表18に定める在宅療養をしている状態。
3. 5疾病を直接の原因とする高度障害状態(別表3)

(注1) 入院・在宅療養状態の直接の原因となった5疾病を治療したことにより、その症状が固定しまたは5疾病が認められない状態となった後を含みます。

(注2) 治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院、入院治療を必要としない介護を主たる目的とする入院等は、「治療を目的とした入院」には該当しません。

別表16 対象となる手術

対象となる手術とは、次の1.または2.のいずれかに該当する手術であって、病院または診療所(注1)において行われるものをいいます。

1. 別表19に定める公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表(注2)(注3)により手術料の算定対象として列挙されている手術
2. 別表20に定める先進医療に該当する診療行為のうち、器具を用い、生体に切断、摘除等の操作を加える手術(注4)

(注1) 「病院または診療所」とは、次の(1)または(2)のいずれかに該当したものとします。

(1) 医療法に定める日本国内にある病院または診療所。ただし、介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。また、同法に定める介護医療院は含まれません。

(2) 前(1)の場合と同等の日本国外にある医療施設

(注2) 「医科診療報酬点数表」とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

(注3) 公的医療保険制度(別表19)に基づく歯科診療報酬点数表(注5)により手術料の算定対象として列挙されている手術のうち、公的医療保険制度(別表19)に基づく医科診療報酬点数表(注2)においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。

(注4) 診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身の薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。

(注5) 「歯科診療報酬点数表」とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

別表17 対象となる入院

対象となる入院とは、医師(注1)による治療が必要であり、かつ、自宅等(注2)での治療が困難なため、病院または診療所(注3)に入り、常に医師(注1)の管理下において治療に専念することをいいます。

(注1) 日本の医師の資格を持つ者をいい、被保険者が日本の医師の資格を持つ者である場合は、被保険者以外の日本の医師の資格を持つ者をいいます。

(注2) 老人福祉法に定める有料老人ホームおよび老人福祉施設ならびに介護保険法に定める介護保険施設等を含みます。

(注3) 「病院または診療所」とは、次の(1)または(2)のいずれかに該当したものとします。

(1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者が入院するための施設を有する診療所。ただし、介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。また、同法に定める介護医療院は含まれません。

(2) 前(1)の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表18 対象となる在宅療養

対象となる在宅療養とは、次の1.および2.の条件のすべてを満たした状態をいいます。

1. 医師(注1)による治療が必要であるため、医師(注1)の指示により自宅等(注2)において療養していること。(公的医療保険制度(別表19)に基づく医科診療報酬点数表(注3)により在宅患者診療・指導料(注4)の算定対象として列挙されている診療行為が自宅等(注2)においてなされる場合を含みます。)
2. 前1.の療養または受療に関して、医師(注1)の指示により、業務に従事することなく、自宅等(注2)において治療に専念することを必要とするものであること(注5)。

(注1) 日本の医師の資格を持つ者をいい、顎口腔領域における疾病の診療については日本の歯科医師の資格を持つ者を含みます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。

(注2) 老人福祉法に定める有料老人ホームおよび老人福祉施設ならびに介護保険法に定める介護保険施設等を含みます。

(注3) 「医科診療報酬点数表」とは、診療行為がなされた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

(注4) 往診料および救急搬送診療料を除きます。

(注5) 医師の指示に従わず、業務に従事し、または必要な治療を行わない場合は、対象となる在宅療養とはいいません。

別表19 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- 1. 健康保険法
- 2. 国民健康保険法
- 3. 国家公務員共済組合法
- 4. 地方公務員等共済組合法
- 5. 私立学校教職員共済法
- 6. 船員保険法
- 7. 高齢者の医療の確保に関する法律

別表20 先進医療

「先進医療」とは、別表19の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所（注）において行われるものに限ります。）をいいます。ただし、療養を受けた日現在、別表19の法律に定める療養の給付に関する規定において給付対象となっている療養等、厚生労働大臣が定める先進医療でなくなっているものは除きます。

（注）「病院または診療所」とは、医療法に定める日本国内にある病院または診療所をいいます。ただし、介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。また、同法に定める介護医療院は含まれません。

参考 保険金額等の計算方法

保険金額は、基準給付金月額に下記の係数を乗じた金額とします。(1,000円未満の端数については、100円の位を切り上げて1,000円単位)

就業不能保障保険(無解約返戻金型) 普通保険約款 第7条(保険金の月払給付)(4)の規定により、給付金の未支払分の現価を一時に支払う場合も、同様に計算した金額をお支払いします。

係数

残存期間を年数と月数(0か月から11か月まで)に分け、その年数と月数に応じた係数とします。

年数	月数					
	0	1	2	3	4	5
0		1.0100	2.0185	3.0256	4.0313	5.0354
1	12.0242	13.0168	14.0080	14.9977	15.9861	16.9730
2	23.8415	24.8171	25.7912	26.7640	27.7353	28.7052
3	35.4556	36.4144	37.3718	38.3278	39.2824	40.2357
4	46.8700	47.8123	48.7532	49.6928	50.6310	51.5678
5	58.0880	59.0141	59.9389	60.8623	61.7843	62.7051
6	69.1131	70.0233	70.9321	71.8396	72.7459	73.6508
7	79.9486	80.8431	81.7363	82.6282	83.5189	84.4082
8	90.5977	91.4769	92.3547	93.2313	94.1066	94.9806
9	101.0637	101.9277	102.7904	103.6519	104.5122	105.3712
10	111.3497	112.1988	113.0467	113.8934	114.7389	115.5831
11	121.4587	122.2933	123.1266	123.9587	124.7896	125.6193
12	131.3939	132.2141	133.0331	133.8509	134.6675	135.4830
13	141.1582	141.9643	142.7692	143.5730	144.3755	145.1770
14	150.7546	151.5468	152.3379	153.1278	153.9166	154.7042
15	160.1859	160.9645	161.7420	162.5183	163.2935	164.0676
16	169.4551	170.2202	170.9843	171.7473	172.5092	173.2700
17	178.5648	179.3168	180.0677	180.8176	181.5664	182.3141
18	187.5178	188.2569	188.9949	189.7319	190.4678	191.2026
19	196.3168	197.0432	197.7685	198.4928	199.2161	199.9383
20	204.9645	205.6784	206.3913	207.1031	207.8139	208.5237
21	213.4635	214.1651	214.8657	215.5653	216.2639	216.9614
22	221.8163	222.5058	223.1944	223.8819	224.5685	225.2541
23	230.0254	230.7031	231.3798	232.0556	232.7303	233.4041
24	238.0934	238.7594	239.4245	240.0886	240.7517	241.4139
25	246.0226	246.6771	247.3308	247.9835	248.6352	249.2860
26	253.8154	254.4587	255.1011	255.7425	256.3831	257.0227
27	261.4742	262.1064	262.7378	263.3682	263.9977	264.6263
28	269.0012	269.6226	270.2431	270.8627	271.4814	272.0992
29	276.3988	277.0095	277.6193	278.2283	278.8363	279.4435
30	283.6692	284.2694	284.8687	285.4672	286.0648	286.6615
31	290.8145	291.4044	291.9934	292.5816	293.1689	293.7554
32	297.8370	298.4167	298.9956	299.5736	300.1508	300.7272
33	304.7386	305.3084	305.8773	306.4454	307.0127	307.5792
34	311.5216	312.0815	312.6407	313.1990	313.7565	314.3133
35	318.1879	318.7382	319.2877	319.8365	320.3844	320.9315
36	324.7395	325.2804	325.8204	326.3597	326.8983	327.4360
37	331.1785	331.7100	332.2408	332.7708	333.3001	333.8286
38	337.5067	338.0291	338.5508	339.0717	339.5918	340.1112
39	343.7261	344.2395	344.7522	345.2641	345.7753	346.2858
40	349.8385	350.3431	350.8469	351.3501	351.8525	352.3542
41	355.8458	356.3417	356.8369	357.3314	357.8251	358.3182

年数	月数					
	6	7	8	9	10	11
0	6.0382	7.0394	8.0393	9.0376	10.0346	11.0301
1	17.9585	18.9425	19.9252	20.9064	21.8862	22.8645
2	29.6738	30.6409	31.6066	32.5710	33.5339	34.4955
3	41.1876	42.1381	43.0872	44.0349	44.9813	45.9263
4	52.5033	53.4375	54.3703	55.3017	56.2318	57.1606
5	63.6245	64.5426	65.4593	66.3748	67.2889	68.2017
6	74.5544	75.4567	76.3577	77.2573	78.1557	79.0528
7	85.2963	86.1830	87.0685	87.9527	88.8357	89.7173
8	95.8534	96.7249	97.5952	98.4642	99.3320	100.1985
9	106.2290	107.0855	107.9408	108.7949	109.6477	110.4993
10	116.4261	117.2679	118.1085	118.9479	119.7860	120.6230
11	126.4479	127.2752	128.1013	128.9263	129.7500	130.5725
12	136.2972	137.1103	137.9223	138.7330	139.5426	140.3510
13	145.9772	146.7763	147.5743	148.3711	149.1667	149.9612
14	155.4907	156.2761	157.0603	157.8434	158.6254	159.4062
15	164.8406	165.6125	166.3832	167.1528	167.9213	168.6888
16	174.0297	174.7882	175.5457	176.3021	177.0574	177.8116
17	183.0607	183.8062	184.5507	185.2941	186.0364	186.7776
18	191.9364	192.6691	193.4007	194.1313	194.8609	195.5894
19	200.6594	201.3795	202.0986	202.8166	203.5336	204.2496
20	209.2324	209.9402	210.6469	211.3525	212.0572	212.7609
21	217.6580	218.3536	219.0481	219.7417	220.4342	221.1257
22	225.9387	226.6222	227.3049	227.9865	228.6671	229.3468
23	234.0769	234.7487	235.4196	236.0895	236.7584	237.4264
24	242.0752	242.7354	243.3948	244.0531	244.7106	245.3670
25	249.9359	250.5848	251.2328	251.8798	252.5259	253.1711
26	257.6614	258.2991	258.9360	259.5719	260.2069	260.8410
27	265.2540	265.8808	266.5067	267.1317	267.7558	268.3789
28	272.7161	273.3321	273.9472	274.5614	275.1748	275.7872
29	280.0498	280.6552	281.2597	281.8634	282.4662	283.0681
30	287.2574	287.8524	288.4465	289.0398	289.6322	290.2238
31	294.3410	294.9257	295.5097	296.0928	296.6750	297.2564
32	301.3028	301.8775	302.4514	303.0244	303.5966	304.1680
33	308.1448	308.7096	309.2737	309.8369	310.3992	310.9608
34	314.8692	315.4243	315.9786	316.5321	317.0848	317.6368
35	321.4779	322.0235	322.5682	323.1122	323.6555	324.1979
36	327.9730	328.5091	329.0446	329.5792	330.1131	330.6461
37	334.3563	334.8833	335.4095	335.9349	336.4596	336.9835
38	340.6299	341.1478	341.6649	342.1813	342.6970	343.2119
39	346.7955	347.3045	347.8128	348.3203	348.8271	349.3331
40	352.8551	353.3554	353.8549	354.3537	354.8518	355.3491
41	358.8105	359.3022	359.7931	360.2833	360.7728	361.2616

年数	月数					
	0	1	2	3	4	5
42	361.7497	362.2371	362.7238	363.2098	363.6951	364.1796
43	367.5521	368.0311	368.5095	368.9871	369.4640	369.9403
44	373.2548	373.7255	374.1956	374.6650	375.1338	375.6018
45	378.8593	379.3220	379.7840	380.2453	380.7060	381.1660
46	384.3675	384.8222	385.2762	385.7296	386.1824	386.6345
47	389.7809	390.2278	390.6740	391.1196	391.5646	392.0089
48	395.1012	395.5404	395.9790	396.4169	396.8542	397.2909
49	400.3300	400.7617	401.1927	401.6231	402.0529	402.4820
50	405.4689	405.8931	406.3167	406.7397	407.1621	407.5839
51	410.5194	410.9363	411.3526	411.7684	412.1835	412.5980
52	415.4830	415.8928	416.3019	416.7105	417.1185	417.5259
53	420.3613	420.7640	421.1661	421.5677	421.9686	422.3690
54	425.1556	425.5514	425.9466	426.3413	426.7353	427.1289
55	429.8675	430.2565	430.6449	431.0328	431.4201	431.8068
56	434.4984	434.8807	435.2624	435.6436	436.0242	436.4043
57	439.0496	439.4253	439.8005	440.1751	440.5492	440.9228
58	443.5225	443.8918	444.2605	444.6287	444.9964	445.3635
59	447.9185	448.2815	448.6438	449.0057	449.3670	449.7278
60	452.2389	452.5956	452.9518	453.3074	453.6625	454.0171
61	456.4850	456.8356	457.1856	457.5351	457.8841	458.2326
62	460.6581	461.0026	461.3466	461.6901	462.0331	462.3756
63	464.7594	465.0980	465.4361	465.7737	466.1108	466.4474
64	468.7902	469.1229	469.4552	469.7870	470.1183	470.4491
65	472.7516	473.0786	473.4052	473.7313	474.0569	474.3820
66	476.6449	476.9663	477.2872	477.6077	477.9277	478.2473
67	480.4712	480.7871	481.1025	481.4175	481.7320	482.0460
68	484.2317	484.5422	484.8522	485.1617	485.4708	485.7795
69	487.9276	488.2327	488.5374	488.8416	489.1454	489.4487
70	491.5599					

年数	月数					
	6	7	8	9	10	11
42	364.6635	365.1467	365.6292	366.1110	366.5920	367.0724
43	370.4158	370.8907	371.3649	371.8384	372.3112	372.7833
44	376.0692	376.5359	377.0019	377.4673	377.9320	378.3960
45	381.6253	382.0840	382.5420	382.9994	383.4561	383.9121
46	387.0859	387.5367	387.9868	388.4363	388.8852	389.3333
47	392.4526	392.8956	393.3380	393.7798	394.2209	394.6613
48	397.7269	398.1623	398.5971	399.0313	399.4648	399.8977
49	402.9106	403.3385	403.7658	404.1925	404.6186	405.0440
50	408.0051	408.4256	408.8456	409.2650	409.6837	410.1018
51	413.0120	413.4253	413.8380	414.2502	414.6617	415.0726
52	417.9327	418.3389	418.7446	419.1496	419.5541	419.9580
53	422.7688	423.1681	423.5667	423.9648	424.3623	424.7593
54	427.5218	427.9142	428.3060	428.6972	429.0879	429.4780
55	432.1930	432.5786	432.9637	433.3482	433.7321	434.1155
56	436.7839	437.1629	437.5413	437.9192	438.2965	438.6733
57	441.2958	441.6682	442.0402	442.4116	442.7824	443.1528
58	445.7301	446.0961	446.4617	446.8267	447.1912	447.5551
59	450.0881	450.4479	450.8071	451.1659	451.5241	451.8818
60	454.3712	454.7248	455.0779	455.4304	455.7825	456.1340
61	458.5806	458.9281	459.2751	459.6216	459.9676	460.3131
62	462.7177	463.0592	463.4002	463.7407	464.0808	464.4203
63	466.7835	467.1192	467.4543	467.7890	468.1232	468.4569
64	470.7795	471.1093	471.4387	471.7677	472.0961	472.4241
65	474.7067	475.0309	475.3546	475.6779	476.0007	476.3230
66	478.5664	478.8850	479.2031	479.5209	479.8381	480.1549
67	482.3596	482.6728	482.9855	483.2977	483.6095	483.9209
68	486.0877	486.3955	486.7028	487.0096	487.3161	487.6221
69	489.7516	490.0541	490.3561	490.6577	490.9589	491.2596

区分保険料率適用特約条項 目次

第 1 条	特約の締結	第 8 条	主契約または主特約の解約返戻金
第 2 条	主契約または主特約の適用保険料率	第 9 条	特約の消滅とみなす場合
第 3 条	喫煙状況および健康状態に関する告知義務	第10条	喫煙状況または健康状態等の誤りの取扱い
第 4 条	告知義務違反による解除	第11条	被保険者の喫煙状況または健康状態が当会社の定める基準に適合しなかった場合の取扱い
第 5 条	特約の失効	第12条	主約款の規定の準用
第 6 条	特約の復活		
第 7 条	特約の解約		

区分保険料率適用特約条項

(2021年1月5日制定)

(この特約の概要)

この特約は、被保険者の喫煙状況および健康状態が当会社の定める基準に適合する場合に、この特約を付加して締結した主契約または主特約の保険料率として、非喫煙者優良体保険料率、非喫煙者標準保険料率または喫煙者優良体保険料率を適用することを主な内容とするものです。

第 1 条(特約の締結)

この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)または主契約に付加される当会社の定める特約(以下「主特約」といいます。)の締結の際、被保険者の喫煙状況および健康状態が当会社の定める基準に適合するときに、保険契約者の申出により、当会社の承諾を得て、主契約に付加して締結します。

第 2 条(主契約または主特約の適用保険料率)

- (1) この特約を付加した主契約または主特約の保険料率は、主契約または主特約締結の際の被保険者の喫煙状況および健康状態により、次のいずれかの区分の保険料率を適用します(注)。
 - ① 非喫煙者優良体保険料率
 - ② 非喫煙者標準保険料率
 - ③ 喫煙者優良体保険料率
- (2) 主契約締結の際、主特約を主契約に付加して締結する場合には、本条(1)に定める保険料率のうち、主契約に適用する保険料率と同一の区分の保険料率を主特約に適用します。

(注) 災害割増特約、傷害特約または傷害特約(本人用)を主特約とするときは、それらの特約の保険料のうち、特定疾病保険料払込免除特約に係る保険料について、いずれかの区分の保険料率を適用します。

第 3 条(喫煙状況および健康状態に関する告知義務)

この特約を付加した主契約または主特約の締結もしくは復活の際、主契約または主特約の保険金、給付金もしくは一時金(以下「保険金等」といいます。)の支払事由または保険料払込みの免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、被保険者の喫煙状況および健康状態に関して当会社が書面(注)で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面(注)により告知することを必要とします。ただし、当会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

(注) 書面にかえて、当会社の定める電磁的方法により告知する場合は、その電磁的方法をいいます。

第 4 条(告知義務違反による解除)

- (1) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、前条の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向けてこの特約とともに主契約または主特約を解除することができます。
- (2) 当会社は、主契約または主特約の保険金等の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じた後でも、この特約とともに主契約または主特約を解除することができます。この場合には、次の①および②のとおり取り扱います。
 - ① 保険金等は支払いません。また、既に保険金等を支払っていたときは、保険金等の返還を請求します。
 - ② 保険料の払込みは免除しません。また、既に保険料の払込みを免除していたときは、その保険料の払込みはなかったものとします。
- (3) 本条(2)の規定にかかわらず、主契約または主特約の保険金等の支払事由または保険料払込みの免除事由の発生が解除の原因

となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が証明したときは、保険金等を支払いまたは保険料の払込みを免除します。

- (4) 本条の規定によってこの特約とともに主契約または主特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金等の受取人に通知します。
- (5) 本条の規定によって主契約または主特約を解除した場合、当会社は、主契約または主特約に解約返戻金があるときはその解約返戻金と同額の返戻金を保険契約者に支払います。
- (6) 本条の規定によってこの特約とともに主契約または主特約を解除することができない場合については、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の保険契約を解除できない場合に関する規定を準用します。

第 5 条(特約の失効)

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向けて効力を失います。

第 6 条(特約の復活)

- (1) 主契約の復活請求の際には、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- (2) この特約の復活を当会社が承諾した場合、復活後の主契約および主特約には、失効前の主契約および主特約に適用した保険料率と同一の区分の保険料率を適用します。ただし、復活の際の被保険者の喫煙状況または健康状態により、失効前の保険料率と異なる区分の保険料率を主契約または主特約に適用することがあります。
- (3) 次の①または②のいずれかに該当する場合には、当会社の定める方法により計算した金額を精算し、主契約または主特約の保険料を改めます。この場合、当会社に払い込むべき金額があるときは、保険契約者は、当会社が指定した期日までにその金額を当会社に払い込むことを必要とします。
 - ① 本条(2)の規定によって主契約または主特約の保険料率を変更するとき。
 - ② 復活の際の被保険者の喫煙状況または健康状態が当会社の定める基準に適合しないことにより、この特約の復活を当会社が承諾しない場合で、主約款または主特約の特約条項の規定により主契約または主特約が復活するとき。

第 7 条(特約の解約)

保険契約者は、主契約と同時になければ、この特約を解約することはできません。

第 8 条(主契約または主特約の解約返戻金)

この特約を付加した主契約または主特約の解約返戻金は、第2条(主契約または主特約の適用保険料率)に規定する保険料率に応じて計算します。

第 9 条(特約の消滅とみなす場合)

- (1) 次のいずれかに該当した場合には、この特約は消滅したものとみなします。
 - ① 主契約の全部について解約その他の消滅事由が発生したとき。
 - ② 第6条(特約の復活)の規定によるこの特約の復活を承諾しない場合で、主契約または主特約が復活したとき。
 - ③ 次条の規定により主契約または主特約の保険料を改める場合で、その後の主契約および主特約の保険料について第2条(主契約または主特約の適用保険料率)に定めるいずれの区

分の保険料率をも適用しないとき。

- (2) 主契約の保険金の支払事由が発生し、保険金の月払給付を行うときは、この特約はその保険金の支払事由の発生時に消滅したものとみなします。

第10条(喫煙状況または健康状態等の誤りの取扱い)

- (1) この特約を付加した主契約または主特約の締結もしくは復活の際に、告知書その他当会社に提出された書類に記載された被保険者の喫煙状況または健康状態(注1)に誤りがあった場合には、次の方法により取り扱います。
- ① 当会社の定める方法により計算した金額を精算し、主契約または主特約の保険料を改めます。この場合、当会社に払い込むべき金額があるときは、保険契約者は、当会社が指定した期日までにその金額を当会社に払い込むことを必要とします。
 - ② 前①の規定にかかわらず、主契約または主特約の保険金等(注2)の支払事由が生じた時以後に誤りが発見された場合で、その保険金等(注2)を支払うこととなったときは、当会社の定める方法により計算した金額を支払うべき保険金等(注2)と精算します。
- (2) 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢または性別(注3)に誤りがあった場合で、実際の年齢または性別ではこの特約にもとづく保険料率の適用に関して当会社の定める基準に適合しないこととなるときは、本条(1)の規定を準用します。
- (注1) 告知書その他の書類にかえて当会社の定める電磁的方法による場合は、その電磁的方法により通知された被保険者の喫煙状況または健康状態をいいます。
- (注2) 5疾病初期入院給付金を除きます。

- (注3) 保険契約申込書にかえて当会社の定める電磁的方法による場合には、その電磁的方法により通知された被保険者の年齢または性別をいいます。

第11条(被保険者の喫煙状況または健康状態が当会社の定める基準に適合しなかった場合の取扱い)

- (1) 第2条(主契約または主特約の適用保険料率)に規定する保険料率により計算した第1回保険料充当金(注)を当会社が受け取った後に、被保険者の喫煙状況または健康状態が当会社の定める基準に適合しないことが明らかになったことにより、次の①または②のいずれかに該当した場合には、その第1回保険料充当金(注)を当会社が受け取った時(被保険者に関する告知の前に受け取った場合は被保険者に関する告知の時)を、主契約または主特約の責任開始期とします。
- ① 当会社が第1回保険料充当金(注)の計算の基礎とした保険料率と異なる区分の保険料率を適用して主契約または主特約の申込みを承諾するとき。
 - ② 当会社がこの特約を付加しない主契約または主特約の申込みを承諾するとき。
- (2) 本条(1)の場合、保険契約者は当会社の定める金額を当会社が定める期日までに当会社に払い込むことを必要とします。
- (注) 主契約の契約日後に主特約を締結する場合には、主特約の特約条項に定める当会社所定の保険料および精算額とします。

第12条(主約款の規定の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

指定代理請求特約条項 目次

第1条 特約の締結	第7条 主約款等の代理請求に関する規定の不適用
第2条 特約の対象となる保険金等	第8条 主約款の規定の準用
第3条 指定代理請求人による保険金等の請求	第9条 5年ごと利差配当付こども保険に付加した場合の特則
第4条 指定代理請求人の変更および指定の撤回	第10条 一時払終身介護保険に付加した場合の特則
第5条 告知義務違反による解除等の通知	第11条 学資保険に付加した場合の特則
第6条 特約の解約	

指定代理請求特約条項

(2023年8月2日改定)

(この特約の概要)

この特約は、保険金等の受取人が保険金等を請求できない当会社所定の事情がある場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することを可能とするためのものです。

第1条(特約の締結)

この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の被保険者(以下「被保険者」といいます。)の同意を得て、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。

第2条(特約の対象となる保険金等)

この特約の対象となる保険金、一時金、給付金、年金または祝金(保険料の払込免除を含み、以下「保険金等」といいます。保険金等には、保険金等が支払われるときに、その受取人に支払われる契約者配当金、保険料前納金の残額等を含みます。)は、次の①～③に定めるとおりとします。ただし、被保険者と保険金等の受取人(保険料の払込免除の場合には、保険契約者。以下同じ。)が同一人である場合に限り、①～③に定めるとおりとします。

- ① 高度障害保険金(注1)
- ② 特定疾病保険金(注2)
- ③ 障害給付金
- ④ 特定状態保険金
- ⑤ 死亡保険金(注3)
- ⑥ 満期保険金
- ⑦ 年金(注2)
- ⑧ 祝金
- ⑨ 診断給付金(注2)(注4)
- ⑩ 入院給付金(注4)(注5)
- ⑪ 手術給付金(注4)
- ⑫ 通院給付金
- ⑬ 先進医療給付金
- ⑭ 治療給付金
- ⑮ 手術・放射線治療給付金
- ⑯ 抗がん剤治療・緩和療養給付金
- ⑰ 特定治療給付金
- ⑱ 特定疾病治療給付金
- ⑲ 特定疾病通院給付金
- ⑳ 5疾病初期入院給付金
- ㉑ 介護給付金(注2)
- ㉒ 重度5疾病・重度介護給付金(注2)
- ㉓ 重度5疾病・障害・重度介護給付金(注2)
- ㉔ 就業不能給付金(注2)
- ㉕ 認知症一時金
- ㉖ 軽度認知障害一時金
- ㉗ 早期治療支援給付金
- ㉘ 健康還付給付金
- ㉙ 特約生存給付金
- ㉚ 健康祝金
- ㉛ 生存祝金
- ㉜ 長期継続特約給付金
- ㉝ 保険料の払込免除

- (注1) 名称がいかなる場合であっても、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)または主契約に付加される特約(以下「主特約」といいます。)の特約条項に定める高度障害状態に該当したことにより支払われる保険金等を含みます。
- (注2) 名称がいかなる場合であっても、同様の給付を含みます。
- (注3) 名称がいかなる場合であっても、死亡したことにより支払われる保険金等を含みます。ただし、5年ごと利差配当付こども保険、学資保険、配偶者定期保険特約またはこども定期保険特約の保険金等に限り、①～③に定めるとおりとします。
- (注4) がん診断保険(無解約返戻金型)、がん治療保険(無解約返戻金型)、特定疾病治療保険(無解約返戻金型)またはこれらの保険に付加される主特約の保険金または給付金に限り、①～③に定めるとおりとします。

(注5) 疾病入院一時給付金および災害入院一時給付金を含みます。

第3条(指定代理請求人による保険金等の請求)

- (1) 保険金等の受取人が保険金等を請求できない次の①～③に定めるいずれかの事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した1人の者(以下「指定代理請求人」といいます。)が、当会社所定の書類(別表1)およびその事情を証明する書類を提出し、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。
- ① 傷害または疾病により、保険金等を請求する意思表示ができないこと。
 - ② 傷病名の告知を受けていないこと。
 - ③ その他前①または②に準じた状態であること。
- (2) 指定代理請求人が本条(1)の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時において次のいずれかに該当することを必要とします。
- ① 被保険者の戸籍上の配偶者
 - ② 被保険者の直系血族
 - ③ 被保険者の3親等内の親族
 - ④ 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている者
 - ⑤ 被保険者との契約にもとづき、被保険者の療養看護または財産管理を行っている者
- ただし、④および⑤については、当会社に提出された書類により、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な理由があることが確認できる場合に限り、④および⑤に該当するものとします。
- (3) 本条(1)および(2)により、指定代理請求人からの請求に対して保険金等が支払われた場合には、その支払後にその保険金等の請求を受けても、当会社はこれを支払いません。
- (4) 本条(1)にかかわらず、故意に保険金等の支払事由(注1)を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を本条(1)①もしくは③に定める状態(注2)に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱いを受けることができません。

- (注1) 保険料の払込免除の事由を含みます。
- (注2) 本条(1)③については、本条(1)①に準じた状態に限り、③に該当するものとします。

第4条(指定代理請求人の変更および指定の撤回)

- (1) 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得て、当会社に対する通知により、指定代理請求人を変更し、または指定代理請求人の指定を撤回することができます。この場合、保険契約者またはその承継人は、当会社所定の書類(別表1)を提出してください。
- (2) 本条(1)により指定代理請求人の指定が撤回された場合には、指定代理請求人が指定されていないものとして取り扱います。
- (3) 本条(1)の通知が当会社に到達する前に変更前の指定代理請求人からの請求に対して保険金等が支払われた場合には、その支払後にその保険金等の請求を受けても、当会社はこれを支払いません。

第5条(告知義務違反による解除等の通知)

当会社が、主契約または主特約について告知義務違反による解除または重大事由による解除をする場合において、保険契約者および主約款もしくは主特約の特約条項に定める通知先またはこれらの者の住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって、保険契約者および主約款もしくは主特約の特約条項に定める通知先に通知できないときは、指定代理請求人に通知することがあります。

第6条(特約の解約)

この特約のみの解約は、取り扱いません。

第7条(主約款等の代理請求に関する規定の不適用)

この特約が付加された場合(注1)には、主約款または主特約の特約条項による指定代理請求人は撤回されたものとし、指定代理請求人に

関する規定または介護年金および介護給付金(注2)の受取人の代理人による請求に関する規定は適用しません。

(2) 5年ごと利差配当付こども保険が払済保険に変更された場合は、指定代理請求人の指定は撤回されたものとみなします。

- (注1) その後に第4条(指定代理請求人の変更および指定の撤回)の規定により指定代理請求人の指定が撤回された場合を含みません。
- (注2) 名称がいかなる場合であっても、同様の給付を含みます。

第 8 条(主約款の規定の準用)

この特約に別段の定めのないときは、主約款を準用します。

第 9 条(5年ごと利差配当付こども保険に付加した場合の特則)

- (1) この特約を5年ごと利差配当付こども保険に付加した場合には、以下のとおり読み替えます。

	該当条文	読替前	読替後
①	第2条(特約の対象となる保険金等)	被保険者	保険契約者 または被保険者
②	第3条(指定代理請求人による保険金等の請求)(2)	被保険者	保険契約者
③	別表1	被保険者	保険契約者

第10条(一時払終身介護保険に付加した場合の特則)

この特約を一時払終身介護保険に付加した場合、第2条(特約の対象となる保険金等)(注2)中「名称がいかなる場合であっても、同様の給付を含みます。」とあるのは「名称がいかなる場合であっても、同様の給付を含み、介護保険金の年金支払特則の適用を請求する権利を含みます。」と読み替えます。

第11条(学資保険に付加した場合の特則)

この特約を学資保険に付加した場合には、第2条(特約の対象となる保険金等)、第3条(指定代理請求人による保険金等の請求)(2)および別表1中「被保険者」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。

別表 1 請求書類

	項 目	提 出 書 類
1	指定代理請求	(1) 主約款または主特約の特約条項に定める保険金等の請求書類 (2) 指定代理請求人の住民票と戸籍謄(抄)本と印鑑証明書 (3) 被保険者および指定代理請求人の健康保険証の写し等指定代理請求人が被保険者と同居または生計を一にしていることが確認できる書類(指定代理請求人が第3条(指定代理請求人による保険金等の請求)(2)④に該当する場合に限ります。) (4) 指定代理請求人が被保険者の療養看護または財産管理を行うために締結した契約の内容を証する書類(指定代理請求人が第3条(指定代理請求人による保険金等の請求)(2)⑤に該当する場合に限ります。)
2	指定代理請求人の変更 および指定の撤回	(1) 当会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

(注) 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

特別条件付保険特約条項 目次

- 第 1 条 特別条件の適用
- 第 2 条 特別条件
- 第 3 条 特別条件に関する補則

- 第 4 条 主約款および特約条項の規定の適用除外
- 第 5 条 解約

特別条件付保険特約条項

(2022年2月2日改定)

第 1 条(特別条件の適用)

- (1) 主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の締結もしくは復活の際または主契約の契約日後に当会社の定める特約を付加する際、主契約の被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しないときは、主契約または主契約に付加される当会社の定める特約(以下「主特約」といいます。)について、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)または主特約の特約条項のほか、この特約条項を適用します。
- (2) 本条(1)の規定により、この特約条項に規定する特別条件を適用する場合、次の日を適用日とします。

	特別条件を適用する場合	適用日
①	主契約の締結の際	主契約の契約日
②	主契約の復活の際	復活の際の責任開始日(当会社の保険契約上の責任が開始する日をいいます。以下同じ。)
③	主契約の契約日後に当会社の定める特約を付加する際	付加する特約の責任開始日(※)

(※) 別表3に定める主特約については、その特約の付加に際して、当会社所定の保険料および精算額を当会社が受け取った日または告知の日のいずれか遅い日とします。

- (3) この特約に関する保険証券の交付については、主約款または他の特約条項の規定によります。

第 2 条(特別条件)

この特約により主契約または主特約に適用する特別条件は、その危険の程度に応じて、次の①～⑤のうちいずれか1つまたは2つ以上の方法によります。

① 保険金削減支払法

ア. 当会社の定める保険金削減期間内に、主契約の被保険者が主約款または主特約の特約条項に定める次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当するときは、次の算式で求められる金額を保険金として支払います。

- (ア) 死亡したこと。
- (イ) 高度障害状態になったこと。
- (ウ) 特定疾病保険金、介護保険金または就業不能保険金の支払事由に該当したこと。

$$\text{支払金額} = \frac{\text{主約款または主特約の特約条項の規定により支払うべき保険金額}}{\text{約条項の規定により支払うべき割合}} \times \text{下表の経過期間に応じた割合}$$

ただし、保険料の払込済の主契約もしくは主特約または保険契約の復活の際にこの特別条件を適用した主契約もしくは主特約については、次の金額を支払います。

$$\text{支払金額} = \left(\frac{\text{主約款または主特約の特約条項の規定により支払うべき保険金額}}{\text{約条項の規定により支払うべき割合}} \right) \times \left(\frac{\text{支払事由に該当した時における責任準備金}}{\text{下表的経過期間に応じた割合}} \right) + \text{支払事由に該当した時における責任準備金}$$

適用日からその日を含めて 保険金の支払事由に該当 した時までの経過期間	削減期間				
	1年	2年	3年	4年	5年
1年以内	50%	30%	25%	20%	15%
1年超2年以内		60%	50%	40%	30%
2年超3年以内			75%	60%	45%
3年超4年以内				80%	60%
4年超5年以内					80%

イ. 前ア.の規定にかかわらず、主契約の被保険者が主約款もしくは主特約の特約条項に定める不慮の事故(以下「不慮の事故」といいます。)による傷害または感染症(別表2)により、前ア.(ア)～(ウ)のいずれかに該当したときは、支払うべき保険金の全額を支払います。

② 給付金削減支払法

ア. 当会社の定める給付金削減期間内に、主契約の被保険者が主約款または主特約の特約条項に定める次の(ア)～(カ)のいずれかに該当するときは、次の算式で求められる金額を基準として、給付金または一時金を支払います。

- (ア) 入院をしたこと。
- (イ) 手術を受けたこと。
- (ウ) 放射線治療を受けたこと。
- (エ) 入院をしたのちに退院したこと。
- (オ) 通院をしたこと。
- (カ) その他給付金(注1)または一時金の支払事由に該当したこと(注2)。

$$\text{給付金または一時金の基準とする金額} = \frac{\text{主約款または主特約の特約条項の規定により支払うべき給付金額または一時金}}{\text{約条項の規定により支払うべき割合}} \times \text{下表の経過期間に応じた割合}$$

ただし、重度5疾病・障害・重度介護一時金特約または就業不能一時金特約にこの特別条件を適用する場合、主特約の保険料が払込済であるときは主特約の復活の際にこの特別条件を適用したときは、次の金額を支払います。

$$\text{一時金の基準とする金額} = \left(\frac{\text{主特約の特約条項の規定により支払うべき一時金}}{\text{約条項の規定により支払うべき割合}} \right) \times \left(\frac{\text{支払事由に該当した時における責任準備金}}{\text{下表的経過期間に応じた割合}} \right) + \text{支払事由に該当した時における責任準備金}$$

適用日からその日を含めて給付金または一時金の支払事由に該当した時までの経過期間	削減期間				
	1年	2年	3年	4年	5年
1年以内	50%	30%	25%	20%	15%
1年超2年以内		60%	50%	40%	30%
2年超3年以内			75%	60%	45%
3年超4年以内				80%	60%
4年超5年以内					80%

イ. 前ア.の規定にかかわらず、主契約の被保険者が不慮の事故による傷害もしくは感染症(別表2)により前ア.(ア)～(カ)のいずれかに該当したとき、または主約款もしくは主特約の特約条項に定める骨髄等の採取術を受けたときは、支払うべき給付金または一時金の全額を支払います。

③ 特別保険料領収法

ア. 主契約または主特約の保険料に当会社の定める特別保険料を加算した金額を払い込むべき主契約または主特約の保険料とします。

イ. 主約款または主特約の特約条項の規定によって保険料の払込みが免除された場合は、同時に特別保険料の払込みを免除します。

ウ. この特別条件が適用された主契約または主特約の解約返戻金は、特別保険料の計算の基礎に基づいて計算するものとし、主契約と合算して、保険証券に例示します。

④ 特定疾病・部位不担保法

ア. 別表1に定める特定疾病または身体部位のうち、この特別条件を適用する際に当会社が指定した特定疾病または身体部位に生じた疾病もしくは傷害(注3)により、当会社が定める不担保期間(注4)内に主契約の被保険者が主約款または主特約の特約条項に定める次の(ア)～(キ)のいずれかに該当するときは、保険金、給付金または一時金を支払いません。ただし、感染症(別表2)による場合は、この限りではありません。なお、主契約の被保険者が当会社の定めた不担保期間(注4)の満了日を含んで継続し

て入院したときは、その入院については、その満了日の翌日を入院の開始日とみなして給付金を支払います。

- (ア) 入院をしたこと。
- (イ) 手術を受けたこと。
- (ウ) 放射線治療を受けたこと。
- (エ) 入院をしたのちに退院したこと。
- (オ) 通院をしたこと。
- (カ) 医師または歯科医師による治療を受けたこと。
- (キ) その他保険金、給付金(注1)または一時金の支払事由に該当したこと(注2)。

イ. 別表3に定める主契約および主特約にこの特別条件を適用する場合は、前ア.に規定するほか、次の(ア)および(イ)のとおりとします。

- (ア) 当会社が定める不担保期間(注4)内に、別表1に定める身体部位のうち、この特別条件を適用する際に当会社が指定した身体部位に生じたと医師または歯科医師により診断確定された悪性新生物または上皮内新生物(注5)(以下、これらを総称して「がん」といいます。)を原因として、その不担保期間(注4)内であると不担保期間(注4)の満了後であるとを問わず、主契約の被保険者が保険金、給付金または一時金の支払事由に該当したときは、保険金、給付金または一時金を支払いません。
- (イ) 前(ア)の規定にかかわらず、主契約または主特約の責任開始期(注6)以後の当会社が定める不担保期間(注4)内に当会社が指定した身体部位に生じたと医師または歯科医師により診断確定されたがんについて、下表の㉗または㉘のいずれかの事由に該当したときは、その㉗または㉘に定めるがんは前(ア)におけるがんに含まないものとします。

	事由	対象外とするがん
㉗	そのがんを治療したことによりがんが認められない状態となった後、その不担保期間(注4)の満了後にがんが再発したとき。	その再発したがん
㉘	そのがんが当会社が指定した身体部位以外の身体部位に転移したとき、またはその不担保期間(注4)の満了後に当会社が指定した身体部位に転移したとき。	その転移したがん

ウ. 別表4に定める主契約および主特約にこの特別条件を適用する場合は、前イ.(ア)に規定するほか、次の(ア)～(ウ)のとおりとします。

- (ア) 別表1に定める特定疾病または身体部位のうち、この特別条件を適用する際に当会社が指定した特定疾病または身体部位に生じた疾病もしくは傷害(注3)により、当会社が定める不担保期間(注4)内に主契約の被保険者が保険金、給付金または一時金支払の原因となる主約款または主特約の特約条項に定める次の㉙～㉛のいずれかに該当するときは、保険金、給付金または一時金を支払いません。
 - ㉙ 入院・在宅療養状態(注7)となったこと。
 - ㉚ 要介護状態となったこと。
 - ㉛ 入院を開始したこと。
- (イ) 前ア.の規定はなお書きを除いて適用します。
- (ウ) 前イ.(イ)の規定は、その規定中「主契約または主特約の責任開始期(注6)」とあるのを「主契約または主特約の責任開始期(注6)からその日を含めて90日を経過した日の翌日」と読み替えて適用します。

エ. 別表5に定める主契約にこの特別条件を適用する場合は、主契約に付加された別表5に定める特則による保険料払込みの免除について、前イ.の規定を準用します。

オ. 別表6に定める主契約にこの特別条件を適用する場合は、主契約に付加された別表6に定める特則による保険料払込みの免除について、前ウ.の規定を準用します。

⑤ 特定障害不担保法

保険期間(注8)中に、主契約の被保険者が主約款または主特約の特約条項に定める高度障害状態または身体障害の状態のうち、「両眼の視力を全く永久に失ったもの」、「1眼の視力を全く永久に失ったもの」または「両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの」に該当し、主約款または主特約の特約条項に定める高度障害保険金(注9)の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じた場合でも、当会社は高度障害保険金(注9)の支払または保険料払込みの免除を行いません。

(注1) 健康還付給付金および無事故給付金を除きます。

(注2) 主特約の特約条項に定める給付金支払期間中の各月に支払われる給付金については、第1回の給付金の支払事由に該当したことをいいます。

(注3) 適用日前に発生した不慮の事故またはそれ以外の外因によって被った傷害(注10)(注11)に限りします。

(注4) 適用日からその日を含めて計算します。また、保険契約が更新された場合、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとします。

(注5) 主約款または主特約の特約条項に定める悪性新生物または上皮内新生物をいい、主約款または主特約の特約条項において悪性新生物のみを保険金、給付金または一時金支払の対象とするときは、その悪性新生物をいいます。

(注6) 主契約または主特約の復活の際に特別条件を適用した場合は、復活の際の責任開始期とします。

(注7) 5疾病・重度介護家計保障特約、5疾病・障害・重度介護家計保障特約、重度5疾病・重度介護一時金特約または重度5疾病・障害・重度介護一時金特約の場合は、就業不能状態をいいます。

(注8) 保険契約が更新された場合、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとします。

(注9) 本条⑤においては、名称がいかなる場合であっても、高度障害状態(主約款に定める5疾病による高度障害状態を含みます。)または身体障害の状態に該当したことにより支払われる保険金、年金または給付金等を含みます。

(注10) 適用日以後に傷害の症状が再発または悪化した場合を含みます。

(注11) その傷害について、主約款または主特約の締結または復活の際、告知等により当会社が知っていた場合で、主約款または主特約の特約条項の規定により責任開始期以後に生じたとみなされるものを対象とします。

第3条(特別条件に関する補則)

- (1) 給付金削減支払法が適用された5年ごと利差配当付総合終身保険普通保険約款、5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険普通保険約款または5年ごと利差配当付終身介護保障移行特約条項の規定により入院給付金、介護給付金または終身介護給付金を支払うときは前条②の規定を準用します。
- (2) 特定疾病・部位不担保法が適用された5年ごと利差配当付総合終身保険普通保険約款、5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険普通保険約款または5年ごと利差配当付終身介護保障移行特約条項の規定により入院給付金、介護給付金または終身介護給付金を支払うときは前条④の規定を準用します。
- (3) 保険金削減支払法が適用された収入保障特約条項の規定により特約遺族年金、特約高度障害年金またはこれらの現価を支払うときは前条①の規定を準用します。
- (4) 保険金削減支払法が適用された家計保障定期保険普通保険約款、家計保障定期保険(無解約返戻金型)普通保険約款または就業不能保障保険(無解約返戻金型)普通保険約款の規定により保険金を支払うときは、その保険金支払事由発生時の保険金額が前条①の規定により支払われる金額となるように基準給付金月額を変更します。この場合、変更後の基準給付金月額を基準として、主約款の保険金の月払給付の規定により計算される給付金月額が当会社の定める金額に満たないときは、保険金の月払給付を取り扱いません。
- (5) 保険金削減支払法が適用された家計保障定期保険特約条項または家計保障定期保険特約(無解約返戻金型)条項の規定により特約保険金を支払うときは、その特約保険金支払事由発生時の特約保険金額が前条①の規定により支払われる金額となるように特約基準給付金月額を変更します。この場合、変更後の特約基準給付金月額を基準として、主特約の特約条項の特約保険金の月払給付の規定により計算される給付金月額が当会社の定める金額に満たないときは、特約保険金の月払給付を取り扱いません。
- (6) 給付金削減支払法が適用された5疾病・障害・重度介護家計保障特約条項または就業不能保障特約条項の規定により第1回重度5疾病・障害・重度介護給付金または第1回就業不能給付金を支払うときは、前条②の規定により特約給付金月額を変更します。この場合、変更後の特約給付金月額が当会社の定める金額に満たないときは、その給付金の支払事由発生時の責任準備金を一時に支払い、主特約はその給付金の支払事由発生時に消滅します。
- (7) 家計保障定期保険(無解約返戻金型)、就業不能保障保険(無解約返戻金型)、家計保障定期保険特約(無解約返戻金型)、5疾病・重度介護家計保障特約、5疾病・障害・重度介護家計保障特約、就業不能保障特約、重度5疾病・重度介護一時金特約、重度5疾病・障害・重度介護一時金特約または就業不能一時金特約に特別保険料徴収法が適用された場合には、主契約に区分保険料率適用特約を付加せず、特別保険料が加算される主契約または主特約の保険料(注1)は、標準保険料率に基づいて計算するものとします。
- (8) がん治療支援保険NEO(無解約返戻金型)、がん診断保険(無解約返戻金型)、がん診断特約もしくは悪性新生物初回診断特

約または別表4に定める主契約もしくは主特約に特定疾病・部位不担保法が適用された場合、主契約または主特約の責任開始期(注2)(注3)以後の当会社が定める不担保期間(注4)内に、別表1に定める身体部位のうち、その特別条件を適用する際に当会社が指定した身体部位に生じた医師または歯科医師により診断確定された悪性新生物(注5)があるときは、その悪性新生物(注5)を除いて、主契約または主特約の保険金、給付金または一時金の支払事由に関する規定を適用します。

- (9) 別表5または別表6に定める特約が付加された主契約に特定疾病・部位不担保法が適用された場合には、本条(8)の規定を準用します。この場合、本条(8)の規定中、「主契約または主特約の保険金、給付金または一時金の支払事由」とあるのは「別表5または別表6に定める特約による保険料払込みの免除事由」と読み替えます。また、別表6に定める特約が付加された主契約に特定疾病・部位不担保法が適用されたときは、本条(8)の規定中、「主契約または主特約の責任開始期(注2)(注3)」とあるのは「主契約の責任開始期(注2)からその日を含めて90日を経過した日の翌日」と読み替えます。
- (10) 別表3に定める主契約もしくは主特約または別表5に定める特約が付加された主契約に特定疾病・部位不担保法が適用された場合には、適用日以後、主契約または主特約の責任開始期(注2)が到来する前に、別表1に定める身体部位のうち、その特約条件を適用する際に当会社が指定した身体部位に生じた医師または歯科医師により診断確定されたがんがあるときは、そのがんについては、主約款または主特約の特約条項に定める責任開始前のがん診断確定による無効に関する規定を適用しません。
- (11) 別表4に定める主契約もしくは主特約または別表6に定める特約が付加された主契約に特定疾病・部位不担保法が適用された場合には、本条(10)の規定を準用します。この場合、本条(10)の規定中、「主契約または主特約の責任開始期(注2)が到来する前」とあるのは「主契約または主特約の責任開始期(注2)からその日を含めて90日を経過する日以前」と、「責任開始前のがん診断確定による無効」とあるのは「責任開始日から90日を経過する日以前のがんと診断確定された場合の取扱い」とそれぞれ読み替えます。
- (12) 保険料払込免除特則を付加した学資保険に特定障害不担保法が適用された場合には、前条⑤の規定中、「主契約の被保険者」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。
- (13) 新変額保険(有期型)に保険金削減支払法が適用された場合には、前条①ア.の規定中、

「
$$\text{支払金額} = \text{主約款または主特約の特約条項の規定により支払うべき保険金額} \times \text{下表の経過期間に応じた割合}$$

ただし、保険料の払込済の主契約もしくは主特約または保険契約の復活の際にこの特別条件を適用した主契約もしくは主特約については、次の金額を支払います。

$$\text{支払金額} = \left(\begin{array}{l} \text{主約款または主特約の特約条項の規定により支払うべき保険金額} \\ \text{支払事由に該当した時における責任準備金} \end{array} \right) \times \text{下表の経過期間に応じた割合} + \left(\begin{array}{l} \text{支払事由に該当した時における責任準備金} \end{array} \right)$$

とあるのは

「
$$\text{支払金額} = \text{主契約の基本保険金額} \times \text{下表の経過期間に応じた割合}$$

ただし、この算式で求められる金額が保険金の支払事由に該当した日の主契約の積立金額を下まわる場合には、保険金の支払事由に該当した日の主契約の積立金額を保険金として支払います。」

と読み替えます。

- (14) 新変額保険(有期型)に特別保険料領収法が適用された場合には、次の①～④のとおり取り扱います。
- ① 特別保険料に対する解約返戻金は、保険料払込中の保険契約についてはその払込年月数および経過年月数により、保険料払込中以外の保険契約についてはその経過年月数により、当会社の定める計算方法に従い計算します。
- ② 年払の主契約が保険料払込期間中に消滅した場合またはその主契約の保険料の払込みが不要となった場合で、かつ、払い込まれた特別保険料のうち保険料期間中の経過年月数により計算した未経過部分の特別保険料があるときは、これを保険契約者(注6)に支払います。ただし、次のア.～ウ.の場合は未経過部分の特別保険料の支払いはありません。
- ア. 保険料の払込みが免除された主契約が消滅したとき
- イ. 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって死亡保険金が支払われないとき

ウ. 主契約が詐欺によって取り消されたとき、または不法取得目的による無効とされたとき

- ③ 主約款に定める免責事由に該当したことによって死亡保険金が支払われない場合、主約款の規定により保険契約者に支払うべき積立金額には、特別保険料に対する責任準備金を含みます。
- ④ 特別保険料は、主約款に定める特別勘定による運用は行いません。

- (注1) 特定疾病保険料払込免除特則を付加した家計保障定期保険(無解約返戻金型)に特別保険料領収法が適用された場合で、家計保障定期保険(無解約返戻金型)に災害割増特約、傷害特約または傷害特約(本人型)が付加されたときは、その特約の保険料のうち、特定疾病保険料払込免除特則に係る保険料を含みます。
- (注2) 主契約または主特約の復活の際に特別条件を適用した場合は、復活の際の責任開始期とします。
- (注3) 別表4に定める主契約または主特約の場合は、主契約または主特約の責任開始期(注2)からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。
- (注4) 適用日からその日を含めて計算します。
- (注5) 主約款または主特約の特約条項に定める悪性新生物をいい、がん治療支援保険NEO(無解約返戻金型)、がん診断保険(無解約返戻金型)またはがん診断特約の場合は、主約款または主特約に定める上皮内新生物を含みます。
- (注6) 保険金を支払うときは保険金の受取人とします。

第4条(主約款および特約条項の規定の適用除外)

- (1) この特約に定める特別条件を主契約に適用した場合、次の①～⑥の取扱いは行いません。ただし、保険金削減支払法の場合で保険金削減期間経過後のとき、給付金削減支払法の場合で給付金削減期間経過後のとき、特定疾病・部位不担保法のとき、または特定障害不担保法のときはこの限りではありません。
- ① 延長定期保険への変更。ただし、主契約が5年ごと利差配当付総合終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険の場合で、給付金削減支払法のときはこの限りではありません。
- ② 払済保険への変更。ただし、主契約が5年ごと利差配当付総合終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険の場合で、給付金削減支払法のときはこの限りではありません。
- ③ 保険期間の変更
- ④ 保険料払込期間の変更
- ⑤ 保険料の払込完了
- ⑥ 保険契約の更新
- (2) この特約に定める特別条件を主特約に適用した場合、次の①～④の取扱いは行いません。ただし、保険金削減支払法の場合で保険金削減期間経過後のとき、給付金削減支払法の場合で給付金削減期間経過後のとき、特定疾病・部位不担保法のとき、または特定障害不担保法のときはこの限りではありません。
- ① 延長定期保険への変更。ただし、給付金削減支払法のときはこの限りではありません。
- ② 払済保険への変更。ただし、給付金削減支払法のときはこの限りではありません。
- ③ 特別条件を適用した主特約の保険期間の変更、保険料払込期間の変更または保険料払込みの完了を伴う主契約の保険期間もしくは保険料払込期間の変更、特約の付加または特約の適用
- ④ 特別条件を適用した主特約の更新および復旧
- (3) 本条(1)のほか、この特約に定める特別条件を新変額保険(有期型)に適用した場合、次の①～③の取扱いは行いません。ただし、保険金削減支払法の場合で保険金削減期間経過後のとき、または特定障害不担保法のときはこの限りではありません。
- ① 自動延長定期保険への変更
- ② 定額払済保険への変更
- ③ 変額払済保険への変更

第5条(解約)

保険契約者は、主契約と同時でなければ、この特約を解約することはできません。

別表1 特定疾病・部位不担保法により不担保とする疾病・部位

	身 体 部 位 の 名 称
1	眼球、眼球附属器(眼瞼、結膜、眼筋、網膜を含みます。)および視神経
2	耳(内耳、中耳、外耳、聴神経を含みます。)および乳様突起
3	鼻(副鼻腔を含みます。)
4	咽頭および喉頭
5	口腔、歯、歯肉、舌、顎下腺、耳下腺および舌下腺
6	甲状腺
7	食道
8	胃、十二指腸および空腸
9	小腸(十二指腸、空腸、回腸)および大腸(結腸、直腸、盲腸、虫様突起)
10	盲腸および虫様突起
11	直腸および肛門
12	肝臓、胆嚢および胆管
13	脾臓
14	肺臓、胸膜、気管、気管支および胸郭
15	腎臓および尿管
16	膀胱および尿道
17	前立腺、睪丸、副睪丸、精管、精索および精嚢
18	子宮、卵巣および子宮附属器(異常分娩、妊娠異常が生じた場合を含みます。)
19	乳房(乳腺を含みます。)
20	鼠蹊部(鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニア、または大腿ヘルニアが生じた場合に限り。)
21	頸椎部(その神経を含みます。)
22	胸椎部(その神経を含みます。)
23	腰椎部(その神経を含みます。)
24	仙骨部および尾骨部(その神経を含みます。)
25	左肩関節部
26	右肩関節部
27	左鎖骨
28	右鎖骨
29	左股関節部
30	右股関節部
31	左上肢(左肩関節部を除きます。)
32	右上肢(右肩関節部を除きます。)
33	左下肢(左股関節部を除きます。)
34	右下肢(右股関節部を除きます。)
35	子宮体部(帝王切開を受けた場合に限り。)
36	脊椎(その神経を含みます。)
37	皮膚(頭皮を含みます。)
46	上顎骨、下顎骨、顎関節および頬骨
47	肋骨、肋軟骨および胸骨
48	骨盤(寛骨、仙骨および尾骨)
49	両肩関節
50	両股関節
51	両上肢(両肩関節部を除きます。)
52	両下肢(両股関節部を除きます。)

	特 定 疾 病 の 名 称
38	異常妊娠・異常分娩(帝王切開を含みます。)
39	胆石・胆嚢炎
40	腎・尿路結石
41	痔瘻・痔核・脱肛・肛門周囲膿瘍
42	白内障
43	皮膚炎・湿疹(アトピー性皮膚炎、接触性皮膚炎を含みます。)
44	副鼻腔炎・蓄膿症
45	骨折等の内固定具抜去(注1)
53	子宮内膜症(卵巣チョコレート嚢胞を含みます。)
54	子宮腺筋症
	傷害に伴う合併症・後遺症(注2)

(注1) 適用日前に発生した不慮の事故またはそれ以外の外因によって被った骨折等(注3)により装着した内固定具の抜去をいいます。

(注2) 適用日前に発生した不慮の事故またはそれ以外の外因によって被った傷害(注3)に伴う合併症および後遺症をいいます。

(注3) その骨折等または傷害について、主契約または主特約の締結または復活の際、告知等により当社が知っていた場合で、主約款または主特約の特約条項の規定により責任開始期以後に生じたとみなされるものを対象とします。

別表2 対象となる感染症

1. 対象となる感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の下表に記載のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」によるものとします。

分 類 項 目	基本分類表番号
1. コレラ	A00
2. 腸チフス	A01.0
3. パラチフスA	A01.1
4. 細菌性赤痢	A03
5. 腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
6. ペスト	A20
7. ジフテリア	A36
8. 急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
9. ラッサ熱	A96.2
10. クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
11. マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
12. エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
13. 痘瘡	B03
14. 重症急性呼吸器症候群[SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	U04

2. 前1.に掲げるほか、対象となる感染症には、新型コロナウイルス感染症(世界保健機関(WHO)により「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回改訂(ICD-10)」(2020年3月更新)においてCOVID-19(分類コード U07.1)と定義される疾病をいいます。以下同じ。)を含みます。ただし、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年10月2日法律第114号)第44条の2第3項の規定による厚生労働大臣の公表にもとづき、同法第6条第7項第3号に定める感染性の疾病と認められなくなった場合は、その後、被保険者が新型コロナウイルス感染症を直接の原因として主契約または主特約の保険金、給付金または一時金の支払事由に該当しても、対象に含まないものとします。

3. 前2.の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症により主契約または主特約の保険金、給付金もしくは一時金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が保険の計算の基礎に影響を及ぼし、かつ、新型コロナウイルス感染症による保険金、給付金および一時金の支払額の増加が当会社の財務の健全性に著しい影響を及ぼすと当社が認めたときは、次のとおりとします。

- (1) 保険金削減支払法または給付金削減支払法が適用されたときは、それらの影響の程度に応じて、新型コロナウイルス感染症による主契約または主特約の保険金、給付金もしくは一時金の支払額を削減し(注)、またはその特別条件を適用した場合に支払うべき金額を支払うことがあります。
- (2) 特定疾病・部位不担保法が適用されたときは、それらの影響の程度に応じて、新型コロナウイルス感染症による主契約または主特約の給付金の支払額を削減して支払い、またはその全額を支払わないことがあります。

(注) その特別条件を適用した場合に支払うべき金額を限度とします。

別表3 第2条(特別条件)④イ.の対象となる主契約および主特約

主契約および主特約
(1) がん治療支援保険NEO(無解約返戻金型) (2) がん診断保険(無解約返戻金型) (3) がん治療保険(無解約返戻金型) (4) がん手術特約 (5) がん通院特約 (6) がん診断特約 (7) がん先進医療特約 (8) 抗がん剤治療特約 (9) がん入院特約 (10) 悪性新生物初回診断特約 (11) がん治療特約 (12) がん特定治療保障特約

別表4 第2条(特別条件)④ウの対象となる主契約および主特約

主契約および主特約
(1) 就業不能保障保険(無解約返戻金型) (2) 5疾病・重度介護家計保障特約 (3) 5疾病・障害・重度介護家計保障特約 (4) 重度5疾病・重度介護一時金特約 (5) 重度5疾病・障害・重度介護一時金特約 (6) 就業不能保障特約 (7) 就業不能一時金特約

別表5 第2条(特別条件)④エの対象となる主契約および主契約に付加される特則

主契約	付加される特則
(1) がん治療支援保険NEO(無解約返戻金型)	悪性新生物保険料払込免除特則
(2) がん診断保険(無解約返戻金型)	悪性新生物保険料払込免除特則
(3) がん治療保険(無解約返戻金型)	悪性新生物保険料払込免除特則

別表6 第2条(特別条件)④オの対象となる主契約および主契約に付加される特則

主契約	付加される特則
(1) 家計保障定期保険(無解約返戻金型)	特定疾病保険料払込免除特則 特定疾病・重度介護保険料払込免除特則 特定疾病・障害・重度介護保険料払込免除特則 障害・介護保険料払込免除特則 特定疾病・就業不能保険料払込免除特則
(2) 就業不能保障保険(無解約返戻金型)	特定疾病保険料払込免除特則

保険料口座振替特約条項 目次

第1条	特約の適用	第9条	がん保険、がん治療支援保険、がん治療支援保険NEO（無解約返戻金型）、がん診断保険（無解約返戻金型）、がん治療保険（無解約返戻金型）または介護年金保険（無解約返戻金型）に付加した場合の特則
第2条	責任開始日および契約日の特則	第10条	新変額保険（有期型）に付加した場合の特則
第3条	保険料率	第11条	健康割引特則を付加した特定疾病治療保険（無解約返戻金型）に付加した場合の特則
第4条	保険料の払込み	第12条	責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合の特則
第5条	保険料口座振替不能の場合の取扱い		
第6条	諸変更		
第7条	特約の消滅		
第8条	主約款の適用		

保険料口座振替特約条項

(2023年8月2日改定)

第1条(特約の適用)

- (1) この特約は保険契約締結の際または保険料払込期間の途中において、保険契約者から申出があり、かつ、当会社がこれを承諾した場合に適用します。
- (2) この特約を適用するには、次の条件を満たすことを必要とします。
 - ① 保険契約者の指定する口座(以下「指定口座」といいます。)が当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等(以下「提携金融機関」といいます。この場合、当会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等を含みます。)に設置してあること。
 - ② 保険契約者が提携金融機関に対し、指定口座から当会社の口座(当会社が保険料の収納業務を委託している機関の取扱金融機関等の場合には、その委託機関の口座。以下同じ。)へ保険料の口座振替を委任していること。

第2条(責任開始日および契約日の特則)

- (1) この特約が適用され、第1回保険料(第1回保険料充当金を含みます。以下同じ。)から口座振替を行う場合、普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日(注)を当会社の責任開始日(当会社の保険契約上の責任が開始する日をいいます。以下同じ。)とし、この日を契約日とします。ただし、月払の保険契約の場合の契約日は、第1回保険料の振替日(注)の属する月の翌月1日とします。
- (2) この特約による保険料の口座振替を第2回以後の保険料から行う場合、月払の保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、当会社の責任開始日の属する月の翌月1日とします。
- (3) 本条(1)および(2)の場合、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、本条(1)および(2)に規定する契約日を基準として計算します。ただし、当会社の責任開始日から契約日の前日までの間に、主約款または特約条項の規定に基づいて保険金、一時金、給付金、年金もしくは祝金(以下「保険金等」といいます。)の支払事由または保険料払込みの免除事由が発生したときは、当会社は、責任開始日を契約日として保険契約上の責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はこの日を基準として再計算します。
- (4) 本条(3)ただし書きに定める再計算の結果、保険料に超過分があるときは、当会社はその超過分を保険契約者に払い戻します。また、保険料に不足分があるときは、保険契約者はその不足分を当会社に払い込んでください。ただし、支払うべき保険金等があるときは、保険料の不足分をその保険金等から差し引きます。
- (5) 保険契約者から申出があり、かつ当会社がこれを承諾した場合、本条(1)および(2)の規定にかかわらず、契約日は当会社の責任開始日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

(注) 第1回保険料が指定口座から振り替えられた日をいいます。

第3条(保険料率)

- (1) この特約を適用する月払の保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。
- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、次の①または②のいずれかに該当する場合には、普通保険料率を適用します。
 - ① 当月分以後の保険料が3か月分以上一括払されたとき。この場合、当会社所定の割引率で保険料を割引します。
 - ② 保険料の振替貸付が行われたとき。

第4条(保険料の払込み)

- (1) 保険料は主約款の規定にかかわらず、払込期月中の当会社の定

めた日(以下「振替日」といいます。)(注)に指定口座から保険料相当額を当会社の口座に振り替えることによって、当会社に払い込まれるものとします。

- (2) 本条(1)の場合、振替日(注)に保険料の払込みがあったものとし
- (3) 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は当会社に対しその振替順序を指定できないものとします。
- (4) 保険契約者は、あらかじめ払込保険料相当額を指定口座に預入しておくことを必要とします。
- (5) 口座振替によって払い込まれた保険料については、当会社はその領収証を発行しません。

(注) 振替日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日とします。

第5条(保険料口座振替不能の場合の取扱い)

- (1) 振替日(注1)に第1回保険料の口座振替が不能となった場合は、保険契約者は、その振替日の属する月の翌月末日までに、第1回保険料を当会社の本店もしくは当会社の指定した場所に払い込むか、または当会社の指定した方法により払い込んでください。この場合、第2条(責任開始日および契約日の特則)(1)の規定は適用しません。
- (2) 振替日(注1)に第2回以後の保険料の口座振替が不能となった場合は、次のとおり取り扱います。
 - ① 月払契約の場合、翌月分の振替日(注1)に再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行います。ただし、指定口座の預入額が2か月分の保険料相当額に満たない場合には、1か月分の保険料の口座振替を行い、払込期月の過ぎた保険料について払込みがあったものとし
 - ② 年払契約または半年払契約の場合、振替日の属する月の翌月の応当日(注2)に再度口座振替を行います。
- (3) 本条(2)の規定による保険料口座振替が不能の場合には、保険契約者は、主約款に定める猶予期間内に払込期月が到来している保険料を当会社の本店もしくは当会社の指定した場所に払い込むか、または当会社の指定した方法により払い込んでください。

(注1) 振替日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日とします。

(注2) 応当日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日とします。

第6条(諸変更)

- (1) 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している金融機関を他の提携金融機関に変更することができます。この場合、あらかじめ当会社およびその金融機関に申し出てください。
- (2) 保険契約者が口座振替の取扱いを停止する場合には、あらかじめ当会社およびその提携金融機関に申し出他の保険料の払込方法(経路)を選択してください。
- (3) 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱いを停止した場合には、当会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は指定口座を他の提携金融機関に変更するか他の保険料の払込方法(経路)を選択してください。
- (4) 当会社は、当会社または提携金融機関の事情により振替日を変更することがあります。この場合、当会社はその旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第 7 条(特約の消滅)

- (1) 次の場合には、この特約は効力を失います。
- ① 保険契約が消滅または失効したとき。
 - ② 保険料の前納がなされたとき。
 - ③ 保険料の一括払込みがなされたとき。
 - ④ 保険料の払込みを必要としなくなったとき。
 - ⑤ 他の保険料の払込方法(経路)に変更したとき。
 - ⑥ 第1条(特約の適用)(2)に定める条件に該当しなくなったとき。
- (2) 本条(1)③の規定にかかわらず、保険契約者から保険料の一括払込み後も引き続きこの特約を適用する旨の申出がなされたときは、この特約は消滅しません。

第 8 条(主約款の適用)

この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を適用します。

第 9 条(がん保険、がん治療支援保険、がん治療支援保険NEO(無解約返戻金型)、がん診断保険(無解約返戻金型)、がん治療保険(無解約返戻金型)または介護年金保険(無解約返戻金型)に付加した場合の特則)

この特約をがん保険、がん治療支援保険、がん治療支援保険NEO(無解約返戻金型)、がん診断保険(無解約返戻金型)もしくはがん治療保険(無解約返戻金型)(以下「がん保険等」といいます。)または介護年金保険(無解約返戻金型)に付加した場合には、次の①～⑦の取扱いをし、第2条(責任開始日および契約日の特則)の規定は適用しません。

- ① この特約が適用され、第1回保険料から口座振替を行う場合、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日(注1)を保険期間の始期とし、この日を契約日とします。ただし、月払の保険契約の場合の契約日は、保険期間の始期の属する月の翌月1日とします。
- ② この特約による保険料の口座振替を第2回以後の保険料から行う場合、月払の保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日とします。
- ③ 当会社の責任開始期は、この特約を付加した主契約に応じて、次のとおりとします。ただし、保険料払込みの免除(注2)については、前①および②に定める保険期間の始期を責任開始期とします。

	この特約を 付加した主契約	主契約の責任開始期
ア.	がん保険等	前①および②に定める保険期間の始期の属する日からその日を含めて90日を経過した日の翌日
イ.	介護年金保険(無解約返戻金型)	契約日の1年後の応当日(※)

(※) 契約日の1年後に対応する日をいい、契約日の1年後に対応する日がない月の場合には、その月の末日をいうものとします。

- ④ 前①および②の場合、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、前①および②に規定する契約日を基準として計算します。
- ⑤ 前①および②に定める保険期間の始期から契約日の前日までの間に、主約款または特約条項の規定に基づいて保険料払込みの免除事由(注2)が発生したときは、前①～④の規定にかかわらず、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、保険期間の始期の属する日を契約日とし、その日を基準として再計算します。
- ⑥ 前⑤に定める再計算の結果、保険料に超過分があるときは、当会社はその超過分を保険契約者に払い戻します。また、保険料に不足分があるときは、保険契約者はその不足分を当会社に払い込んでください。
- ⑦ 保険契約者から申出があり、かつ当会社がこれを承諾した場合、前①～⑤の規定にかかわらず、契約日は保険期間の始期の属する日とし、当会社の責任開始期、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

(注1) 第1回保険料が指定口座から振り替えられた日をいいます。
(注2) この特約をがん治療支援保険NEO(無解約返戻金型)、がん診断保険(無解約返戻金型)またはがん治療保険(無解約返戻金型)に付加した場合は、悪性新生物保険料払込免除特則による保険料払込みの免除およびその免除事由を除きます。また、この特約を介護年金保険(無解約返戻金型)に付加した場合は、健康還付特則の死亡給付金およびその支払事由を含みます。

第10条(新変額保険(有期型)に付加した場合の特則)

この特約を新変額保険(有期型)に付加した場合には、次の①～③のとおり取り扱います。

- ① 第2条(責任開始日および契約日の特則)の規定は適用しません。ただし、第1回保険料から口座振替を行う場合は、同条(1)の規定を次のとおり読み替えて、これを適用し、同条(2)～(5)の規定は適用しませ

ん。

- 「(1) この特約が適用され、第1回保険料(第1回保険料充当金を含みます。以下同じ。)から口座振替を行う場合、普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日(注)を当会社の責任開始日(当会社の保険契約上の責任が開始する日)をいいます。以下同じ。)とします。」
- ② 第3条(保険料率)(2)②の規定中、「保険料の振替貸付」とあるのは「自動延長定期保険への変更日からその日を含めて3か月以内における、当会社所定の利率による利息を付した延滞保険料の支払いの申出」と読み替えます。
 - ③ 第4条(保険料の払込み)(1)の規定中、「払込期月中」とあるのは「払込期月の前月中」と読み替えます。

第11条(健康割引特則を付加した特定疾病治療保険(無解約返戻金型)に付加した場合の特則)

この特約を健康割引特則を付加した特定疾病治療保険(無解約返戻金型)に付加した場合で、主契約の保険料の払込方法(回数)が月払であるときは、次の①および②のとおり取り扱います。

- ① 主契約の健康割引特則の規定による保険料率の変更の請求に対して、当会社が承諾の通知を発した日の属する保険料期間(注1)に対応する保険料の口座振替が不能となったときは、第5条(保険料口座振替不能の場合の取扱い)(2)①の規定にかかわらず、その保険料についてのみ翌月分の振替日(注2)に再度口座振替を行い、翌月分の保険料については口座振替を行いません。
- ② 前①の場合、翌月分の保険料が払込期月内に当会社に払い込まなかったときは、翌月分の保険料の口座振替が不能となったものとみなして、第5条(保険料口座振替不能の場合の取扱い)(2)①の規定を適用します。

(注1) 主契約の月単位の契約応当日から翌契約応当日の前日までの期間をいいます。

(注2) 振替日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日とします。

第12条(責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合の特則)

この特約を責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合には、次の①～③のとおり取り扱います。

- ① 責任開始日、保険期間の始期および契約日については、責任開始期に関する特約条項の規定によるものとし、第2条(責任開始日および契約日の特則)および第9条(がん保険、がん治療支援保険、がん治療支援保険NEO(無解約返戻金型)、がん診断保険(無解約返戻金型)、がん治療保険(無解約返戻金型)または介護年金保険(無解約返戻金型)に付加した場合の特則)の規定は適用しません。
- ② 第1回保険料から口座振替を行う場合、第1回保険料は、第4条(保険料の払込み)(1)および責任開始期に関する特約条項の規定にかかわらず、責任開始期に関する特約条項に定める第1回保険料の払込期間中の当会社の定めた日を第1回保険料の振替日とし、その日(注1)に指定口座から保険料相当額を当会社の口座に振り替えることによって、当会社に払い込まれるものとします。
- ③ 第1回保険料から口座振替を行う場合で、第1回保険料の振替日(注1)(注2)に口座振替が不能となったとき(注3)は、第5条(保険料口座振替不能の場合の取扱い)(1)および前②の規定にかかわらず、次のア.～ウ.のとおり取り扱います。
 - ア. 月払契約の場合、第1回保険料の振替日(注2)の属する月の翌月の応当日(注4)に第1回保険料と第2回保険料を合わせて2か月分の保険料の口座振替を行います。ただし、指定口座の預入額が2か月分の保険料相当額に満たず、1か月分の保険料の口座振替のみが可能な場合には、1か月分の保険料の口座振替を行い、第1回保険料について払込みがあったものとします。
 - イ. 年払契約または半年払契約の場合、第1回保険料の振替日(注2)の属する月の翌月の応当日(注4)に口座振替を行います。
 - ウ. 前ア.またはイ.の規定による口座振替が不能の場合には、保険契約者は、責任開始期に関する特約条項に定める第1回保険料の猶予期間満了日までに、第1回保険料および払込期月が到来している第2回以後の保険料を、当会社が指定する方法で払い込んでください。

(注1) 振替日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日とします。

(注2) 責任開始期に関する特約条項に定める第1回保険料の払込期間中に複数の振替日がある場合は、その最終の振替日とします。

(注3) 提携金融機関に対して第1回保険料の口座振替請求が行われなかった場合を含みます。

(注4) 応当日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日とします。

団体扱特約条項I 目次

- 第1条 取扱いの範囲
- 第2条 契約日の特則
- 第3条 保険料率
- 第4条 保険料の払込み
- 第5条 月払保険料の一括払
- 第6条 猶予期間
- 第7条 特約の失効

- 第8条 がん保険、がん治療支援保険、がん治療支援保険NEO（無解約返戻金型）、がん診断保険（無解約返戻金型）、がん治療保険（無解約返戻金型）または介護年金保険（無解約返戻金型）に付加した場合の特則
- 第9条 新変額保険（有期型）に付加した場合の特則

団体扱特約条項I

(2022年2月2日改定)

第1条(取扱いの範囲)

- (1) 官公庁、会社、組合、工場その他の団体(以下「団体」といいます。)(において次の条件を満たす場合は、普通保険約款(以下「主約款」といいます。)(のほかこの特約を適用して団体年払、半年払または月払の取扱いをします。
 - ① 保険契約者がその団体から給与(役員報酬を含みます。以下同じ。)(の支払を受ける者である保険契約(以下「個人契約」といいます。)(であること。ただし、団体が保険契約者であるときは、その団体に所属する者が被保険者である保険契約(以下「事業保険」といいます。)(であること。
 - ② 保険契約者または被保険者の数は10名以上であること。
- (2) 本条(1)②の人数については、年払および半年払の契約を合算して、または月払の契約のみにより、その人数を満たすことを必要とします。
- (3) 本条(1)の取扱いを行うときは、当会社は団体代表者と協定書を取りかわします。

第2条(契約日の特則)

- (1) 主たる保険契約の締結の際に団体月払取扱いを行う保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、責任開始日(当会社の保険契約上の責任が開始する日をいいます。以下同じ。)(の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。
- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、責任開始日から契約日の前日までの間に保険金、一時金、給付金、年金もしくは祝金(以下「保険金等」といいます。)(の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じたときは、当会社は、責任開始日を契約日として保険契約上の責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば徴収します。ただし、保険金等の支払金があるときは、過不足分を支払金と精算します。
- (3) 保険契約者から申出があり、かつ当会社がこれを承諾した場合、本条(1)の規定にかかわらず、契約日は当会社の責任開始日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。

第3条(保険料率)

- (1) この特約を適用する半年払または月払の保険契約の保険料率は、次の①または②のとおりとします。
 - ① 団体が次のいずれかに該当する場合は、団体保険料率Aを適用します。
 - ア. その事業所に個人契約の保険契約者数が20名以上あるとき。
 - イ. その事業所に事業保険の被保険者数が20名以上あるとき。
 - ウ. その事業所の個人契約の保険契約者数とその事業所の事業保険の被保険者数とが名寄せ合算して20名以上あるとき。
 - エ. その事業所の個人契約の保険契約者数または事業保険の被保険者数が20名未満であっても前ア.～ウ.のいずれかに該当する事業所が他にあるとき。
 - ② 団体が前①ア.～エ.のいずれにも該当しない場合は、団体保険料率Bを適用します。
- (2) 団体保険料率Aを適用した場合でも、保険契約者または被保険者の数が本条(1)①に規定する人数未満に減少し、その後6か月を経過しても規定の人数にもならないときは、当会社は、適用する保険料率を団体保険料率Bに変更します。

第4条(保険料の払込み)

- (1) 第1回保険料(第1回保険料充当金を含みます。以下同じ。)(を団

体の代表者が取りまとめて払い込む場合には、団体の代表者が当会社の本店もしくは当会社の指定した場所に払い込むか、または当会社の指定した方法により払い込んだ日をもって払込みのあった日とします。

- (2) 第2回以後の保険料は、団体の代表者が取りまとめて払い込んでください。この場合、団体の代表者が当会社の本店もしくは当会社の指定した場所に払い込むか、または当会社の指定した方法により払い込んだ日をもって払込みのあった日とします。
- (3) 本条(1)および(2)の規定にかかわらず、団体が、保険料を保険契約者または被保険者に支払う給与から控除したうえで当会社に払い込む場合には、保険料を給与から控除した日(注)をもって払込みのあった日とします。ただし、当会社と団体とがこの取扱いについて取り決めを行っている場合に限りします。
- (4) 本条(1)および(2)の規定にかかわらず、団体が、保険料を保険契約者または被保険者の指定する口座(以下「指定口座」といいます。)(から団体の口座に振り替えたうえで当会社に払い込む場合には、保険料の指定口座から団体の口座への振替日(注)をもって払込みのあった日とします。ただし、当会社と団体とがこの取扱いについて取り決めを行っている場合に限りします。
- (5) 団体の代表者から保険料が払い込まれた場合には、当会社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

(注) あらかじめ当会社と団体との間で取り決めることを必要とします。

第5条(月払保険料の一括払)

団体月払取扱いの場合、団体保険料率Bが適用されるときは、保険契約者は、当会社の定める方法により、当月分以後の保険料(注)を一括払することができず。この場合、普通保険料率を基準として、当会社所定の割引率で保険料を割引します。

(注) 3か月分以上12か月分以下の保険料に限りします。

第6条(猶予期間)

- (1) 第2回以後の保険料の払込みについては、下表のとおり「猶予期間」があります。

	保険料の払込方法(回数)	猶予期間
①	月払(年12回払)	払込期月の翌月初日から末日まで
②	半年払(年2回払)	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで ただし、契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで
③	年払(年1回払)	

- (2) 猶予期間中に保険金等の支払事由が生じたときは、当会社は、未払込保険料をそれらの支払金から差し引きます。
- (3) 保険契約を更新する場合には、更新後第1回保険料の払込みについて本条(2)の規定を準用します。

第7条(特約の失効)

- (1) 次の場合には、この特約は効力を失います。
 - ① 保険契約者が、その所属団体から脱退したとき。ただし、事業保険の場合には、被保険者がその所属団体から脱退したとき。
 - ② 保険契約者または被保険者の数が第1条(取扱いの範囲)(1)および(2)に規定する人数未満に減少し、その後3か月(注

- 1)を経過しても規定の人数にもどらないとき。
- ③ 保険金額、一時金額、給付金額(注2)または年金額(以下「保険金額等」といいます。)の減額その他により、保険金額等が当会社の定めた金額を下回るとき。
- ④ 保険料の振替貸付を行ったとき。
- ⑤ 保険料の前納取扱いをしたとき。
- ⑥ 保険料の払込みを必要としなくなったとき。
- ⑦ 当会社と団体代表者との協議により、団体年払、半年払または月払の取扱いを廃止したとき。
- (2) 本条(1)の場合には、個人扱の年払、半年払または月払の取扱いに変更し、保険料率を将来に向けて更正します。
- (3) 団体月払取扱いを個人扱の年払または半年払の取扱いに変更した場合、その保険年度に対する保険料に未払込分があるときは、その未払込分を一時に払い込んでください。

(注1) 団体年払または半年払の取扱いの場合はその後6か月とします。

(注2) 給付金日額または給付金月額を含みます。

第8条(がん保険、がん治療支援保険、がん治療支援保険NEO(無解約返戻金型)、がん診断保険(無解約返戻金型)、がん治療保険(無解約返戻金型)または介護年金保険(無解約返戻金型)に付加した場合の特則)

- (1) この特約を団体月払取扱いを行うがん保険、がん治療支援保険、がん治療支援保険NEO(無解約返戻金型)、がん診断保険(無解約返戻金型)もしくはがん治療保険(無解約返戻金型)(以下「がん保険等」といいます。)または介護年金保険(無解約返戻金型)に付加した場合には、次の①または②の取扱いをし、第2条(契約日の特則)の規定は適用しません。
- ① 第1回保険料を団体の代表者が取りまとめて払い込む場合は、次のとおり取り扱います。
- ア. この特約を付加した保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- イ. 主約款に定める保険期間の始期から前ア.の契約日の前日までの間に、主約款の規定に基づいて保険料払込みの免除事由(注)が発生したときは、前ア.の規定にかかわらず契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、主約款に定める保険期間の始期の属する日を契約日とし、その日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払いもどし、不足分があれば領収します。
- ウ. 主約款および前ア.の規定にかかわらず、当会社の責任開始期は、この特約を付加した主契約に応じて、次のとおりとします。ただし、保険料払込みの免除(注)については、主約款に定める保険期間の始期を責任開始期とします。

	この特約を付加した主契約	当会社の責任開始期
(ア)	がん保険等	次のいずれか遅い日とします。 ⑦ 主約款に定める保険期間の始期の属する日からその日を含めて60日を経過した日の翌日 ⑧ 被保険者に関する告知の時の属する日からその日を含めて90日を経過した日の翌日
(イ)	介護年金保険(無解約返戻金型)	契約日の1年後の応当日(※)

(※) 契約日の1年後に対応する日を行い、契約日の1年後に対応する日がない月の場合には、その月の末日をいうものとします。

- エ. 保険契約者から申出があり、かつ当会社がこれを承諾した場合、前ア.およびイ.の規定にかかわらず、契約日は主約款に定める保険期間の始期の属する日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間ならびにこの特約を介護年金保険(無解約返戻金型)に付加した場合の当会社の責任開始期の計算にあたっては、この日を基準として計算します。
- ② 第2回以後の保険料から団体の代表者が取りまとめて払い込む場合は、次のとおり取り扱います。
- ア. この特約を付加した保険契約の契約日に関しては、前①ア.およびイ.の規定を準用します。

- イ. 前ア.の規定にかかわらず、この特約をがん保険等に付加した場合の当会社の責任開始期の計算にあたっては、主約款に定める保険期間の始期を基準に計算します。
- ウ. この特約を介護年金保険(無解約返戻金型)に付加した場合の当会社の責任開始期に関しては、前①ウ.の規定を準用します。
- エ. 保険契約者から申出があり、かつ当会社がこれを承諾した場合、前ア.～ウ.の規定にかかわらず、契約日は主約款に定める保険期間の始期の属する日とし、当会社の責任開始期、契約年齢、保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては、この日を基準として計算します。
- (2) この特約を団体年払取扱いを行うがん保険等もしくは介護年金保険(無解約返戻金型)または団体半年払取扱いを行うがん保険もしくはがん治療支援保険に付加し、かつ第1回保険料を団体の代表者が取りまとめて払い込む場合、当会社の責任開始期に関しては、本条(1)①ウ.の規定を準用します。
- (3) がん保険等または介護年金保険(無解約返戻金型)の契約締結後にこの特約を付加した場合、本条(1)および(2)の規定にかかわらず、当会社の責任開始期に関しては、保険契約の締結の際に適用される主約款および特約条項の規定を適用します。
- (4) がん保険等または介護年金保険(無解約返戻金型)の契約締結後にこの特約が効力を失った場合であっても、当会社の責任開始期に関しては、この特約条項の規定を適用します。

(注) この特約をがん治療支援保険NEO(無解約返戻金型)、がん診断保険(無解約返戻金型)またはがん治療保険(無解約返戻金型)に付加した場合は、悪性新生物保険料払込免除特則による保険料払込みの免除およびその免除事由を除きます。また、この特約を介護年金保険(無解約返戻金型)に付加した場合は、健康還付特則の死亡給付金およびその支払事由を含みます。

第9条(新変額保険(有期型)に付加した場合の特則)

この特約を新変額保険(有期型)に付加した場合には、第2条(契約日の特則)および第5条(月払保険料の一括払)の規定は適用しません。

団体扱特約条項Ⅱ 目次

- 第1条 取扱いの範囲
- 第2条 契約日の特則
- 第3条 保険料率
- 第4条 保険料の払込み
- 第5条 月払保険料の一括払
- 第6条 猶予期間
- 第7条 特約の失効

- 第8条 がん保険、がん治療支援保険、がん治療支援保険NEO（無解約返戻金型）、がん診断保険（無解約返戻金型）、がん治療保険（無解約返戻金型）または介護年金保険（無解約返戻金型）に付加した場合の特則
- 第9条 新変額保険（有期型）に付加した場合の特則

団体扱特約条項Ⅱ

(2022年2月2日改定)

第1条(取扱いの範囲)

- (1) 組合、連合会、同業団体その他の団体(以下「団体」といいます。)において次の条件を満たす場合は、普通保険約款(以下「主約款」といいます。)のほかこの特約を適用して団体年払、半年払または月払の取扱いをします。
 - ① 保険契約者は、その団体に所属する者であること。ただし、団体が保険契約者であるときは、その団体に所属する者が被保険者であること(以下「事業保険」といいます。)
 - ② 保険契約者または被保険者の数は10名以上であること。
 - ③ 団体を代表する者のあることを必要とし、その代表者によって保険料を一括して徴収することが可能であること。
- (2) 本条(1)②の人数については、年払および半年払の契約を合算して、または月払の契約のみにより、その人数を満たすことを必要とします。
- (3) 本条(1)の取扱いを行うときは、当会社は団体代表者と協定書を取りかわします。

第2条(契約日の特則)

- (1) 主たる保険契約の締結の際に団体月払取扱いを行う保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、責任開始日(当会社の保険契約上の責任が開始する日をいいます。以下同じ。)の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。
- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、責任開始日から契約日の前日までの間に保険金、一時金、給付金、年金もしくは祝金(以下「保険金等」といいます。)の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じたときは、当会社は、責任開始日を契約日として保険契約上の責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば徴収します。ただし、保険金等の支払金があるときは、過不足分を支払金と精算します。
- (3) 保険契約者から申出があり、かつ当会社がこれを承諾した場合、本条(1)の規定にかかわらず、契約日は当会社の責任開始日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。

第3条(保険料率)

この特約を適用する半年払または月払の保険契約の保険料率は、団体保険料率Bとします。

第4条(保険料の払込み)

- (1) 第1回保険料(第1回保険料充当金を含みます。以下同じ。)を団体の代表者が取りまとめて払い込む場合には、団体の代表者が当会社の本店もしくは当会社の指定した場所に払い込むか、または当会社の指定した方法により払い込んだ日をもって払込みのあった日とします。
- (2) 第2回以後の保険料は、団体の代表者が取りまとめて払い込んでください。この場合、団体の代表者が当会社の本店もしくは当会社の指定した場所に払い込むか、または当会社の指定した方法により払い込んだ日をもって払込みのあった日とします。
- (3) 本条(1)および(2)の規定にかかわらず、団体が、保険料を保険契約者または被保険者の指定する口座(以下「指定口座」といいます。)から団体の口座に振り替えたうえで当会社に払い込む場合には、保険料の指定口座から団体の口座への振替日(注)をもって払込みのあった日とします。ただし、当会社と団体とがこの取扱いについて取り決めを行っている場合に限り、適用します。
- (4) 団体の代表者から保険料が払い込まれた場合には、当会社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

(注) あらかじめ当会社と団体との間で取り決めることを必要とします。

第5条(月払保険料の一括払)

団体月払取扱いの場合、保険契約者は、当会社の定める方法により、当月分以後の保険料(注)を一括払することができます。この場合、普通保険料率を基準として、当会社所定の割引率で保険料を割引します。

(注) 3か月分以上12か月分以下の保険料に限り、適用します。

第6条(猶予期間)

- (1) 第2回以後の保険料の払込みについては、下表のとおり「猶予期間」があります。

	保険料の払込方法(回数)	猶予期間
①	月払(年12回払)	払込期月の翌月初日から末日まで
②	半年払(年2回払)	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで ただし、契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで
③	年払(年1回払)	

- (2) 猶予期間中に保険金等の支払事由が生じたときは、当会社は、未払込保険料をそれらの支払金から差し引きます。
- (3) 保険契約を更新する場合には、更新後第1回保険料の払込みについて本条(2)の規定を準用します。

第7条(特約の失効)

- (1) 次の場合には、この特約は効力を失います。
 - ① 保険契約者がその所属団体から脱退したとき。ただし、事業保険の場合には、被保険者がその所属団体から脱退したとき。
 - ② 保険契約者または被保険者の数が第1条(取扱いの範囲)(1)および(2)に規定する人数未満に減少し、その後3か月(注1)を経過しても規定の人数にもどらないとき。
 - ③ 保険金額、一時金額、給付金額(注2)または年金額(以下「保険金額等」といいます。)の減額その他により、保険金額等が当会社の定めた金額を下回るとき。
 - ④ 保険料の振替貸付を行ったとき。
 - ⑤ 保険料の前納取扱いをしたとき。
 - ⑥ 保険料の払込みを必要としなくなったとき。
 - ⑦ 当会社と団体代表者との協議により、団体年払、半年払または月払の取扱いを廃止したとき。
- (2) 本条(1)の場合には、個人扱の年払、半年払または月払の取扱いに変更します。
- (3) 団体月払取扱いを個人扱の年払または半年払の取扱いに変更した場合、その保険年度に対する保険料に未払込分があるときは、その未払込分を一時に払い込んでください。

(注1) 団体年払または半年払の取扱いの場合はその後6か月とします。

(注2) 給付金日額または給付金月額を含みます。

第8条(がん保険、がん治療支援保険、がん治療支援保険NEO（無解約返戻金型）、がん診断保険（無解約返戻金型）、がん治療保険（無解約返戻金型）または介護年金保険（無解約返戻金型）に付加した場合の特則)

- (1) この特約を団体月払取扱いを行うがん保険、がん治療支援保

険、がん治療支援保険NEO(無解約返戻金型)、がん診断保険(無解約返戻金型)もしくはがん治療保険(無解約返戻金型)(以下「がん保険等」といいます。)または介護年金保険(無解約返戻金型)に付加した場合には、次の①または②の取扱いをし、第2条(契約日の特則)の規定は適用しません。

① 第1回保険料を団体の代表者が取りまとめて払い込む場合は、次のとおり取り扱います。

ア. この特約を付加した保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

イ. 主約款に定める保険期間の始期から前ア.の契約日の前日までの間に、主約款の規定に基づいて保険料払込みの免除事由(注)が発生したときは、前ア.の規定にかかわらず契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、主約款に定める保険期間の始期の属する日を契約日とし、その日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払いもどし、不足分があれば領収します。

ウ. 主約款および前ア.の規定にかかわらず、当会社の責任開始期は、この特約を付加した主契約に応じて、次のとおりとします。ただし、保険料払込みの免除(注)については、主約款に定める保険期間の始期を責任開始期とします。

	この特約を付加した主契約	当会社の責任開始期
(ア)	がん保険等	次のいずれか遅い日とします。 ⑦ 主約款に定める保険期間の始期の属する日からその日を含めて60日を経過した日の翌日 ⑧ 被保険者に関する告知の時の属する日からその日を含めて90日を経過した日の翌日
(イ)	介護年金保険(無解約返戻金型)	契約日の1年後の応当日(※)

(※) 契約日の1年後に対応する日を行い、契約日の1年後に対応する日がない月の場合には、その月の末日をいうものとします。

エ. 保険契約者から申出があり、かつ当社がこれを承諾した場合、前ア.およびイ.の規定にかかわらず、契約日は主約款に定める保険期間の始期の属する日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間ならびにこの特約を介護年金保険(無解約返戻金型)に付加した場合の当会社の責任開始期の計算にあたっては、この日を基準として計算します。

② 第2回以後の保険料から団体の代表者が取りまとめて払い込む場合は、次のとおり取り扱います。

ア. この特約を付加した保険契約の契約日に関しては、前①ア.およびイ.の規定を準用します。

イ. 前ア.の規定にかかわらず、この特約をがん保険等に付加した場合の当会社の責任開始期の計算にあたっては、主約款に定める保険期間の始期を基準に計算します。

ウ. この特約を介護年金保険(無解約返戻金型)に付加した場合の当会社の責任開始期に関しては、前①ウ.の規定を準用します。

エ. 保険契約者から申出があり、かつ当社がこれを承諾した場合、前ア.～ウ.の規定にかかわらず、契約日は主約款に定める保険期間の始期の属する日とし、当会社の責任開始期、契約年齢、保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては、この日を基準として計算します。

(2) この特約を団体年払取扱いを行うがん保険等もしくは介護年金保険(無解約返戻金型)または団体半年払取扱いを行うがん保険もしくはがん治療支援保険に付加し、かつ第1回保険料を団体の代表者が取りまとめて払い込む場合、当会社の責任開始期に関しては、本条(1)①ウ.の規定を準用します。

(3) がん保険等または介護年金保険(無解約返戻金型)の契約締結後にこの特約を付加した場合、本条(1)および(2)の規定にかかわらず、当会社の責任開始期に関しては、保険契約の締結の際に適用される主約款および特約条項の規定を適用します。

(4) がん保険等または介護年金保険(無解約返戻金型)の契約締結後にこの特約が効力を失った場合であっても、当会社の責任開始期に関しては、この特約条項の規定を適用します。

(注) この特約をがん治療支援保険NEO(無解約返戻金型)、がん診

断保険(無解約返戻金型)またはがん治療保険(無解約返戻金型)に付加した場合は、悪性新生物保険料払込免除特則による保険料払込みの免除およびその免除事由を除きます。また、この特約を介護年金保険(無解約返戻金型)に付加した場合は、健康還付特則の死亡給付金およびその支払事由を含みます。

第9条(新変額保険(有期型)に付加した場合の特則)

この特約を新変額保険(有期型)に付加した場合には、第2条(契約日の特則)および第5条(月払保険料の一括払)の規定は適用しません。

保険料クレジットカード払特約条項 目次

第1条	特約の適用
第2条	契約日の特則
第3条	保険料率
第4条	保険料の払込み

第5条	他の保険料の払込方法(経路)への変更
第6条	特約の消滅
第7条	主約款の規定の準用

保険料クレジットカード払特約条項

(2022年2月2日改定)

第1条(特約の適用)

- (1) この特約は保険契約締結の際または保険料払込期間の途中において、保険契約者から、当会社の指定するクレジットカード(以下「クレジットカード」といいます。)により保険料を払い込む旨の申出があり、かつ、当会社がこれを承諾した場合に適用します。
- (2) 本条(1)のクレジットカードは、保険契約者が、当会社の指定するクレジットカード発行会社(以下「カード会社」といいます。)との間で締結された会員規約等(以下「会員規約等」といいます。)に基づき、カード会社より貸与されまたは使用を認められたものに限ります。
- (3) 当会社は、この特約の適用に際して、カード会社にクレジットカードの有効性等および利用限度額内であること等の確認(以下「有効性等の確認」といいます。)を行うものとし、
- (4) 当会社は、保険契約者がカード会社の会員規約等に基づいて、保険料の払込みにクレジットカードを使用した場合にかぎり、この特約に定める取扱いを行います。

第2条(契約日の特則)

保険契約締結の際にこの特約を付加する場合は、次の①～③のとおり取扱いします。

- ① この特約が適用される月払の保険契約の契約日は、普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の規定にかかわらず、当会社の責任開始日(当会社の保険契約上の責任が開始する日をいいます。ただし、がん保険、がん治療支援保険、がん治療支援保険NEO(無解約返戻金型)、がん診断保険(無解約返戻金型)、がん治療保険(無解約返戻金型)または介護年金保険(無解約返戻金型)に付加した場合は、保険期間の始期とします。以下同じ。)の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はその日を基準として計算します。
- ② 当会社の責任開始日から契約日の前日までの間に、当会社が主約款および特約の規定に基づく保険金、一時金、給付金、年金もしくは祝金(以下「保険金等」といいます。)の支払事由または保険料の払込免除事由が生じたときは、前①の規定にかかわらず、当会社の責任開始日を契約日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はその日を基準として再計算します。この場合、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と精算します。
- ③ 保険契約者から申出があり、かつ当会社がこれを承諾した場合、前①および②の規定にかかわらず、契約日は当会社の責任開始日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

第3条(保険料率)

- (1) この特約を適用する月払の保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。
- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、当月分以後の保険料が3か月分以上一括払されたときは、普通保険料率を適用します。この場合、当会社所定の割引率で保険料を割引します。

第4条(保険料の払込み)

- (1) 第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。)をクレジットカードにより払い込む場合は、当会社がクレジットカードの有効性等の確認を行った上で、クレジットカードによる保険料の払込みを承諾した時(注1)に、当会社が第1回保険料を受け取ったものとし、
- (2) 本条(1)の場合、当会社が、保険契約の申込を承諾したときは、当会社の責任開始日を保険契約者に通知します。ただし、当会社所定のクレジットカード利用票を使用した場合を除きます。
- (3) 第2回以後の保険料をクレジットカードにより払い込む場合は、その保険料は、主約款の規定にかかわらず、当会社がクレジットカードの有効性等の確認を行った上で、払込期月中の当会社の定めた日に、当会社に払い込まれるものとし、
- (4) 保険契約者は、カード会社の会員規約等にしたがい、保険料相当額をカード会社に支払うことを必要とします。
- (5) 当会社がクレジットカードの有効性等の確認を行った後でも、次のすべてを満たす場合には、その払込期月中の保険料(注2)については、本条(3)(注3)の規定は適用しません。

- ① 当会社がカード会社より保険料相当額を領収できないこと。
- ② 保険契約者がカード会社に対して、保険料相当額を支払っていないこと。
- (6) 本条(5)の場合、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとし、

- (注1) 当会社所定のクレジットカード利用票を使用する場合は、当会社がクレジットカード利用票を作成した時とします。
- (注2) 第1回保険料を含みます。
- (注3) 第1回保険料の場合は本条(1)とします。

第5条(他の保険料の払込方法(経路)への変更)

保険契約者は、あらかじめ当会社に申し出ることにより、クレジットカードによる保険料の払込みを中止して、他の保険料の払込方法(経路)に変更することができます。

第6条(特約の消滅)

- (1) 次の事由に該当したときは、この特約は消滅します。
 - ① 保険契約が消滅または失効したとき。
 - ② 保険料の前納がなされたとき。
 - ③ 保険料の一括払込みがなされたとき。
 - ④ 保険料の払込みを必要としなくなったとき。
 - ⑤ 他の保険料の払込方法(経路)に変更したとき。
 - ⑥ 当会社がカード会社より保険料相当額を領収できないとき。
 - ⑦ 当会社がクレジットカードの有効性を確認できなかったとき。
 - ⑧ カード会社がクレジットカードによる保険料払込みの取扱いを停止したとき。
- (2) 本条(1)③の規定にかかわらず、保険契約者から保険料の一括払込み後も引き続きこの特約を適用する旨の申出がなされたときは、この特約は消滅しません。
- (3) 本条(1)⑥～⑧までの場合、当会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、他の保険料の払込方法(経路)への変更を行ってください。

第7条(主約款の規定の準用)

この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

責任開始期に関する特約条項 目次

第1条	特約の適用	第10条	5年ごとと利益配当付こども保険に付加した場合の特則
第2条	責任開始期および契約日	第11条	5年ごとと利益配当付個人年金保険または個人年金保険に付加した場合の特則
第3条	第1回保険料の払込みおよび猶予期間	第12条	学資保険に付加した場合の特則
第4条	第1回保険料の払込み前に保険事故が発生した場合	第13条	家計保障定期保険（無解約返戻金型）、就業不能保障保険（無解約返戻金型）または重度5疾病・障害・重度介護保障特約が付加された医療総合保険（基本保障・無解約返戻金型）もしくは新医療総合保険（基本保障・無解約返戻金型）に付加した場合の特則
第5条	第1回保険料が払い込まれないことによる無効		
第6条	特約の解約		
第7条	第1回保険料の払込み前の保険契約の解約返戻金		
第8条	主約款の規定の準用		
第9条	がん治療支援保険、がん治療支援保険NEO（無解約返戻金型）、がん診断保険（無解約返戻金型）、がん治療保険（無解約返戻金型）または介護年金保険（無解約返戻金型）に付加した場合の特則		

責任開始期に関する特約条項

(2022年2月2日改定)

(この特約の概要)

この特約は、第1回保険料(第1回保険料充当金を含みます。)(の)払込みを責任開始期の要件とせず、当会社が保険契約の申込みを受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時から保険契約上の責任を負うことを目的としたものです。

第1条(特約の適用)

- (1) この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)(の)締結の際、保険契約者から申出があり、かつ、当会社がこれを承諾した場合に主契約に付加して適用します。
- (2) この特約を付加した主契約が更新された場合、更新後の主契約にはこの特約は付加されません。

第2条(責任開始期および契約日)

主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)(の規定にかかわらず、次の①～③のとおり取り扱います。

- ① 保険契約の申込みを受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時を主契約の責任開始期(当会社の保険契約上の責任が開始する時をいいます。以下同じ。)(とし、その時の属する日(以下「責任開始日」といいます。)(を契約日とします。ただし、月払の保険契約の場合の契約日は、責任開始日の属する月の翌月1日とします。
- ② 契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、前①に定める契約日を基準として計算します。ただし、責任開始日から契約日の前日までの間に、主約款または主契約に付加された他の特約の特約条項(以下「他の特約条項」といいます。)(の規定に基づいて保険金、一時金、給付金、年金もしくは祝金(以下「保険金等」といいます。)(の支払事由または保険料払込みの免除事由が発生したときは、責任開始日を契約日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はその日を基準として再計算します。
- ③ 前②ただし書きに定める再計算の結果、保険料に超過分があるときは、当会社はその超過分を保険契約者に払い戻します。また、保険料に不足分があるときは、保険契約者はその不足分を当会社に払い込んでください。ただし、支払うべき保険金等があるときは、保険料の不足分をその保険金等から差し引きます。

第3条(第1回保険料の払込みおよび猶予期間)

- (1) 保険契約者は、第1回保険料(主契約および主契約締結の際に主契約に付加された他の特約の第1回保険料をいい、第1回保険料充当金を含みます。以下同じ。)(を払込期間内に当会社に払い込んでください。
- (2) 第1回保険料の払込期間は、責任開始日から責任開始日の属する月の翌月末日までとします。
- (3) 第1回保険料の払込みについては、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月初日から翌々月末日までの猶予期間があります。
- (4) 第1回保険料が本条に定める払込期間内に払い込まれなかった場合には、当会社は、保険契約者に次の事項を通知します。
 - ① 第1回保険料が払込期間内に払い込まれなかったこと。
 - ② 第1回保険料の払込みについての猶予期間
 - ③ 猶予期間内に第1回保険料が払い込まれないときは保険契約が無効となること。

第4条(第1回保険料の払込み前に保険事故が発生した場合)

- (1) 第1回保険料の払込みがないまま、第1回保険料の猶予期間満了日までに主約款または他の特約条項の規定に基づいて保険金

等の支払事由が生じたときは、第1回保険料を支払うべき保険金等から差し引きます。ただし、第2回以後の保険料について、主約款または他の特約条項の規定に基づいて差し引くべき未払込保険料がある場合は、第1回保険料と合わせて支払うべき保険金等から差し引きます。

- (2) 本条(1)の場合、支払うべき保険金等が第1回保険料(注1)に不足するときは、保険契約者は、第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料(注1)を払い込んでください。第1回保険料(注1)の払込みがない場合には、当会社は、支払事由の発生により支払うべき保険金等を支払いません。
- (3) 第1回保険料の払込みがないまま、第1回保険料の猶予期間満了日までに主約款または他の特約条項の規定に基づいて保険料払込みの免除事由が生じたときは、保険契約者は、第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料(注2)を払い込んでください。第1回保険料(注2)の払込みがない場合には、当会社は、保険料の払込みを免除しません。
- (4) 月払の保険契約に本条(2)または(3)の規定が適用され、かつ、第2条(責任開始期および契約日)②ただし書きの規定により責任開始日を契約日とするときは、主約款の規定にかかわらず、第2回保険料の猶予期間は、第1回保険料の猶予期間満了日まで延長されるものとします。

(注1) 本条(1)ただし書きの規定により、第1回保険料と合わせて差し引くべき第2回以後の未払込保険料を含みます。

(注2) 主約款または他の特約条項の規定に基づいて払い込むべき第2回以後の未払込保険料がある場合は、その未払込保険料を含みます。

第5条(第1回保険料が払い込まれないことによる無効)

- (1) 第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料の払込みがないときは、主契約およびこれに付加された特約を無効とします。ただし、前条(1)に該当し、かつ、前条(2)に該当しない場合を除きます。
- (2) 本条の規定によって主契約およびこれに付加された特約を無効とした場合、責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。

第6条(特約の解約)

保険契約者は、主契約と同時になければ、この特約を解約することはできません。

第7条(第1回保険料の払込み前の保険契約の解約返戻金)

第1回保険料の払込み前の主契約およびこれに付加された特約には解約返戻金その他の返戻金はありません。

第8条(主約款の規定の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第9条(がん治療支援保険、がん治療支援保険NEO(無解約返戻金型)、がん診断保険(無解約返戻金型)、がん治療保険(無解約返戻金型)または介護年金保険(無解約返戻金型)に付加した場合の特則)

この特約をがん治療支援保険、がん治療支援保険NEO(無解約返戻金型)、がん診断保険(無解約返戻金型)もしくはがん治療保険(無解約

返戻金型) (以下「がん保険等」といいます。)または介護年金保険(無解約返戻金型)に付加した場合には、主約款の規定にかかわらず、次の①～⑥の取扱いをし、第2条(責任開始期および契約日)および第4条(第1回保険料の払込み前に保険事故が発生した場合)(4)の規定は適用しません。

- ① 保険契約の申込みを受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時を主契約の保険期間の始期とし、その時の属する日を契約日とします。ただし、月払の保険契約の場合の契約日は、保険期間の始期の属する月の翌1日とします。
- ② 主契約の責任開始期は、この特約を付加した主契約に応じて、次のとおりとします。ただし、保険料払込みの免除(注)については、前①に定める保険期間の始期を責任開始期とします。

	この特約を 付加した主契約	主契約の責任開始期
ア.	がん保険等	前①に定める保険期間の始期の属する日からその日を含めて90日を経過した日の翌日
イ.	介護年金保険(無解約返戻金型)	契約日の1年後の応当日(※)

(※) 契約日の1年後に対応する日を行い、契約日の1年後に対応する日がない月の場合には、その月の末日をいうものとします。

- ③ 契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、前①に定める契約日を基準として計算します。ただし、保険期間の始期の属する日から契約日の前日までの間に、主約款または他の特約条項の規定に基づいて保険料払込みの免除事由(注)が発生したときは、保険期間の始期の属する日を契約日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はその日を基準として再計算します。
- ④ 前③ただし書きに定める再計算の結果、保険料に超過分があるときは、当会社はその超過分を保険契約者に払い戻します。また、保険料に不足分があるときは、保険契約者はその不足分を当会社に払い込んでください。
- ⑤ 第3条(第1回保険料の払込みおよび猶予期間)(2)中、「責任開始日」とあるのは「保険期間の始期」と読み替えます。
- ⑥ 月払の保険契約に第4条(第1回保険料の払込み前に保険事故が発生した場合)(2)または(3)の規定が適用され、かつ、前③ただし書きの規定により保険期間の始期の属する日を契約日とするときは、主約款の規定にかかわらず、第2回保険料の猶予期間は、第1回保険料の猶予期間満了日まで延長されるものとします。

(注) この特約をがん治療支援保険NEO(無解約返戻金型)、がん診断保険(無解約返戻金型)またはがん治療保険(無解約返戻金型)に付加した場合は、悪性新生物保険料払込免除特則による保険料払込みの免除およびその免除事由を除きます。また、この特約を介護年金保険(無解約返戻金型)に付加した場合は、健康還付特則の死亡給付金およびその支払事由を含みます。

第10条(5年ごと利差配当付こども保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと利差配当付こども保険に付加した場合には、第2条(責任開始期および契約日)中、「被保険者」とあるのは「被保険者および保険契約者」と読み替えます。

第11条(5年ごと利差配当付個人年金保険または個人年金保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険または個人年金保険に付加した場合で、かつ、その5年ごと利差配当付個人年金保険または個人年金保険に無選択加入特則が付加されたときには、第2条(責任開始期および契約日)中、「保険契約の申込みを受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時」とあるのは「保険契約の申込みを受けた時」と読み替えます。

第12条(学資保険に付加した場合の特則)

この特約を学資保険に付加した場合には、第2条(責任開始期および契約日)中、「保険契約の申込みを受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時」とあるのは「保険契約の申込みを受けた時」と読み替えます。ただし、学資保険に保険料払込免除特則が付加されたときは、第2条(責任開始期および契約日)中、「被保険者」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。

第13条(家計保障定期保険(無解約返戻金型)、就業不能保障保険(無解約返戻金型)または重度5疾病・障害・重度介護保障特約が付加された医療総合保険(基本保障・無解約返戻金型)もしくは新医療総合保険(基本保障・無解約返戻金型)に付加した場合の特則)

この特約を家計保障定期保険(無解約返戻金型)、就業不能保障保険(無解約返戻金型)または重度5疾病・障害・重度介護保障特約(以下、本条において「主特約」といいます。)が付加された医療総合保険(基本保障・無解約返戻金型)もしくは新医療総合保険(基本保障・無解約返戻金型)に付加した場合で、第1回保険料の払込みのないまま、第1回保険料の猶予期間満了日まで主契約または主特約の保険金の支払事由が生じ、保険金の月払給付を行うときは、第4条(第1回保険料の払込み前に保険事故が発生した場合)(1)の規定にかかわらず、次のとおり取り扱います。

- ① 月払給付を行う主契約または主特約の第1回の給付金から第1回保険料(注)を差し引きます。ただし、その第1回の給付金が第1回保険料(注)に不足するときは、第1回保険料(注)を主契約の保険金額または主特約の特約保険金額から差し引き、その残額をもとに当会社の定める方法により主契約の基準給付金月額または主特約の特約給付金月額を改めます。
- ② 前①ただし書の場合、変更後の基準給付金月額または特約給付金月額が当会社の取扱範囲外となるときは、次のとおりとします。
 - ア. 変更後の基準給付金月額または特約給付金月額に当会社の定める取扱範囲に満たない端数が生じるときは、第1回保険料(注)を差し引いた主契約の保険金額または主特約の特約保険金額の残額のうち、その一部を主契約または主特約の保険金受取人に一時に支払い、基準給付金月額または特約給付金月額の調整を行います。
 - イ. 変更後の基準給付金月額または特約給付金月額が当会社の定める金額に満たないときは、前①の規定にかかわらず、第1回保険料(注)を差し引いた主契約の保険金額または主特約の特約保険金額の残額を主契約または主特約の保険金受取人に一時に支払い、保険金の月払給付を行いません。

(注) 第2回以後の保険料について、主約款または他の特約条項の規定に基づいて差し引くべき未払込保険料がある場合は、その第2回以後の保険料を含みます。

初年度保険料の割引に関する特約条項 目次

第 1 条 用語の意義

第 2 条 特約の適用条件

第 3 条 割引対象保険料

第 4 条 割引が適用された保険契約の取扱い

第 5 条 特約の解約

第 6 条 主約款の規定の準用

第 7 条 医療総合保険（基本保障・無解約返戻金型）、医療保険（引受基準緩和・無解約返戻金型）、がん診断保険（無解約返戻金型）または介護年金保険（無解約返戻金型）に付加した場合の特則

第 8 条 個人年金保険または学資保険に付加した場合の特則

初年度保険料の割引に関する特約条項

(2021年8月23日改定)

(この特約の概要)

この特約は、この特約が付加された主たる保険契約と保険契約者を同一とする保険契約が締結されている場合で、それらの保険契約が当会社の定める条件を満たすときに、主たる保険契約（主たる保険契約に付加された他の特約を含みます。）に対して適用する保険料の割引に関する取扱いを定めることを主な内容とするものです。

第 1 条(用語の意義)

この特約条項において使用される次の用語の意義は、それぞれ下表のとおりとします。

	用語	用語の意義
シ	主契約	主たる保険契約をいいます。
シ	主特約	主契約に付加された当会社の定める特約をいいます。
ワ	割引元契約	主契約と保険契約者を同一とし、かつ、主契約および主特約に対してこの特約の定めるところにより保険料の割引を適用するための条件となる保険契約をいいます。
ワ	割引適用期間	この特約にもとづく保険料の割引が適用される期間をいい、主契約の契約日からその日を含めて1年間とします。

第 2 条(特約の適用条件)

- (1) この特約は、主契約の締結の際、保険契約者から申出があり、かつ、当会社がこれを承諾した場合に、主契約に付加して適用します。
- (2) この特約を適用するには、当会社が主契約の申込を受けた時点において、次の①および②の条件をいずれも満たすことを必要とします。
 - ① 割引元契約が締結されていること(注)。
 - ② 割引元契約および主契約について、その保険の種類、保険料その他の契約内容が当会社の定める取扱範囲内であること。
- (3) この特約を付加した主契約が更新された場合、更新後の主契約にはこの特約は付加されません。

(注) 当会社が主契約の申込を受けたのと時期を同じくして割引元契約が締結される場合を含み、保険期間の満了、解約その他の事由により割引元契約が消滅している場合は含みません。

第 3 条(割引対象保険料)

この特約にもとづく保険料の割引は、次の①または②のいずれかに該当する保険料のうち、当会社の定める取扱範囲内のものに対して適用します。

- ① 主契約および主特約の第1回保険料(注)
- ② 主契約および主特約の第2回以後の保険料のうち、割引適用期間中に開始する保険料期間に対応する保険料

(注) 第1回保険料充当金を含みます。

第 4 条(割引が適用された保険契約の取扱い)

この特約にもとづく保険料の割引が適用された場合、次の①および②のとおり取り扱います。

- ① 主契約および主特約について、割引適用期間中は、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)および主特約の特約条項の規定にかかわらず、保険料の前納または一括払の取扱いを行います。
- ② 主契約の保険料の払込方法(回数)が月払で、主契約に保険料口座振替特約が付加される場合、割引適用期間中の最終の保険料期間に

対応する保険料の口座振替が不能となったときは、保険料口座振替特約条項の規定にかかわらず、その特約条項に定める翌月分の振替日に、割引適用期間中の最終の保険料期間に対応する保険料のみの口座振替を行います。この場合、翌月分の保険料が払込期内に当会社に払い込まれなかったときは、その保険料の口座振替が不能となったものとみなして、保険料口座振替特約条項の規定を適用します。

第 5 条(特約の解約)

保険契約者は、主契約と同時になければ、この特約を解約することはできません。

第 6 条(主約款の規定の準用)

この特約に別段の定めがない場合には、主約款および主特約の特約条項の規定を準用します。

第 7 条(医療総合保険（基本保障・無解約返戻金型）、医療保険（引受基準緩和・無解約返戻金型）、がん診断保険（無解約返戻金型）または介護年金保険（無解約返戻金型）に付加した場合の特則)

- (1) この特約を医療総合保険（基本保障・無解約返戻金型）、医療保険（引受基準緩和・無解約返戻金型）、がん診断保険（無解約返戻金型）または介護年金保険（無解約返戻金型）に付加した場合で、主契約に健康還付特約が付加されるときは、第4条（割引が適用された保険契約の取扱い）に規定するほか、主約款の規定により健康還付給付金の支払額の計算に使用される既払込保険料相当額とは、この特約にもとづく割引を適用せずに計算した保険料によるものとします。
- (2) 本条(1)のほか、この特約を介護年金保険（無解約返戻金型）に付加した場合には、主約款の規定により死亡給付金の支払額の計算に使用される既払込保険料相当額とは、この特約にもとづく割引を適用せずに計算した保険料によるものとします。

第 8 条(個人年金保険または学資保険に付加した場合の特則)

この特約を個人年金保険または学資保険に付加した場合には、第4条（割引が適用された保険契約の取扱い）に規定するほか、主約款の規定により死亡給付金額の計算に使用される保険料(注)とは、この特約にもとづく割引を適用せずに計算した保険料によるものとします。

(注) 個人年金保険においては月払保険料または一時払保険料相当額、学資保険においては月払保険料をいいます。

保険会社からのお願い

1. 転居、住居表示の変更、その他契約内容変更(名義変更、受取人変更、改姓、証券の紛失)などの場合には、下記カスタマーセンター、支社または取扱者／代理店にお知らせください。
2. ご契約に関する照会、ご通知の際には証券番号、ご契約者と被保険者のお名前、ご住所をお知らせください。
3. 保険証券は大切に保管してください。

保険契約についてのご相談、お問い合わせがございましたら、ご遠慮なく下記カスタマーセンター、支社または取扱者／代理店へお申し出ください。なお、ご照会の際には、必ず保険証券をご準備ください。

カスタマーセンター

生命保険に関するご相談・お問い合わせは
あんしん生命 カスタマーセンター



0120-016-234

受付時間 平日9:00～18:00、土曜9:00～17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

超保険(生損保一体型保険)に関するご相談・お問い合わせは
超保険カスタマーセンター



0120-323-523

受付時間 平日・土日祝日9:00～18:00
(年末年始を除きます。)

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものですので、必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申し込みいただくようお願いいたします。

特に・・・

・保険契約の締結と生命保険募集人の権限	26
・クーリング・オフ制度(お申込みの撤回またはご契約の解除)	27
・健康状態・職業等の告知義務	27
・保険会社の責任開始期	28
・保険金・給付金等をお支払いできない場合	40
・保険料のお払込み	49
・保険料の払込期月と猶予期間および復活について	50
・ご契約の解約と解約返戻金	55

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことがらですので、告知および保険料の受領など取扱者／代理店の役割も含めて、ご説明の中でわかりにくい点がございましたら下記カスタマーセンターにお問い合わせください。なお、後ほどお送りする保険証券とともに大切に保存し、ご活用ください。

カスタマーセンター

生命保険に関するご相談・お問い合わせは
あんしん生命 カスタマーセンター



0120-016-234

受付時間 平日9:00～18:00、土曜9:00～17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

超保険(生損保一体型保険)に関するご相談・お問い合わせは
超保険カスタマーセンター



0120-323-523

受付時間 平日・土日祝日9:00～18:00
(年末年始を除きます。)

< 取扱者／代理店 >
< 事務代行会社 >



東京海上日動あんしん生命保険株式会社

<https://www.tmn-anshin.co.jp/>